

## 国際戦略総合特別区域指定申請書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 殿

北海道知事

高 橋 はるみ

〔 札幌・江別エリア 〕

札幌市長

上 田 文 雄

江別市長

三 好 昇

〔 函館エリア 〕

函館市長

工 藤 壽 樹

〔 十勝エリア代表 〕

帯広市長

米 沢 則 寿

北海道経済連合会会長

近 藤 龍 夫

〔十勝エリア〕

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 音更町長  | 寺 山 | 憲 二 |
| 士幌町長  | 小 林 | 康 雄 |
| 上士幌町長 | 竹 中 | 貢   |
| 鹿追町長  | ・ 田 | 弘 志 |
| 新得町長  | 浜 田 | 正 利 |
| 清水町長  | 高 薄 | 渡   |
| 芽室町長  | 宮 西 | 義 憲 |
| 中札内村長 | 田 村 | 光 義 |
| 更別村長  | 岡 出 | 誠 司 |
| 大樹町長  | 伏 見 | 悦 夫 |
| 広尾町長  | 村 瀬 | 優   |
| 幕別町長  | 岡 田 | 和 夫 |
| 池田町長  | 勝 井 | 勝 丸 |
| 豊頃町長  | 宮 口 | 孝   |
| 本別町長  | 高 橋 | 正 夫 |
| 足寄町長  | 安久津 | 勝 彦 |
| 陸別町長  | 金 澤 | 紘 一 |
| 浦幌町長  | 水 澤 | 一 廣 |

総合特別区域法第8条第1項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域について指定を申請します。

◇ 指定を申請する国際戦略総合特別区域の名称

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区

## 目 次

|                                                      |    |
|------------------------------------------------------|----|
| ① 指定申請に係る区域の範囲                                       | 1  |
| i) 総合特区として見込む区域の範囲                                   | 1  |
| ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置の適用を想定している区域                 | 1  |
| iii) 区域設定の根拠                                         | 1  |
| ② 指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題 | 2  |
| i) 総合特区により実現を図る目標                                    | 2  |
| ア) 定性的な目標                                            | 2  |
| イ) 評価目標及び数値目標                                        | 3  |
| ウ) 数値目標の設定の考え方                                       | 3  |
| ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策                                 | 3  |
| ア) 政策課題                                              | 3  |
| イ) 解決策                                               | 4  |
| iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要                               | 6  |
| ① 地域の歴史や文化                                           | 6  |
| ② 地理的条件（北海道がふさわしい理由）                                 | 6  |
| ③ 社会資本の現状                                            | 7  |
| ④ 地域独自の技術の存在                                         | 7  |
| ⑤ 地域の産業を支える企業の集積等                                    | 8  |
| ⑥ 人材、NPO等の地域の担い手の存在等                                 | 9  |
| ⑦ 地域内外の人材、企業等のネットワーク                                 | 9  |
| ⑧ その他の地域の蓄積                                          | 10 |
| ③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容                  | 11 |
| i) 行おうとする事業の内容                                       | 11 |
| 《 HFCプロジェクトマネジメント事業 》                                | 11 |
| 《 研究開発拠点の拡充とネットワーク強化事業 》                             | 12 |
| 〈 食品安全性・有用性研究評価センター機能の整備 〉                           | 12 |
| 〈 食品試作・実証センター機能の整備 〉                                 | 15 |
| 〈 密閉型実証研究植物工場の整備 〉                                   | 17 |
| 〈 国際水産・海洋総合研究センターの整備 〉                               | 18 |
| 〈 食・農・医連携研究センターの整備 〉                                 | 20 |
| 《 支援基盤の整備事業 》                                        | 21 |
| 〈 食関連企業レンタルラボの整備 〉                                   | 21 |
| 〈 食のビジネススクール「国際食開発カレッジ（仮称）」の創設 〉                     | 22 |
| 〈 輸出支援ネットワーク化事業 〉                                    | 23 |
| 〈 HFCファンドの創設 〉                                       | 24 |
| 《 農業生産体制強化事業 》                                       | 25 |
| 〈 安全で高品質な農畜産物の生産 〉                                   | 25 |
| 〈 農業生産技術の高度化 〉                                       | 26 |
| 〈 農業廃棄物等を活用したバイオガスのプラントの高効率化 〉                       | 29 |
| 〈 余剰農産物等を有効活用したバイオエタノールの高度化利用 〉                      | 30 |
| 〈 バイオディーゼル燃料の高度化利用の促進 〉                              | 31 |
| ii) 地域の責任ある関与の概要                                     | 33 |
| ア) 地域において講ずる措置                                       | 33 |
| イ) 目標に対する評価の実施体制                                     | 33 |
| iii) 事業全体の概ねのスケジュール                                  | 34 |
| ア) 事業全体のスケジュール                                       | 34 |
| イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成                               | 36 |

## ① 指定申請に係る区域の範囲

### i) 総合特区として見込む区域の範囲

札幌市、江別市、函館市、帯広市・十勝（音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町）の各区域

### ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置の適用を想定している区域 設定しない

### iii) 区域設定の根拠

本特区では、東アジアにおける「食」の研究開発・輸出拠点を我が国に形成することを目的とする。そのために、大学や試験研究機関、産業支援機関などが集積し、全国的にも先駆的な取り組みを実施している「札幌・江別（加工食品）」～「函館（水産品）」～「帯広・十勝（農産品）」の3地域を特別区域に設定し、産学官連携と3地域連携の相乗効果を発揮する。また、その成果を北海道全体ひいては日本全体に波及させ、新たな付加価値向上の実現を図る。

なお、本特区は、区域内における試験研究支援機能等を集積し、区域内における企業活動を促進しようとするものであり、この実現のために必要な関係市町村の行政区域全体を特区区域として設定する。



## ② 指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

### i) 総合特区により実現を図る目標

#### ア) 定性的な目標

EU・北米経済圏と同規模の成長が見込まれる東アジアにおいて、「北海道」をオランダのフードバレーに匹敵する食の研究開発・輸出拠点とする。

#### 【解説】

本特区では、食に関し道内有数の集積があり、かつ全国的にも先駆的な取り組みを行っている3地域が、規制・制度の改善やそれぞれの地域の研究開発・商品化などの機能の高度化を進めるとともに、地域内及び地域間の連携・協働により高度な食の有用性（機能性を含む、以下同じ）や高付加価値の商品の開発を進め、海外展開を図る。具体的には、「“規制緩和等による農水産物の生産環境改善” → “道内農水産資源を活用した高付加価値の商品開発” → “東アジア等への輸出拡大”」の取り組みを一貫して推進する。それにより、食品輸出額を1兆円に倍増する我が国政府の目標に大きく貢献する。

海外に目を向けると、国土面積が北海道の半分のオランダは、研究開発拠点（フードバレー）を形成し、世界第2位の食品輸出国となっている。今回の特区提案により、北海道にオランダのフードバレーに匹敵するアジアの研究拠点を形成しようとするものである。なお、隣国韓国では国家プロジェクトとして本特区構想と同様のフードポリス構想を推進している。



#### （参考） オランダフードバレーの概要

僅か50km<sup>2</sup>（札幌市・中央区や東京都・足立区程度）の面積（ヘルダーランド州ワーヘニンゲン市周辺地域）を核にして食関係企業が1,400社以上、研究機関が20機関以上集積する世界有数の食の研究開発拠点。ここからオランダの高い国際競争力を生み出している。

#### 高い経済水準を生み出す産業基盤

- ◆ 農業・食料品産業の付加価値額はオランダ経済の1割
- ◆ 一人当たりの農業付加価値（373万円）は世界3位
- ◆ 多国籍企業が多い（ユニリーバ、ハイネケンなど）

ヘルダーランド州



- ◆ 食料品製造業産出額・・・7兆円（食料品製造業が最大の産業）
- ◆ 農・食料品輸出額・・・・7兆円（EU最大で約8割が域内輸出）

- 高い国際競争力(2009年)・・・日本：17位<オランダ：10位
- 高い一人当たりGDP(2008年)・・・日本：385万円<オランダ：525万円
- 低い失業率(2008年)・・・日本：4.0%<オランダ：3.0%

|             | 北海道    | オランダ    |
|-------------|--------|---------|
| 人口          | 550万人  | 1,650万人 |
| GDP（名目）     | 18兆円   | 88兆円    |
| 一次産業GDP比    | 3.8%   | 1.8%    |
| 農業従事者       | 15.5万人 | 22.7万人  |
| 一次産業産出額     | 2兆円    | 3兆円     |
| 食料品製造業産出額   | 2兆円    | 7兆円     |
| 農・食料品（移）輸出額 | 2兆円    | 7兆円     |

#### イ) 評価目標及び数値目標

○ 評価指標：特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額等

○ 数値目標：1,300億円〔2010年に対する5年間（2012年～2016年まで）の売上増加額累計〕

#### ウ) 数値目標の設定の考え方

将来的に、北海道の移輸出額2兆円をオランダ並の7兆円に引き上げるための中間目標として設定。  
この中間目標額1,300億円は、下記の累計総額としている。

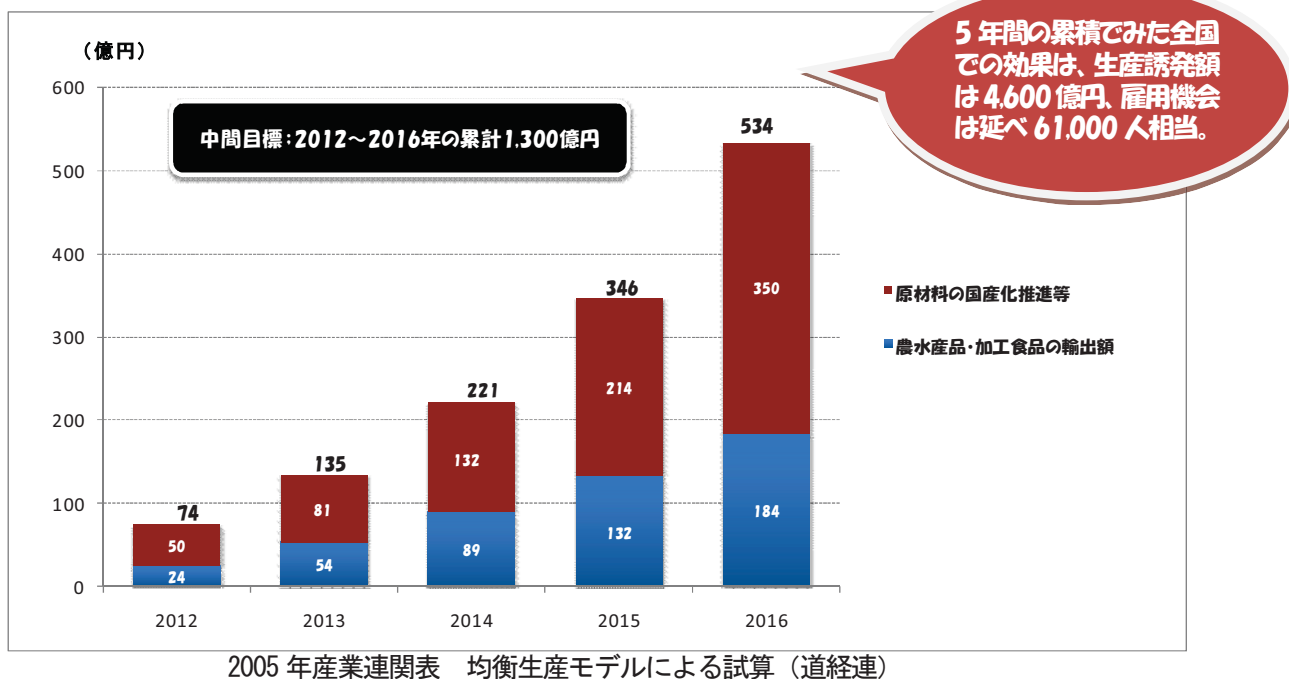
○ 本特区が関与した農水産品・加工食品の輸出増加額

この輸出増加額は国の新成長戦略における食品輸出目標（2009年→2017年：2.2倍）を上回る増加率（約3倍）とした。

○ 特区が関与した企業による原材料の国産化推進などによる売上増加額

なお、この中間目標による経済効果を2005年産業連関表 均衡生産モデルにより試算すると、全国の生産誘発額は4,600億円、雇用機会はこの61,000人相当と推計される。

※ 2005年全国産業連関表に基づく均衡産出高モデル（所得効果を反映）による試算（北海道経済連合会）。本試算には食料品製造企業の海外進出による売上額は含めていない。



#### ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

##### ア) 政策課題

食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得することが必要。

##### 【解説】

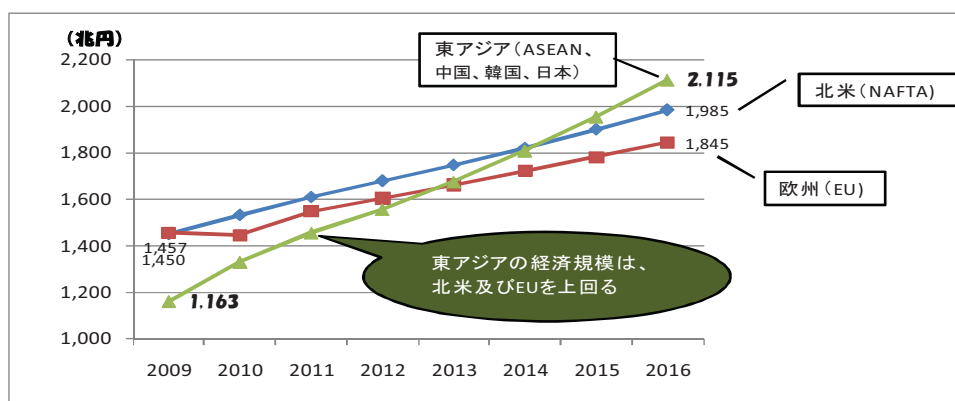
- 国際通貨基金の予測によると、東アジア諸国は今後も他地域を上回る高い経済成長を遂げ、2016年にはEUやNAFTAを上回る規模になる。特に日本を除く東アジア諸国の成長は著しく、2009年から2016年で名目GDPは2倍に拡大し、その食品市場規模は2兆ドル程度になると推計される。
- 中国をはじめとする東アジア諸国においては、所得向上に伴い、日本と同様に消費の成熟化、消費の2極化（こだわり製品と安価な製品）、健康志向が一層進む。

具体的には、安全な食品や、生活習慣病の予防効果がある食品、ブランド力のある食品等、（価格だけではない）高付加価値食品への需要が増加してくる。すなわち、我が国の近隣に、東アジアという、高付加価値食品に関する巨大な市場が存在することになる。



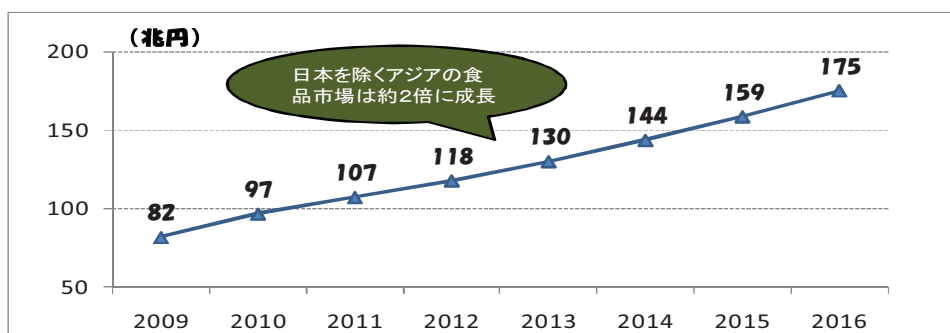
- ・ 国の新成長戦略では、「農水産物・食品の輸出拡大（2017 年 1 兆円）」及び「食料自給率向上（2020 年 50%）」を目標として掲げている。上記目標を同時に達成するためには、特区内に「食と健康に関する研究開発・製品化支援機能」を集積拡充し、これを推進力として、国内農水産業及び食料品製造業の国際競争力を強化することによって、成長著しい東アジアの食需要を着実に獲得していくことが不可欠である。
- ・ オランダは国家プロジェクトとしてフードバレーを確立し、韓国においても国家プロジェクトとしてフードポリス構想を推進中である。したがって、わが国においても、韓国をはじめする近隣諸国に先駆け、国家プロジェクトとして取り組む必要がある。

主要経済圏の比較（名目 GDP）



データ出所；人口；「国際連合世界人口予測 1960-2060 (2010 年改定版)」、名目 GDP；「World Economic Outlook」(IMF, April 2011)、為替レート；「2010 年の国際収支 (速報) 動向」(日本銀行)

日本を除く東アジアの食品市場規模（推計値、GDP ベース）



※食料支出／名目 GDP の比率を、2009 年と同じと仮定。また、その他のアジア諸国の比率は中国と同じと仮定

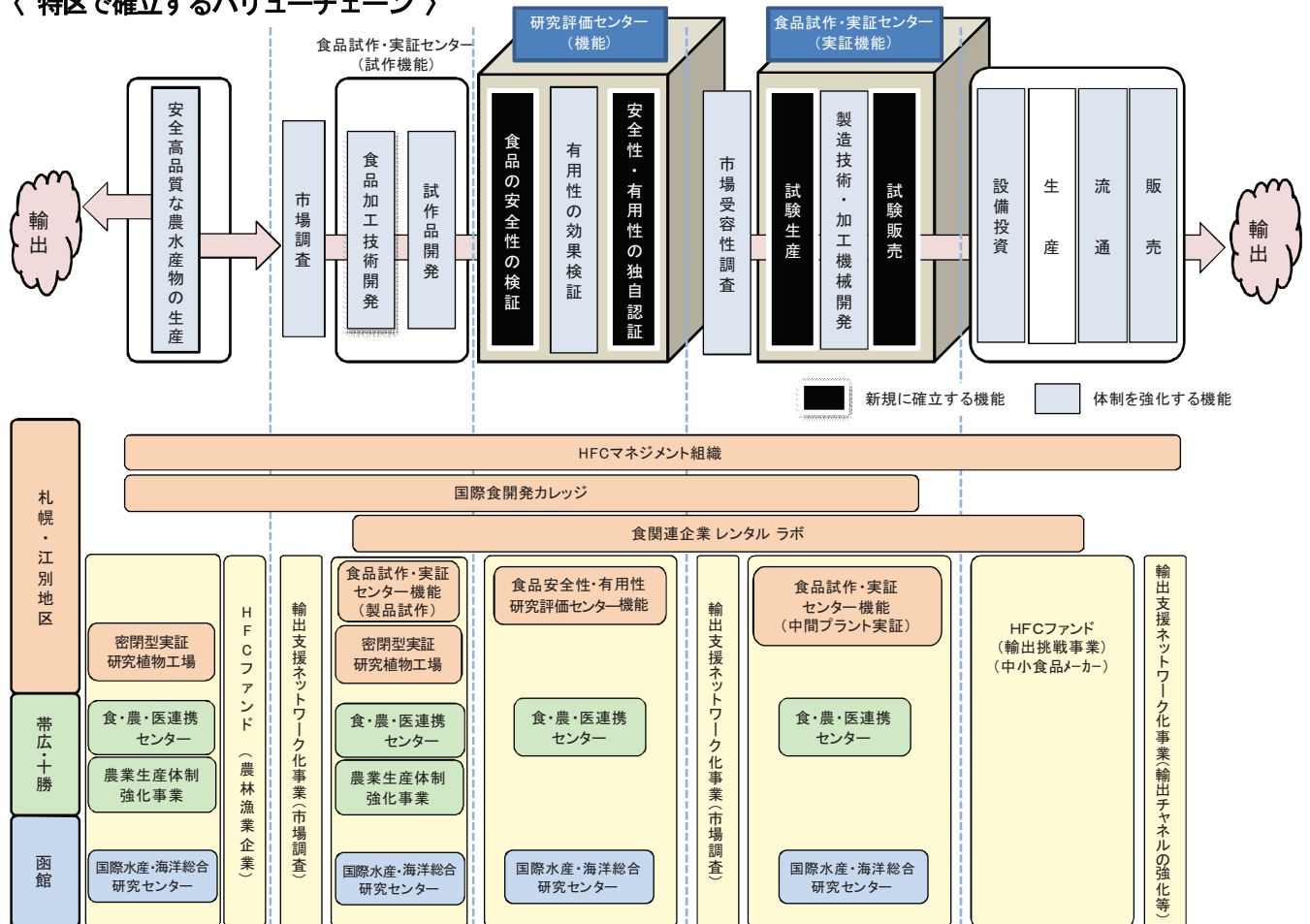
◇ 対象とする政策分野：q) 農水産業、食品産業 《 j) 研究開発拠点の形成 》

#### イ) 解決策

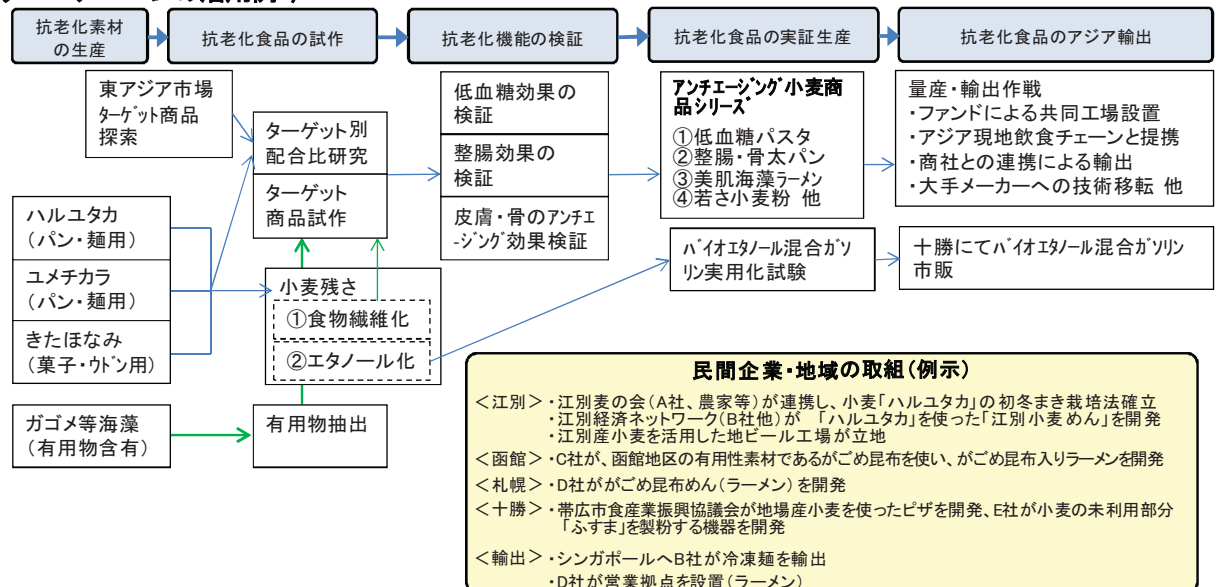
北海道の優位性のある農水産物の安全性・品質をさらに高める生産体制を強化するとともに、国内外の市場ニーズ等に対応した商品開発および供給体制の確立を図り、食の生産拡大と高付加価値化を実現する。具体的には特区事業の推進により、研究開発を基盤とした“需要創造につながる食のバリューチェーン”を実現することによって解決を図る。バリューチェーンの実現においては、下記の3点が重要な視点である。

- (1) 食の安全性・有用性に係る評価体制と製品化支援機能を核とする研究開発拠点の形成と企業集積
- (2) 海外市場調査や販売チャネルの開拓などの輸出拡大に向けた体制の強化
- (3) 3地域における1次・2次・3次の全ての産業間ならびに地域間の連携と協働の推進

## 〈 特区で確立するバリューチェーン 〉



## 〈 バリューチェーンの活用例 〉



## 〈 食品試作・実証の先行事例 〉

### 既存試験用施設での開発実績 (例)

- ・遺伝子組換えイチゴによる  
イヌ用インターフェロンの大量生産技術の開発に成功



- ・遺伝子組換えジャガイモ  
による鶏原虫病ワクチンの生産に成功



- ・ジャガイモの「水耕栽培」に成功  
(圃場の5倍程度の収穫が可能)

- ・植物由来の人間用インフルエンザワクチン
- ・植物由来の人間用インターフェロン



- ・鳥インフルエンザワクチン



- ・各種抗酸化物質、サプリメント原料
- ・ジャガイモ、稲等の品種改良の期間短縮
- ・漢方薬素材





### iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

#### ① 地域の歴史や文化

北海道開拓使が明治2年(1869年)に設置され、国家事業として北海道の開拓が開始された。当時の北海道の人口は58,000人であったが、その後北海道は1世紀の間に人口が約100倍に増加した世界でも類を見ない発展を成し遂げた地域である。

北海道開拓に当たって、第3代開拓使長官の黒田清隆は明治4年に当時現職のアメリカ合衆国農務局長であるホーレス・ケプロンを開拓顧問として招聘し、開拓事業の指導にあたらせた。ケプロンの北海道開拓ビジョンは「開拓使顧問ホーレス・ケプロン報文」として今も残っている。その提言では、研究開発の拠点として「札幌農学校」の設立、当時の気候制約から米作に向かない北海道での麦作の奨励による強い農業づくり、そして「開拓使麦酒製造所(後のサッポロビール)」設立による農産品の付加価値向上の取組み、日本初の缶詰工場となる「石狩缶詰所」の設立による漁業品の加工による輸出促進が提唱され、その後着実に実践された。この開拓当時のビジョンは現代においても北海道、さらには我が国が抱える課題の解決のための戦略の方向感に相通じるものであり、その実践力こそが今まさに現代でも求められるものである。

この様な先人たちの遺産と進取の気性に富む文化を有する北海道において、国際戦略特区の制度を活用し、地域の責任ある取組みと、さらには産学官一体となった連携により大きな成果を得ることは確実である。また、地域の発展は国の発展、課題解決への貢献を背景として実現されるもので、さらには国際的な視野を持った先見性のある取組みが必要である。

明治の開拓以来の、北海道の成長は、常に我が国の発展・課題解決への貢献を背景に実現されたものであり、産業の発展を支える石炭・木材の供給基地として、人口の吸収地として、食料の供給基地として、さらには国土の防衛として、大きな役割を果たしてきた。その後の日本経済の発展とエネルギー革命等により北海道の役割は変遷したが、安全安心な食の供給基地としての期待と可能性は変わらない。

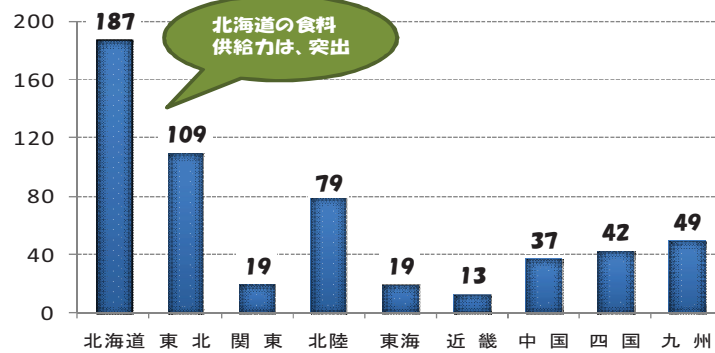
また、2050年には世界の人口が91億人に達し、この人口を養うには食料生産を現状より70%増大させる必要があると予想されており、今後食料は石油等のエネルギー関連物資に匹敵する国際戦略物資となることは確実である。先進諸国中、最低の食料自給率の日本における食料安全保障という国家課題の解決に貢献しうる可能性を有し、東アジアを展望し食産業を成長産業として確立し日本全体に波及させうる拡張性を有する地域は唯一北海道のみであると言って過言ではない。

#### ② 地理的条件(北海道がふさわしい理由)

北海道は、日本の経済成長と食料自給率向上を両立しうる唯一の地域である。理由は、以下の通り。

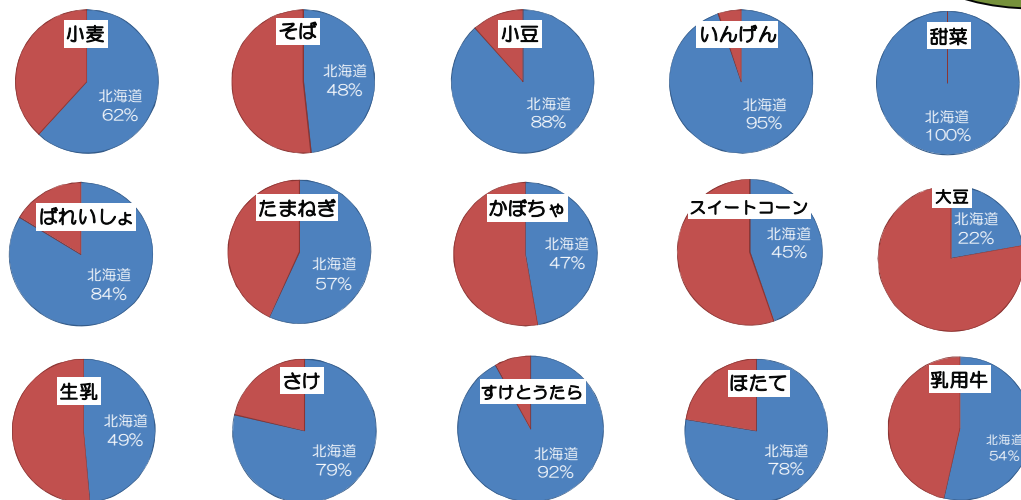
- ・ 質的・量的に安定的に輸出を行うためには、農水産物の安定調達が不可欠である。北海道は、全国の4分の1を占める広大な農地を有し、本道農家の1戸当たり耕地面積は都府県の約11倍に当たる22haである。また、販売農家に占める主業農家の割合は、都府県の23%に対し72%と、大規模で専門的な経営を展開している〔データ出所:「平成23年農業構造動態調査」(農林水産省)〕。
- ・ 北海道の漁獲量(海面漁業+海面養殖)は全国の28%を占めている。  
〔データ出所:「平成21年漁業・養殖業生産統計年報」(農林水産省)〕
- ・ 北海道の食料供給力及び生産性は、国内で突出している。本特区では、北海道の豊富で安全な原材料を活用して、東アジア市場のニーズに即した加工食品・有用性食品を開発することによって、食料品の輸出増加を実現する。
- ・ また、北海道では、商品ニーズや加工特性等の情報を農水産業の生産現場にフィードバックすることによって、1次産業と食品加工業が一体的に強化できる。

国内ブロック別食料自給率（2009年、カロリーベース）  
（％）



データ出所：「都道府県別食料自給率」（農林水産省）より作成

### 主な北海道の生産量が全国1位の品目



データ出所：「平成21年 漁業・養殖業生産統計年報」、「作物統計」（農林水産省）、※H19～H21年の合計

### ③ 社会資本の現状

札幌・江別地区からは、車で1時間圏内に日本海に面した石狩湾新港（重要港湾）と太平洋に面した苫小牧港（中核国際港湾）、新千歳空港（年間利用者数で国内2位）がある。高速道路は平成23年中に、札幌～帯広間が開通予定、札幌～函館間も一部区間工事（森～七飯）を残すのみである。



### ④ 地域独自の技術の存在

各地域は、産業と知の面で食に係る独自の強みを有している。これら3地域が連携することによってシナジー効果を引き出し、企業活動を強力に支援できる。

#### 【札幌・江別 地区】

過熱水蒸気や発酵等の食品加工に係る技術、機械開発、有用性評価技術に強みがあり、食品加工および有用性研究・評価に係る研究機関が集積

例）北海道大学、酪農学園大学、札幌医科大学、北海道情報大学健康情報科学研究センター、（地独）北海道立総合研究機構（工業試験場、食品加工研究センター）、（独）産業技術総合研究所北海道センター、（独）農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター等

## 【帯広・十勝 地区】

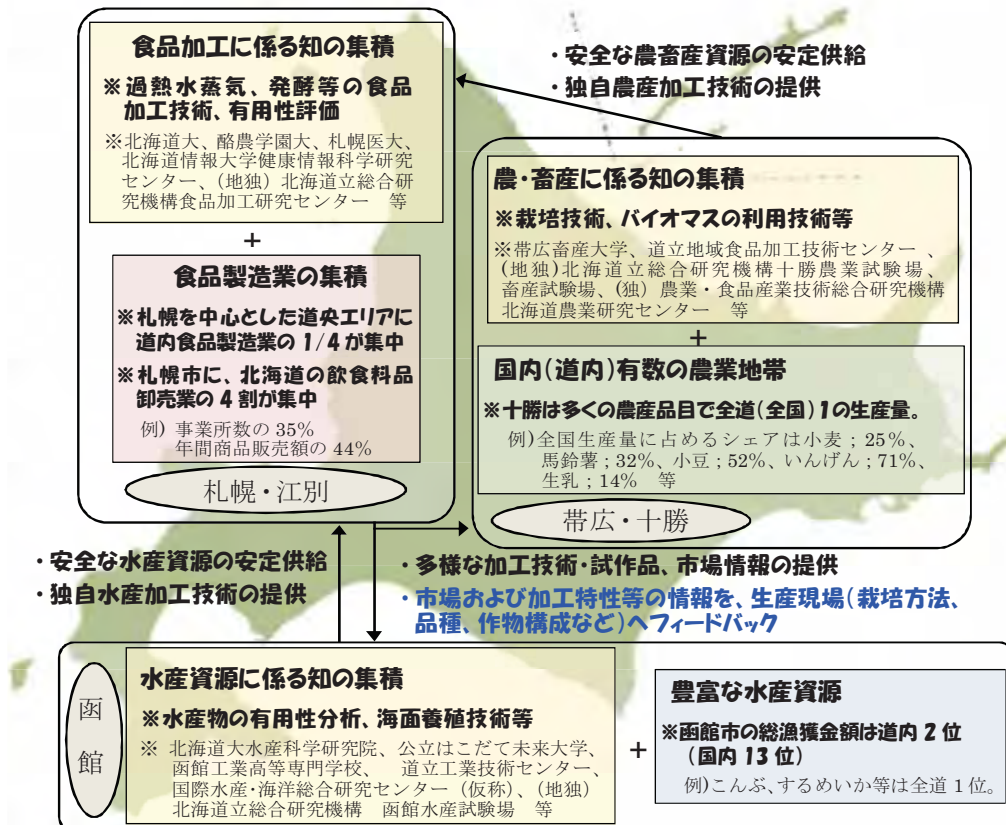
農畜産に係る育種栽培・飼育技術、食の有用性・安全性評価技術、バイオマス利用技術等に強みがあり、農畜産に係る研究機関が集積

例) 帯広畜産大学、北海道立十勝圏地域食品加工技術センター、(地独) 北海道立総合研究機構(十勝農業試験場、畜産試験場)、(独) 農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター

## 【函館 地区】

水産物の養殖技術、水産資源の高度利用、ガゴメ昆布等の水産物の有用性研究等に強みがあり、水産に係る研究機関が集積

例) 北海道大学(大学院水産科学研究院)、公立はこだて未来大学、函館工業高等専門学校、道立工業技術センター、(地独) 北海道立総合研究機構函館水産試験場、国際水産・海洋総合研究センター(仮称) 等



## ⑤ 地域の産業を支える企業の集積等

### 【札幌・江別地区：食品製造業と卸売業の道内集積地域】

- 札幌市を中心とする道央エリアに、道内食品製造業の1/4(製造品出荷ベース)が集中。また、食品製造業への特化係数は、全国を“1”とした場合、札幌市の特化係数は“4.5”と大きい。
- 札幌市に、北海道の飲食料品卸売業の売上げ、企業所数ともに4割が集中  
 [データ出所：「平成21年工業統計表」及び「平成19年商業統計」(経済産業省)]
- 札幌市には、産業の高度化を支える道内IT関連企業の約8割が集積している。  
 [データ出所：「北海道ITレポート2010」(社)北海道IT推進協会]

### 【帯広・十勝：国内屈指の農業生産地域】

- 十勝は、豊富な土地資源と自然環境に恵まれ、規模拡大や基盤整備を進めながら、大規模農業経営を展開し、我が国の食料供給を担う重要な役割を果たしている。  
 例) 1戸あたりの耕地面積(H20)；十勝(37.9ha)は全道平均(20.5ha)の2倍、都府県平均(1.6ha)の約24倍
- 麦類、豆類、馬鈴薯、甜菜の輪作体系が確立され、多くの品目で全国一の生産量。  
 例) 十勝の対全国シェア→小麦；25%、馬鈴薯；32%、小豆；52%、いんげん；71%、生乳；14% 等
- 国内最大のバイオエタノール工場(清水町)が稼働(年産15,000kl)



- 函館市は、漁獲金額が道内2位（国内13位）、「こんぶ」、「するめいか」等は全道1位。漁獲量は、函館市を中心とする道南地域で道内の18%を占めている。  
〔データ出所：「函館市農林水産概要（平成22年度）」（函館市）「平成21年漁業・養殖業生産統計年報」（農林水産省）〕

我が国で先駆的にクラスター活動を手掛けた（公財）北海道科学技術総合振興センターや（財）さっぽろ産業振興財団、（財）十勝圏振興機構、（公財）函館地域産業振興財団などの産業支援機関並びに、北海道大学、帯広畜産大学、酪農学園大学など食分野の研究を重点的に行う大学が所在。

また、平成 22 年 4 月には、産業分野横断的な研究開発支援を強化するため、農業試験場や水産試験場、食品加工研究センターなど 22 の道立試験研究機関を統合した(地独)北海道立総合研究機構を設立しており、研究基盤形成のための可能性を有している。

上川農業試験場

稚内水産試験場

稚内市

比布町

旭川市

滝川市

美瑛市

新得町

芽室町

釧路市

釧路水産試験場

畜産試験場

十勝農業試験場

根釧農業試験場

網走水産試験場

網走市

訓子府町

中標津町

北見農業試験場

中央農業試験場

さけます・内水面水産試験場

栽培水産試験場

函館水産試験場

道南農業試験場

地質研究所

環境科学研究センター

食品加工研究センター

工業試験場

中央水産試験場

林業試験場

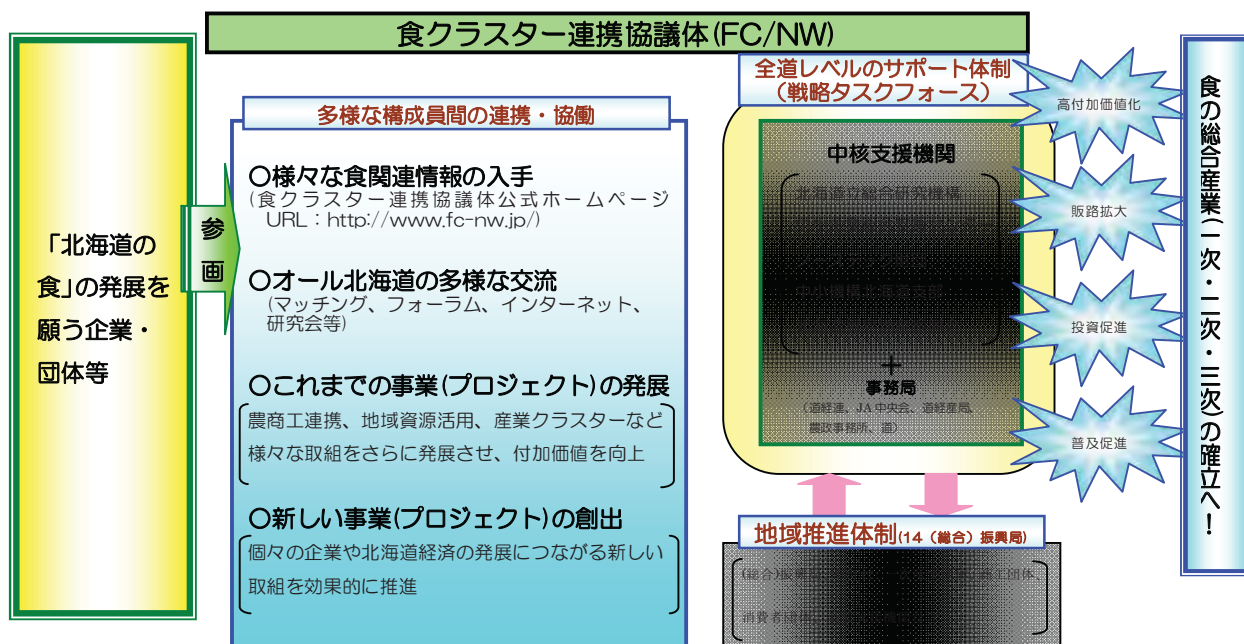
花・野菜技術センター

林産試験場

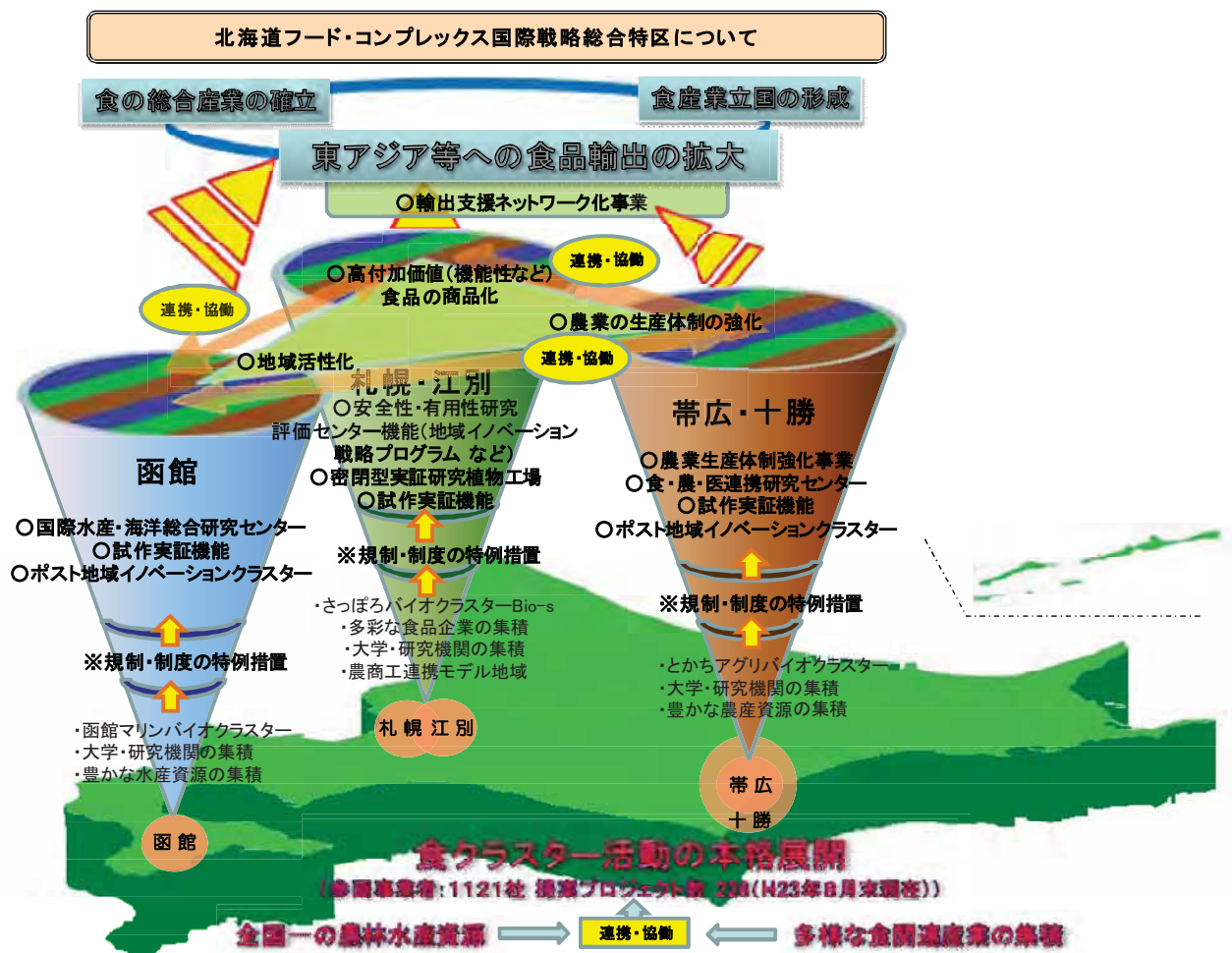
北方建築総合研究所

北海道ならではの「食の総合産業化」の確立に向けた食クラスター活動を展開するため、平成 22 年 4 月に、産学官に金融機関を加えたオール北海道の推進母体として、「食クラスター連携協議体」を設立し、高付加価値化や販路拡大の取り組みを推進している。

平成23年8月末現在、道内全市町村(179)、農協・漁協などの生産者(110)、および民間企業(568)等1,121機関が参加している。



本特区の取組は、国際競争力の強化を目指す食クラスター活動の地域連携モデルとなるものである。



#### ⑧ その他の地域の蓄積

観光客意向調査などによると、北海道の人気は非常に高く、その「食」に対する期待も大きいことから、北海道が食の輸出拠点として「北海道ブランド」の推進を図ることにより、日本全体の食のブランド力向上につながる。

日本に行くとしたら訪ねてみたい観光地 (2008 年)

| 順位 | ソウル | 香港  | 台北  | 上海  | 北京  | シドニー |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 1  | 東京  | 北海道 | 北海道 | 北海道 | 北海道 | 東京   |
| 2  | 北海道 | 東京  | 東京  | 富士山 | 富士山 | 富士山  |
| 3  | TDL | TDL | 京都  | 東京  | 東京  | TDL  |
| 4  | 別府  | 大阪  | TDL | TDL | TDL | 広島   |
| 5  | 大阪  | 沖縄  | 沖縄  | 京都  | 大阪  | 大阪   |

※TDLは、東京ディズニーランドおよびディズニーシー

シドニーでは、北海道は第6位

出所) 東アジア・豪州の訪日意向調査 (日経産業地域研究所)

### ③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

#### い) 行おうとする事業の内容

##### ≪ HFCプロジェクトマネジメント事業 ≫

##### ア) 事業の内容

HFC各プロジェクトのマネジメントを徹底し、かつ、3地域内のコーディネート活動のネットワーク体制を確立し、各プロジェクトの相乗効果の最大化を図るため、HFCマネジメント組織を設置する。同組織は併せてHFC特区の対外的な総合窓口としての機能を担う。具体的な事業として以下を想定。

##### (1) プロジェクトマネジメント

方針の妥当性や目標の達成状況等を評価するため、第三者評価委員会を設置し、特区プロジェクト全体の方針策定、目標設定、運営管理、実績評価、改善計画策定等（PDCA マネジメント）を行う。

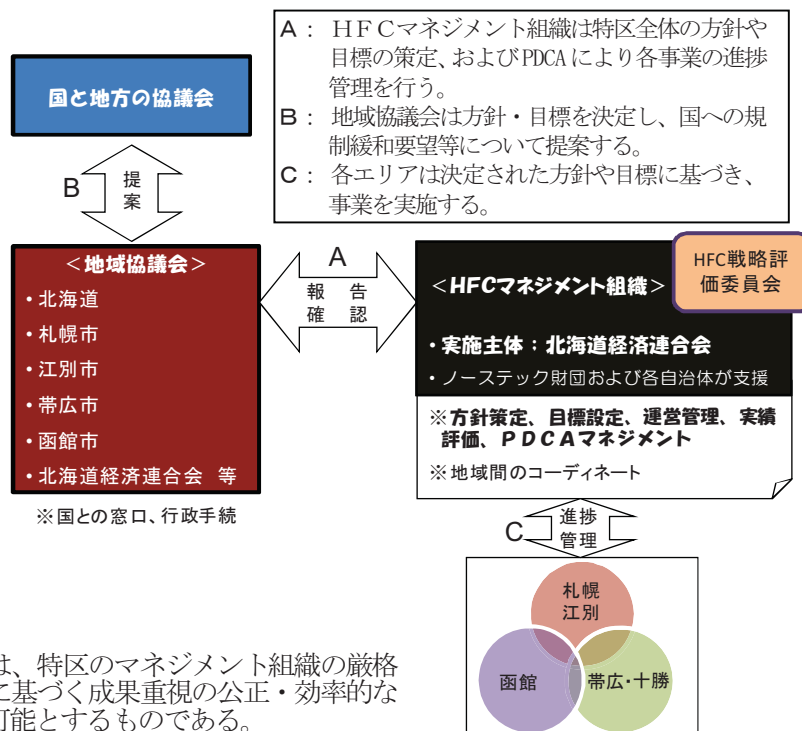
##### (2) コーディネート活動の強化

創設される「拠点裁量型研究制度 ※」を活用し、エリアをまたぐプロジェクトに係るコーディネート活動を行う。

※ 「拠点裁量型研究制度」は、特区のマネジメント組織の厳格なPDCAマネジメントに基づく成果重視の公正・効率的な運用を自主裁量によって可能とするものである。

##### (3) 対外的な総合窓口

道外企業や研究機関等からの問い合わせに対する一次対応窓口業務を行う。



#### イ) 想定している事業実施主体

北海道経済連合会を中核とし、（公財）北海道科学技術総合振興センターおよび関係自治体が連携して担う。

#### ウ) 当該事業の先駆性

産学官連携のもと民間主体でPDCA マネジメントを実施することにより、実効性と機動性のある運営が可能となる仕組みとなっている。規模が大きくかつ広範囲な地域を対象とした公的事業において、民間が全般的なマネジメント機能を担う仕組みは全国的にも例がない。

#### エ) 関係者の合意の状況

共同提案者の合意のもと地域協議会にて了承を得ている。

#### エ) その他の当該事業の熟度を示す事項

北海道連合会は1,121機関が参加する食クラスター連携協議体を運営しており、国際戦略総合特区提案において中核的役割を担ってきた実績がある。同会が中核となるHFCマネジメント組織は、4市、道および大学で構成される地域協議会との間において役割が明確である。



## ＜ 研究開発拠点の拡充とネットワーク強化事業 ＞

食の付加価値向上のための優位性のある加工技術の開発、有用性・安全性の研究を核に、国際的な研究開発拠点を形成し、海外企業を含め企業集積を図る。その波及効果、相乗効果により、国内食品企業の国際競争力を強化する。目指す方向性としては、食の有用性に係る国内表示制度改革、ひいてはその国際標準をこの地域で先導する。

具体的には、科学的エビデンスに基づく情報発信を担う「食品安全性・有用性研究評価センター機能」と企業の高付加価値商品開発の迅速化を支援する「食品試作・実証センター機能」に係るネットワークのマネジメント部門、および植物系医薬品原材料等作製技術などの先端研究実績を企業へ橋渡しする「密閉型実証研究植物工場」を札幌・江別地域に整備するとともに、函館地域に「国際水産・海洋総合研究センター」、帯広・十勝地域に「食・農・医連携研究センター」を整備し、ネットワーク強化を図ることにより、3地域連携して食の付加価値向上に向けた技術開発・研究開発を促進する。

## ＜ 食品安全性・有用性研究評価センター機能の整備 ＞

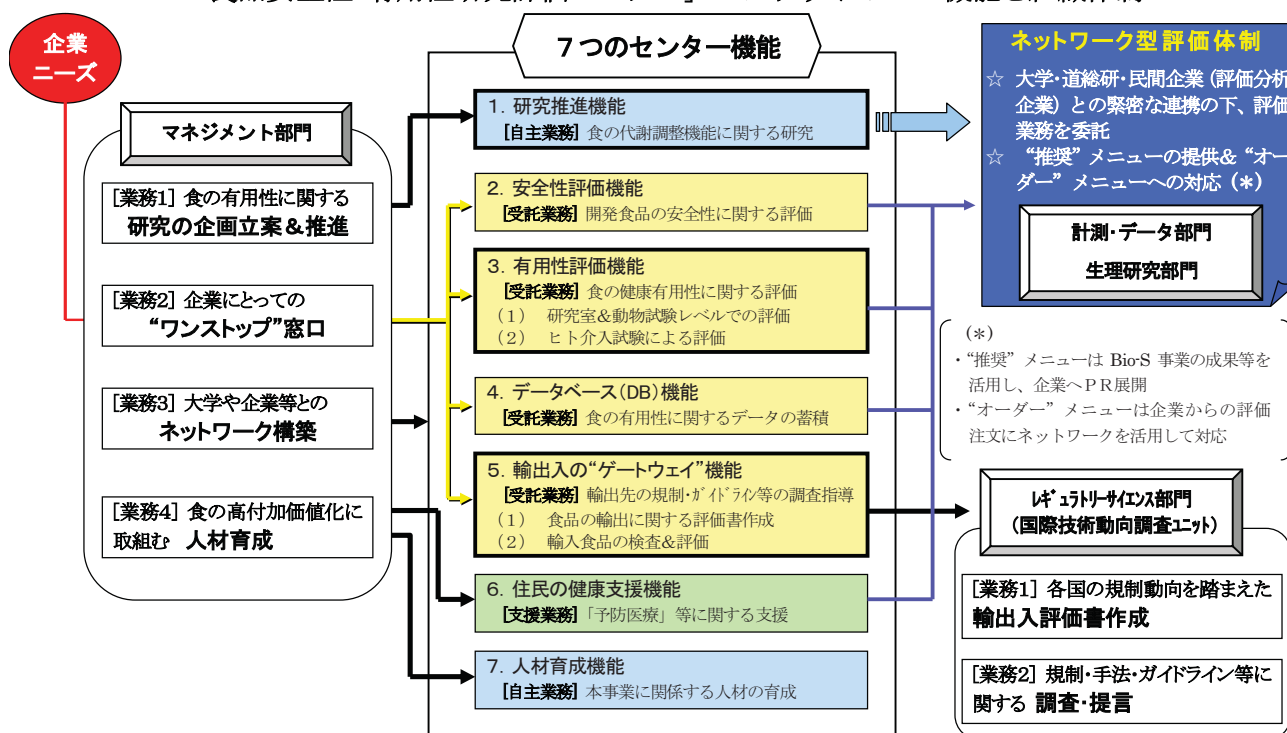
### ア) 事業の内容

健康指向が高まりつつある東アジア諸国における市場を獲得するためには、科学的エビデンスにもとづく情報発信が不可欠である。

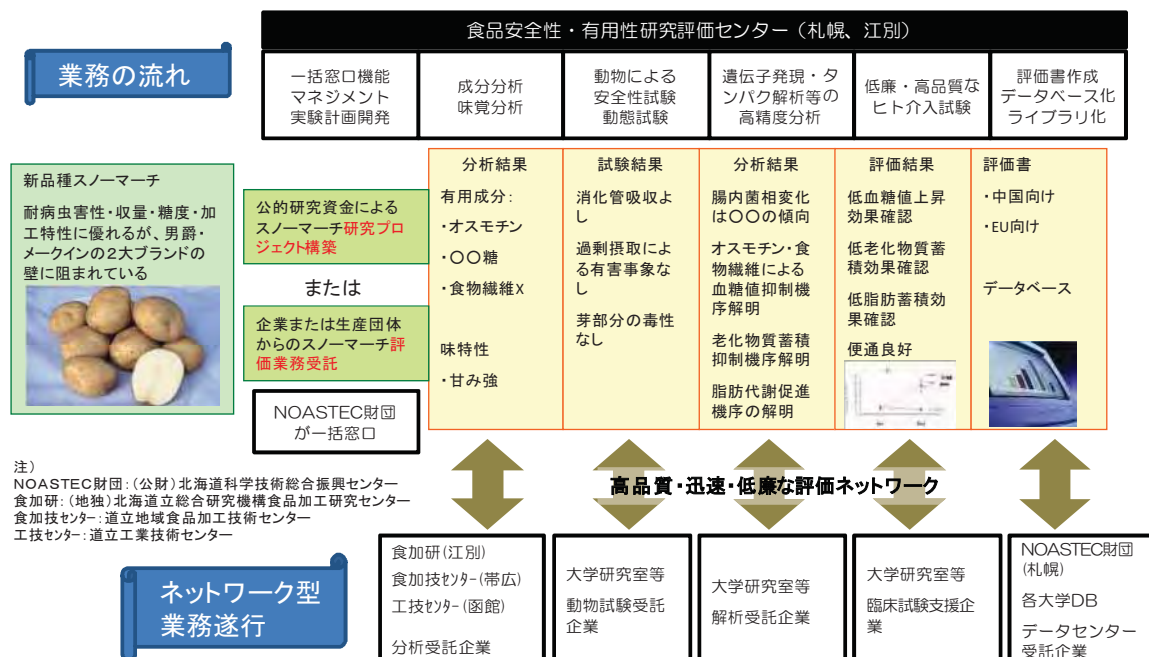
これを実現するために、ネットワーク型連携と新たに創設される拠点裁量型研究制度の活用により、安全性及び機能性評価の研究、臨床を含む各種試験の実施と解析や、各国の基準に対応する評価等の一貫受託サービスが可能な総合プラットフォームを構築する。拠点裁量型研究制度は、特区のマネジメント組織の厳格なPDCAマネジメントに基づく成果重視の公正・効率的な運用を自主裁量によって可能とするものである。これにより、安全性・有用性に関する迅速かつ安価な経年的追跡可能な分析・評価システムを確立する。また、平成23年8月文部科学省の「地域イノベーション戦略推進地域」に指定されたところであり、今後、この支援施策である「地域イノベーション戦略支援プログラム」も活用し、取組を推進していく。

当センターの機能と組織体制は下図の通りである。

### 「食品安全性・有用性研究評価センター」のプラットフォーム機能と組織体制



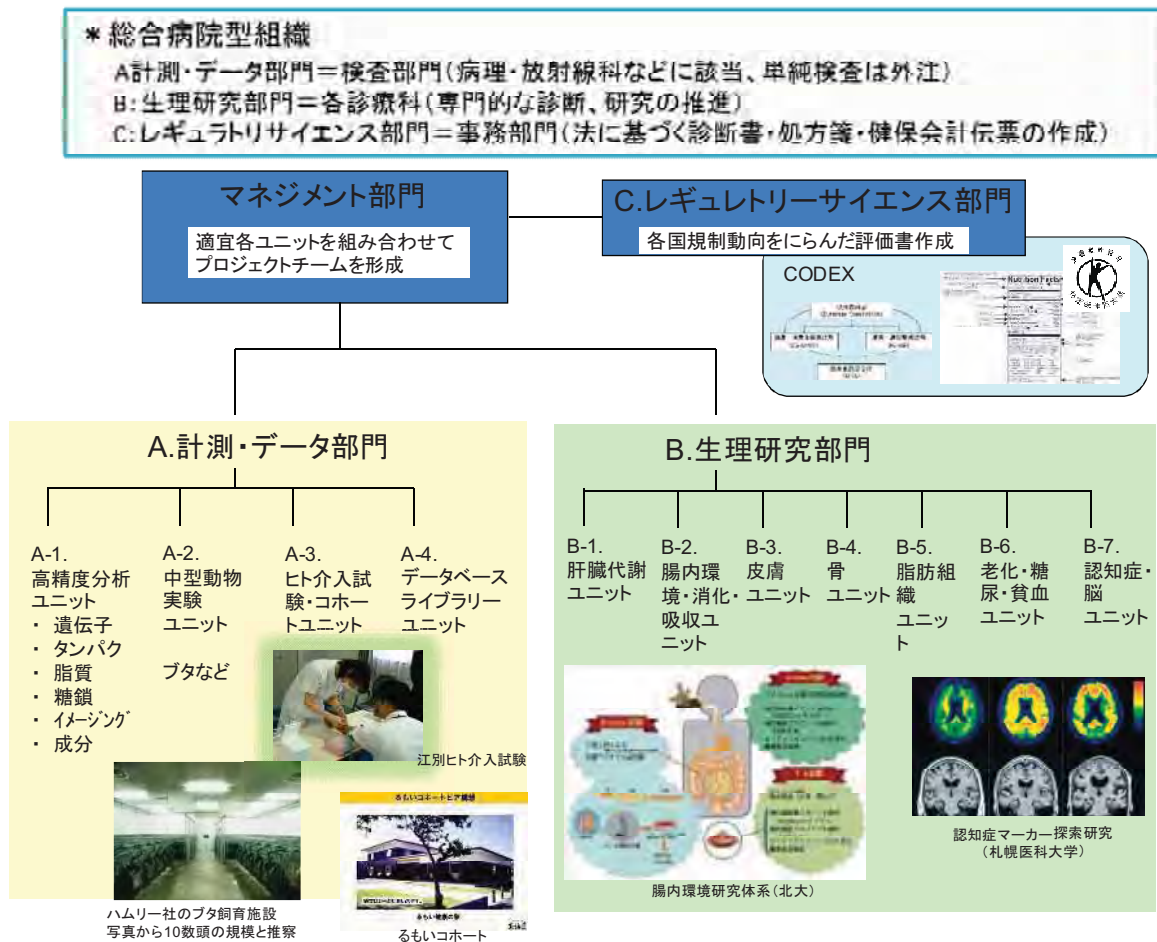
安全性・有用性の評価受託業務の流れは、当センターのマネジメント部門が企業等からの相談窓口となり、大学・研究機関・分析受託企業と連携しながら、成分分析から動物・ヒト介入試験までを実施し、各国の規制に対応した評価書やデータベースをアウトプットする。ジャガイモ新品種のスノーマーチを例にすると、以下の流れとなる。



#### イ）想定している事業実施主体

〔 統括機関 〕：（公財）北海道科学技術総合振興センター  
〔 ヒト介入試験による有用性評価 〕：北海道情報大

複数の実施主体における機動的な連携を図るために、下図のようなマネジメント部門が各ユニットを統括する「総合病院型組織」で運営する。



## ウ) 当該事業の先駆性

現在、上に示したようなフードサイエンスの総合的な研究開発拠点はアジアには存在しない。また、個別のユニットも、研究が進んでおり将来性が期待される研究分野である。特に、地域住民を巻き込んだ食の有用性を評価するヒト介入試験システム(江別モデル)は、自治体と大学が連携した事業という位置づけから、ボランティア被験者の協力により、セキュリティを確保した上で、札幌・江別地域に集積しているIT産業の活用により、幅広いパーソナルデータを含んだ精度の高いデータベースの構築を可能とした、国内外でも希少な取り組みであることが評価されている。

## エ) 関係者の合意の状況

共同提案者および実施主体である(公財)北海道科学技術総合振興センターの合意のもと地域協議会の下承を得ている。

## オ) その他当該事業の熟度を示す事項

北海道、札幌市、北海道経済連合会、北海道大学、(地独)北海道立総合研究機構などでは、北海道大学北キャンパスを中心に「食と医の融合拠点」を(公財)北海道科学技術総合振興センターが事務局となって構築することになっている。

また、北海道情報大学と江別市は、「食の知の拠点の形成」に向け、「食と健康と情報に係る連携と協力に関する協定」を締結し、住民参加型のヒト介入試験システム(江別モデル)のフィールドの形成に向けた取り組みを強化していくことで合意し、(公財)北海道科学技術総合振興センターではこういった江別での構想を全面支援することを決定している。

このような役割を担っている(公財)北海道科学技術総合振興センターは本事業の実施主体として最適であり、さらには実施する地域の環境も整っている。

ネットワークを構成する大学や(地独)北海道立総合研究機構を含む試験研究機関は、これまでも、「食」分野をテーマとして、文部科学省の地域イノベーション戦略支援プログラムを、3地域それぞれで実施してきており、個々の分野での研究の集積がある。

このうち、「さっぽろバイオクラスター“Bio-S”」では、食品のヒト介入試験を低コストで実現し、既に道内企業を中心に5件の試験実績がある「ヒト介入試験システム(江別モデル)」(北海道情報大学)をはじめ、北海道産の農産物約500品目の抗酸化力(ORAC値)を測定し、そのデータベースやライブラリーを構築している「抗酸化機能分析研究センター」(旭川医科大学)、留萌市や留萌市立病院の協力を得ながら、食生活の関与も指摘されている認知症などのコホート研究を進めている「るもいコホートピア」(札幌医科大学)、食などの生活習慣と脂質との関連を解明する研究で、アメリカの民間ラボとの連携も視野に入れた世界レベルの脂質分析研究拠点を目指した「高度脂質分析ラボ」(北海道大学)、腸内環境を改善する食材の探索を可能とし、道内企業5社による腸内細菌解析サービスを行う拠点ともなっている「腸内環境改善研究センター」(北海道大学)など5つの「食」に関する機能性評価・分析拠点を形成している。

なお、ヒト介入試験システム(江別モデル)は、平成21年度の開始以来、江別市立病院の検査協力、自治会への働きかけ、市広報、消費者イベント等でのPRなどにより、ボランティア登録者は、平成23年8月末現在で約800名に達している。

## 〈 食品試作・実証センター機能の整備 〉

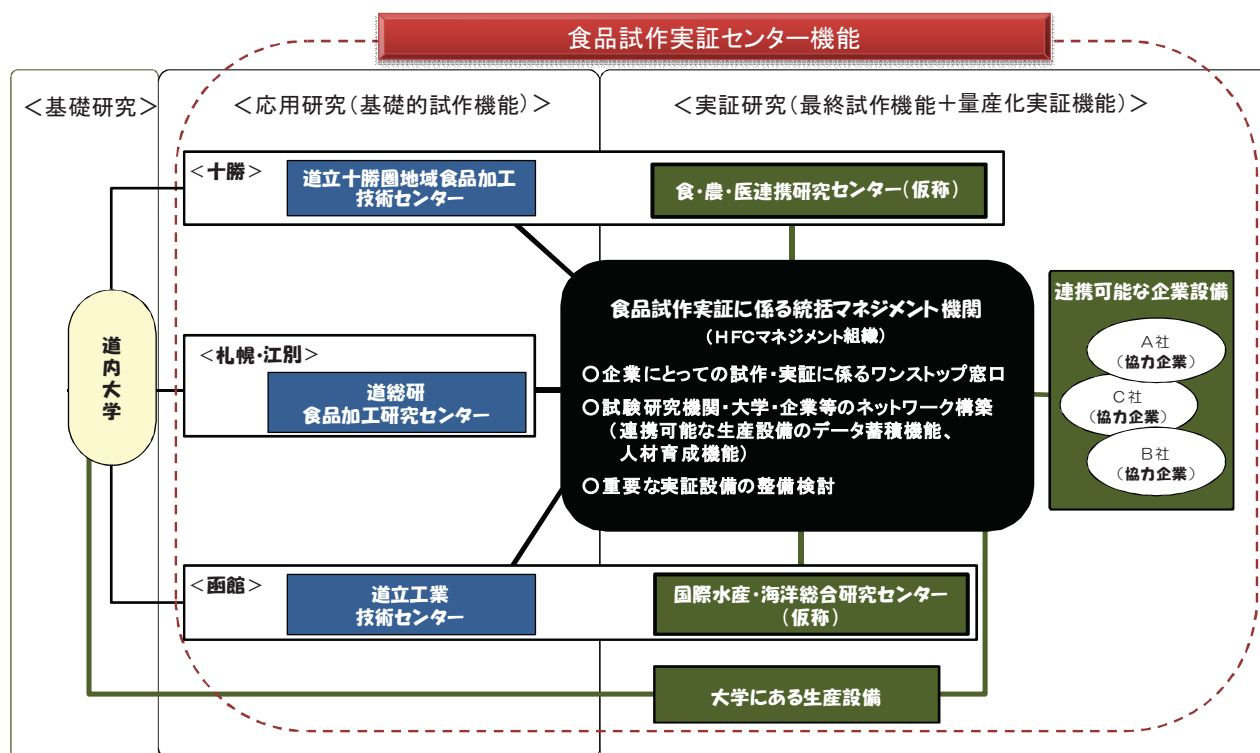
### ア) 事業の内容

3地域において、国内外の市場ニーズに対応した高付加価値商品の開発を迅速に進めるため、必要な試作・実証機能を拡充するとともに、拠点裁量型研究制度を導入し、中小企業が主体となっている食品加工製造業等への支援を拡充する。さらには、民間企業、大学、試験研究機関等が持つ試作・実証機能のネットワーク化により試作品開発や量産化実証に柔軟に対応できるプラットフォーム機能の構築を目指す。

具体的には、試験研究機関の試作機器等の充実については、既往の「地域産学官共同研究拠点整備事業」を改善し、施設整備のみならず産学官共同研究に関わる経費も対象としイノベーション創出を促進する。これとともに、北海道産業振興条例などを活用し、企業における試作実証の取組を促進する。また、後述する函館市の国際水産・海洋総合研究センター、帯広市の食・農・医連携研究センターへの試作・実証機能の付与を進める。さらには大学の試験生産設備や企業が保有する稼働率に余裕のある設備利用も含めたネットワーク化を図り、企業の試作品開発や量産化実証に柔軟に対応できるプラットフォーム機能を構築する。

プラットフォーム機能は、「食品加工技術に関する研究開発機能」、「食品試作機能」、「企業の実機等による量産化実証機能」「衛生管理基準等を満たす不特定多数への提供支援機能」、「連携可能な生産設備データの蓄積機能」、「機械操作に係る人材育成機能」の6つの機能により構成される。

食品試作・実証センターのプラットフォーム機能における3地域と各機関のネットワーク構造は以下の通り。





#### イ) 想定している事業実施主体

民間企業、大学、試験研究機関等と連携したHFCマネジメント組織

#### ウ) 当該事業の先駆性

今回提案する総合的な食に関する試作実証センター機能は、我が国にはない先進的な取り組みである。なお、オランダフードバレーでは、民間企業が運営する試作実証センターが開発促進の原動力になっている。

#### エ) 関係者の合意の状況

共同提案者の合意のもと、試験研究機関との協議も経て地域協議会にて了承を得ている。

#### オ) その他当該事業の熟度を示す事項

食品企業の研究開発担当者へのヒアリングおよびオランダなど海外センターの調査を実施し、本センターのプラットフォーム機能構想を策定した。なお、企業調査からは、生産段階では、品質のバラツキなど実験室レベルでは予期できなかったトラブルが発生することが多いため、製品化後の原価予測が不確実であること、また、実証試験を行えるパートナー探しが困難であることなどの課題が挙げられている。当センターでは、迅速な製品化のためこれらの阻害要因を解決し、企業ニーズに答えていくものである。

また、北海道では、国の科学技術関連施策も活用しながら、これまで多くの産学官の共同研究及び研究成果を事業化につなげるための取り組みを実施してきた。特に食品加工研究センターは、有用が見込まれる食品の高付加価値化に関して多くの企業・大学・研究機関との共同研究の実績が多数あり、北海道立十勝圏地域食品加工技術センター（帯広市）、道立工業技術センター（函館市）などの地域産業支援機関との食品加工技術に係る共同開発など、地域の食品産業振興に向けて産学官により積極的に取り組んでいる。

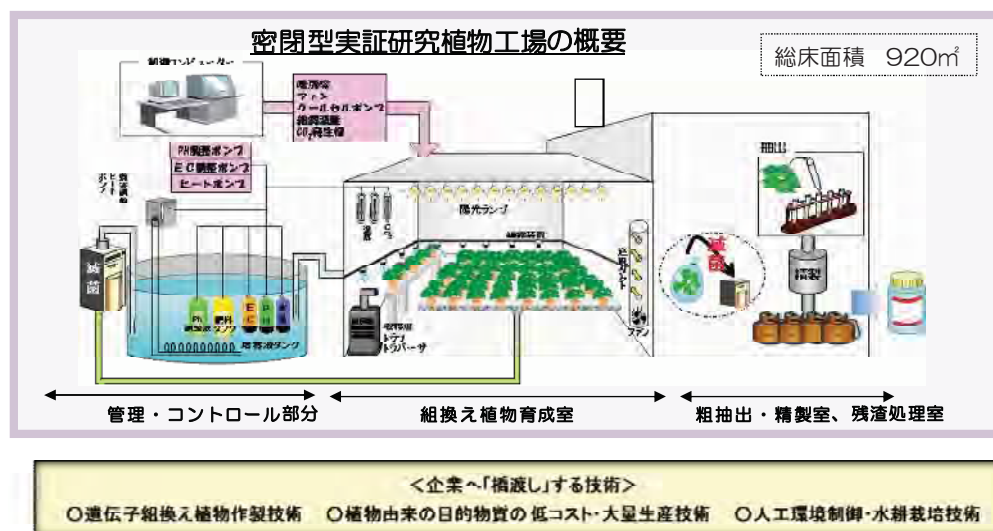
#### ※ 食品試作・実証センターの例示

- ▶ NIZO 食品研究所（オランダ）は、同国の豊富で生産性が高い畜産物を活用した乳製品の開発を強みとする研究機関。同研究所は、生乳等の液体も扱うことが可能な実証プラントを保有し、これを活用して企業の試作品開発・製品化を強力に支援。アルバータ州立食品科学技術センター（カナダ）は、豊富な農産物と食肉を主対象にこれを活用した食品、機能性食品、自然健康食品の製品開発を支援。同センターは実証プラントを保有し、これにより企業は確度の高い原価予測、投資前の設備最適化を実施。
- ▶ また、上記の施設はいずれも国の衛生基準等を満たし、かつ製造認可を得た施設で、試作品は市場で販売可能。企業は、テストマーケティングによって市場受容性の把握、製品の改良等を、設備投資前に実施することが可能なため、特に中小企業の新たな製品開発の促進に大きな効果を発揮。

## 〈 密閉型実証研究植物工場の整備 〉

### ア) 事業の内容

本事業は植物系医薬品原材料等作製技術の実用化をめざすもので、各種抗酸化物質、漢方薬素材、サプリメント原料、鳥インフルエンザワクチンおよびペット・家畜用医薬品、将来的には人間用医薬品の実用化に向けた実証研究を実施するものである。併せて、上記研究過程に生まれる農産品水耕栽培技術の実用化を推進する。具体的には、人工環境下における水耕栽培技術を活用したウィルスフリーの種イモ、ジャガイモの品種改良、イネの品種改良、漢方薬植物栽培等の実用化に向けた実証研究を実施し、生産者や研究機関の技術の橋渡しにより商品化・事業化も図る。



#### 既存試験用施設での開発実績(例)

・遺伝子組換えイチゴによる  
イヌ用インターフェロンの大  
量生産技術の開発に成功



・遺伝子組換えジャガイモ  
による鶏原虫ワクチンの  
生産に成功

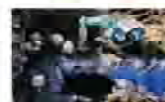


・「ジャガイモ」の「水耕栽培」成功  
(圃場の5倍程度の収穫が可能)

・植物由来の人間用インフルエンザワクチン  
・植物由来の人間用インターフェロン



・鳥インフルエンザワクチン



・各種抗酸化物質、    サプリメント原料  
・ジャガイモ、稲等の品種改良の期間短縮  
・漢方薬素材



### イ) 想定している事業実施主体

(公財) 北海道科学技術総合振興センター

### ウ) 当該事業の先駆性

既に北海道には世界に先駆けた完全密閉型食物研究施設があり、本事業では、その技術を応用した、食と医薬の製造の実証研究施設を構想するものである。

### エ) 関係者の合意の状況

共同提案者の合意のもと地域協議会にて了承を得ている。

研究体制については、産総研をはじめ北海道大学、千葉大学および東京農工大学との連携についての合意を得て事業計画を進めている。

施設整備・事業運営に要する資金については、国の補助の他、北海道、札幌市の行政機関ならびに農協、民間企業からの協力を得ている。また、(公財) 北海道科学技術総合支援センターも200百万円を本事業に拠出する。

### オ) その他当該事業の熟度を示す事項

経産省「先端技術実証・評価設備整備等事業」に応募し採択された(採択金額666百万円)。

## 〈 国際水産・海洋総合研究センターの整備 〉

### ア) 事業の内容

水産物に含有する有用な成分の活用に関連する研究開発のほか、G I S (Geographic Information System, 地理情報システム) を活用した海洋環境予測技術や高機能メガベントス食品素材を創出するニュートリゲノミクス解析技術、東アジアでも展開可能な生体成分情報による生物種・産地判別技術などのキーテクノロジーを総合的に研究開発するため、国際的な水産海洋に関する学術研究拠点を形成する。

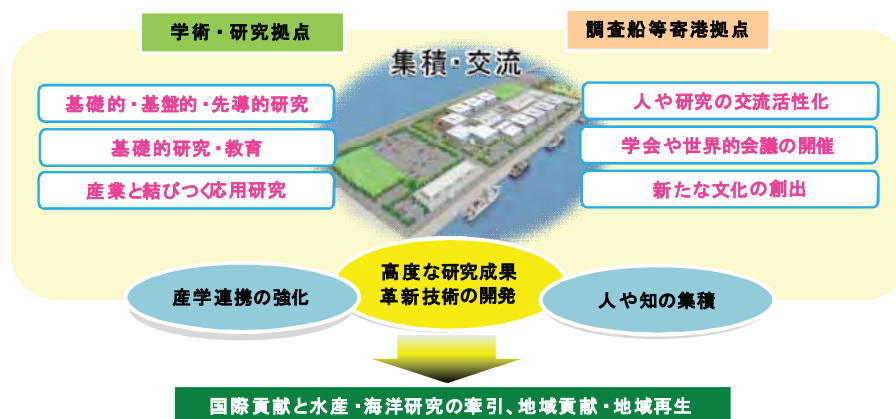
具体的には、研究調査船が寄港可能な研究センターを整備し、国、北海道、大学、民間企業等の学術研究機関の集積・連携強化を図るとともに、各学術研究機関のコーディネート活動を有機的に結びつける拠点を設置し、研究開発後の知財管理やマーケティングといった事業化へ向けたサポートを実施する。また、試作・実証機能の付加についても検討を進める。

### ○ 施設概要

- ・敷地面積 約 59,000 m<sup>2</sup>
- ・施設規模 延床面積：約 8,500 m<sup>2</sup>、  
貸研究室（大学、研究機関、民間企業等）  
共用実験施設（生物系、物理系、飼育・培養系等）  
共用利用施設（会議室、交流スペース等）  
コーディネーターセンター  
海洋調査研究施設（実証実験室、機器調整室等）  
海水取水施設 等
- ・事業規模 約 40 億円（共同利用施設・海水取水設備 30 億円、土地取得費 2 億円、外構整備費・初度調弁費等 8 億円）

※本施設の建設費については、地域負担により対応する

本センターの全体イメージは下記のとおり



### センターへの入居想定機関

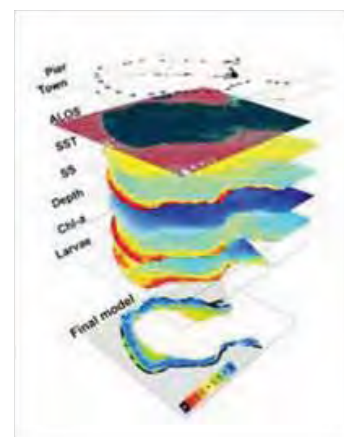
|                       |
|-----------------------|
| 北海道大学大学院水産科学研究院       |
| 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター |
| 公立はこだて未来大学            |
| 北海道立総合研究機構函館水産試験場     |
| 民間研究機関等               |
| 共同利用施設(会議室、産学連携施設等)   |
| 共同実験施設(水槽等実験施設等)      |
| 函館国際水産・海洋都市推進機構(管理運営) |



研究センター建設予定地



研究センターイメージ図



水産海洋GISシステムを活用した海洋環境予測システム

**イ) 想定している事業実施主体**

函館市

**ウ) 当該事業の先駆性**

大型研究調査船が寄港可能な岸壁を備えた当センターの研究開発は、水産資源の生物特性を活かした高機能資源の創出を目的としており、海藻類の高効率培養から水産性有用成分を活用した製品開発まで一貫して対応可能なセンターは我が国では稀有である。

**エ) 関係者の合意の状況**

共同提案者の合意のもと地域協議会にて了承を得ている。

なお、当センターへの入居想定機関は以下のとおりとなっている。

- ・北海道大学大学院水産科学研究院
- ・北海道大学北方生物圏フィールド科学センター
- ・公立はこだて未来大学
- ・（地独）北海道立総合研究機構函館水産試験場
- ・民間研究機関
- ・函館国際水産・海洋都市推進機構（管理運営） 等

**オ) その他当該事業の熟度を示す事項**

平成 16 年度に「国際水産・海洋総合研究センターの整備に向けた提案書」を作成して以降、国内外の調査実習船等の函館寄港調査やセンター整備調査などを実施するとともに、国・北海道・大学などで構成する「国際水産・海洋総合研究センター整備検討会議」を特定地域プロジェクトチームとして設立し、センターの整備について検討してきた。平成 21 年度には基本計画、22 年度には基本設計、23 年度は実施設計と計画どおりに進捗しており、26 年度からの供用開始に向けて準備を進めている。

また研究開発においては、文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業や地域イノベーション戦略支援プログラムに取り組む中で、地域の漁業生産者や研究開発型中小企業とも連携し、水産物有用成分を活用した商品開発や商品履歴等の証明システム構築に向けた研究開発などに取り組んでいる。

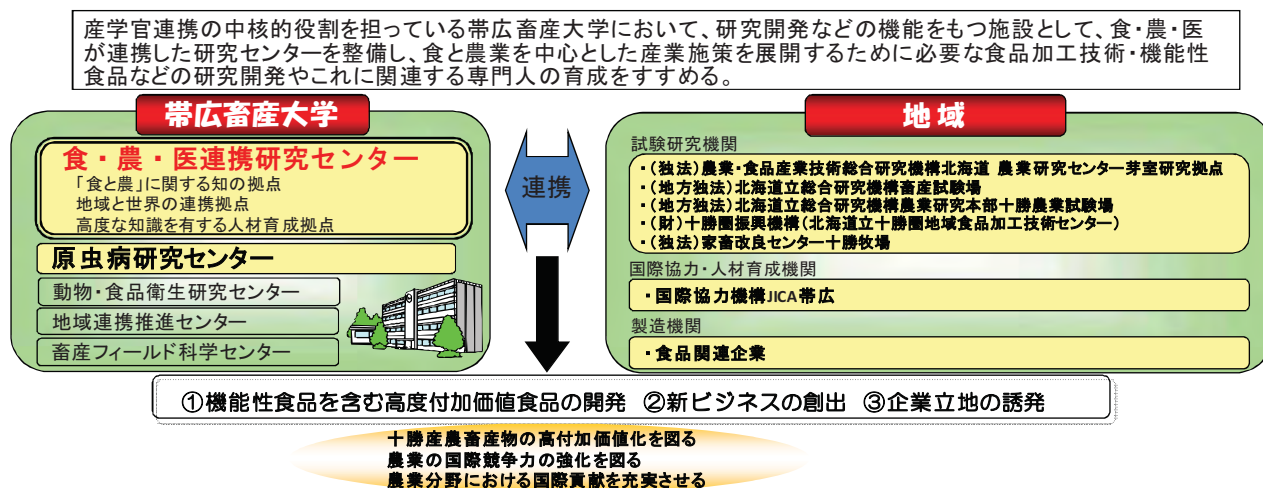


## 〈食・農・医連携研究センターの整備〉

### ア) 事業の内容

農畜産物の日本における一大生産地帯である十勝圏において、食の高付加価値化を創造するため、農と食の教育研究の十勝圏における中核を担う「帯広畜産大学」を中心に、農業関連の研究機関、食品関連企業、行政機関などが連携・協力し、食の高度化に対応した研究・開発・試作・実証・評価機能を持つ施設として、「農・食・医連携研究センター」を整備し、農と食の緊密な連携・共同による革新的かつ効率的・実践的な食の高付加価値創出、農畜産物の6次産業化、学際領域における研究を3地域間の連携のもと推進する。

本センターの全体イメージは下記のとおり。



### イ) 想定している事業実施主体

帯広畜産大学、試験研究機関、帯広市、食品関連企業等

### ウ) 当該事業の先駆性

農の研究開発(食の視点からの農畜産物の育種、栽培研究の高速化・高度化効率化)と食の研究開発を高度一体化することにより、食の安全性を確保しつつ、食の高度化(健康増進を背景とした食のニーズ)に対応した高度な付加価値化を革新的にかつ効率的・実践的に進めることが可能となる。日本における農畜産物生産の一大拠点となっている十勝圏において、農と食の連携及び集積による研究開発拠点を形成することにより、これまで散在的に進められてきた研究開発が飛躍的に高度化、効率化が進むことになる。

### エ) 関係者の合意の状況

共同提案者および大学等の合意のもと地域協議会にて了承を得ている。

### オ) その他当該事業の熟度を示す事項

平成15年度から平成19年度までは、文部科学省の「都市エリア産学官連携促進事業」に参画し、取り組んだ成果を発展させるため、平成21年度から同じく「地域イノベーション戦略支援プログラム(都市エリア型)」に取り組み、農産物の機能性成分などの研究を進め、複数の機能性成分の抽出技術の確立に成功している。

十勝大学設置促進期成会(会長:帯広市長/構成:35団体、有識者17名)では、平成23年度総会において、帯広畜産大学を核に地域特性・優位性を活かし、まちづくりと連動させながら、段階的に高度研究・教育機関の整備をすすめる取り組みへと方針転換することが確認された。

現在、地域発展に必要な高等教育機関の充実、整備をすすめるため、帯広畜産大学と帯広市の包括連携協定(平成17年6月30日締結)に基づく連携協議会を設置しており、今後、同協議会の下部組織として、新たに設置するワーキンググループ(専門部会、調整部会)などの場において、人材育成のほか、地域産業の振興などについて、具体的な協議を行うこととしている。

## 《 支援基盤の整備事業 》

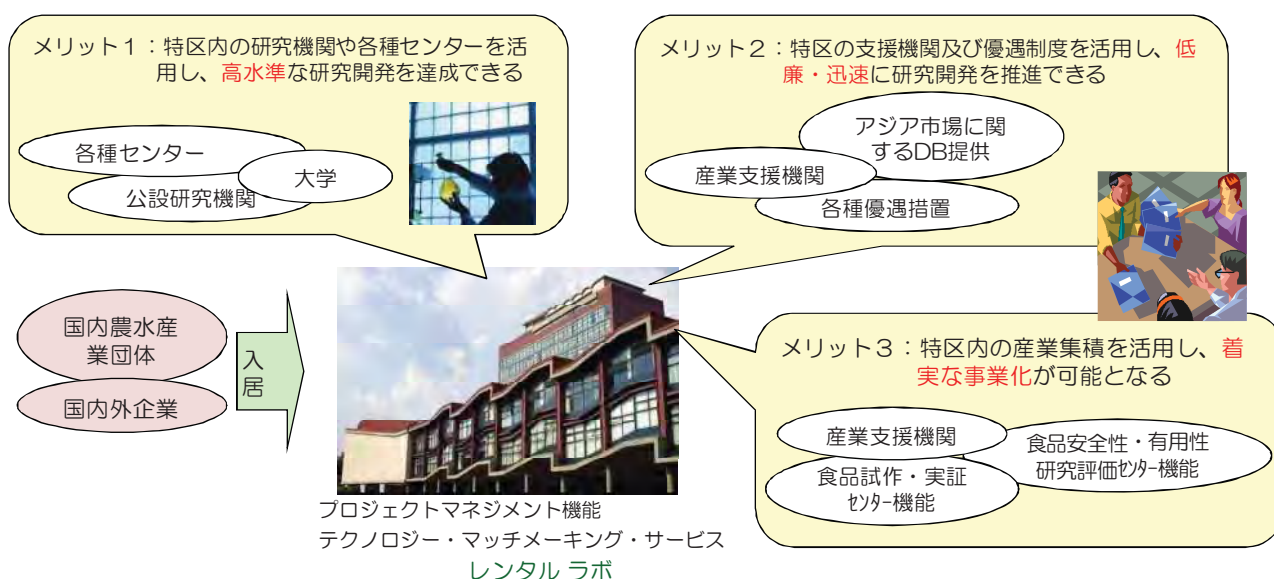
北海道における食の国際競争力の強化を図るため、本特区の各事業成果が十分に発揮されるようハード・ソフトの両面において支援基盤を充実させることが重要である。この支援基盤の整備として、以下に述べる、研究機関の集積、高度人材の育成、輸出の促進及びファイナンス支援の事業を実施し、HFC国際戦略総合特区を加速的に推進する。

### 〈 食関連企業レンタルラボの整備 〉

#### ア) 事業の内容

企業の迅速・低廉・高水準な研究開発と着実に事業化を推進するため、拠点裁量型研究制度を創設し、国内外の食関連の企業を受け入れ、HFC国際戦略総合特区内の研究機関、支援機能を提供する食関連企業のレンタルラボを3地域に整備する。本施設は、各地域に集積する産業との連携により相乗効果を創出し、食関連研究開発の加速的な推進を図る。

本施設のメリットは以下の通り。



#### イ) 想定している事業実施主体

札幌・江別地区 : (公財) 北海道科学技術総合振興センター及び札幌市  
函館地区 : 函館市 (別掲の国際水産・海洋総合研究センター)  
帯広・十勝地区 : 帯広市 (別掲の食・農・医連携研究センター)

#### ウ) 当該事業の先駆性

食品研究の専門施設は全国的にも見受けられず先進的な試みである。

#### エ) 関係者の合意の状況

各地域での関係者の合意のもと、地域協議会にて了承を得ている。

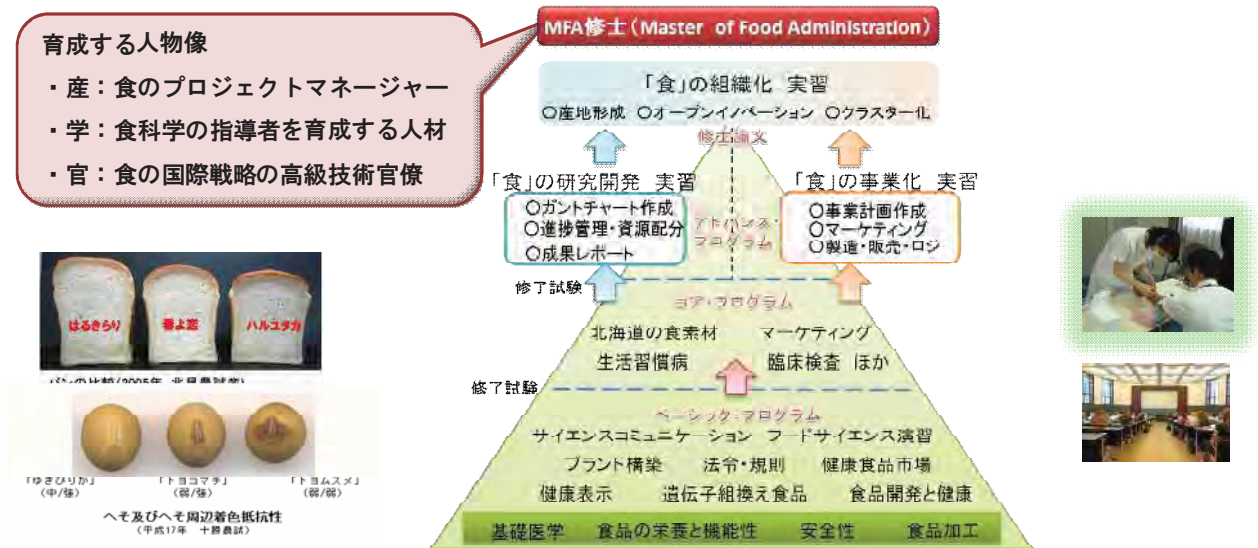
#### オ) その他当該事業の熟度を示す事項

企業の研究チームを受け入れる施設は(公財)北海道科学技術総合振興センターが「コラボほっかいどう」を、中小企業基盤整備機構が「北大ビジネススプリング」を設置しているが、既に満室の状態となっており、食関連企業等のニーズが非常に高い状況にある。また、既存施設の運営により研究機関誘致のノウハウが蓄積されており、健康志向が高まる中、食関連の企業を主な対象とするレンタルラボ設置の土壌が整っている。

## く 食のビジネススクール「国際食開発カレッジ（仮称）」の創設

### ア) 事業の内容

東アジアを中心に全世界から産学官の人材を受け入れ、食品開発に関するプロジェクトマネージャーを育成するため、国内外の大学・研究機関との連携による食の専門職大学院「国際食開発カレッジ（仮称）」の創設を目指す。また、この修了者に対する学位として『MFA 修士（Master of Food Administration）』の新設を検討する。本カリキュラムの修了者は、特区内の各機関で活躍するのみならず国内外の緊密なネットワーク形成に寄与するものである。



### イ) 想定している事業実施主体

(公財) 北海道科学技術総合振興センター。

※ 連携大学院は海外大学院も含め連携を広げる。

### ウ) 当該事業の先駆性

我が国の大学では、プロジェクトマネジメントの養成コースはなく、ようやく文部科学省においては、アドミニストレーター育成の調査に着手している段階にある。ましてや食のプロジェクトマネージャー育成に特化した専門職大学院は国内に存在しない。

### エ) 関係者の合意の状況

共同提案者の合意のもと地域協議会にて了承を得ている。今後、連携大学院の了解を得ていく。

### オ) その他当該事業の熟度を示す事項

平成 22 年度より、文科省地域イノベーション戦略支援プログラム Bio-S の一環として、高い専門性を有し、国際的な視点から「食」の構想実現に貢献できる人材育成プログラム「フードサイエンスカレッジ」を実施している。平成 22 年度は基礎プログラム（一期生）、平成 23 年度は同プログラム（二期生）に加えコアプログラム、応用プログラムの基礎に続く 2 ステップを開設し、のべ 80 名以上が受講している。この人材育成プログラムを母体に連携大学院に発展させることも検討していく。

## 〈 輸出支援ネットワーク化事業 〉

### ア) 事業の内容

H F C国際戦略総合特区の実施により高まる輸出需要に対応するとともに、より一層の輸出機運を向上させるため、3地域における貿易・産業支援機関の連携強化を図り以下の事業を実施し、海外市場ニーズ収集等のマーケティング強化や輸出支援のチャンネルを増やし「食」の海外販路拡大を図る。

#### (1) 海外市場マーケティング拠点形成の推進

海外市場ニーズの情報収集を図るため、現地へのアンテナショップ設置等によるマーケティング拠点を形成するとともに、把握した市場ニーズを関係機関・団体へフィードバックし、企業の海外市場を見据えた製品開発を推進する

#### (2) 道内港発の小口混載コンテナの活用

小ロット・多品種の傾向が強い加工食品等の輸出では、単一商品ではコンテナが満載とならず輸出コスト増となり価格競争力が低下することから、物流経路の集約化による道内港発の小口混載コンテナの活用を図り、輸送コストの削減を行う。

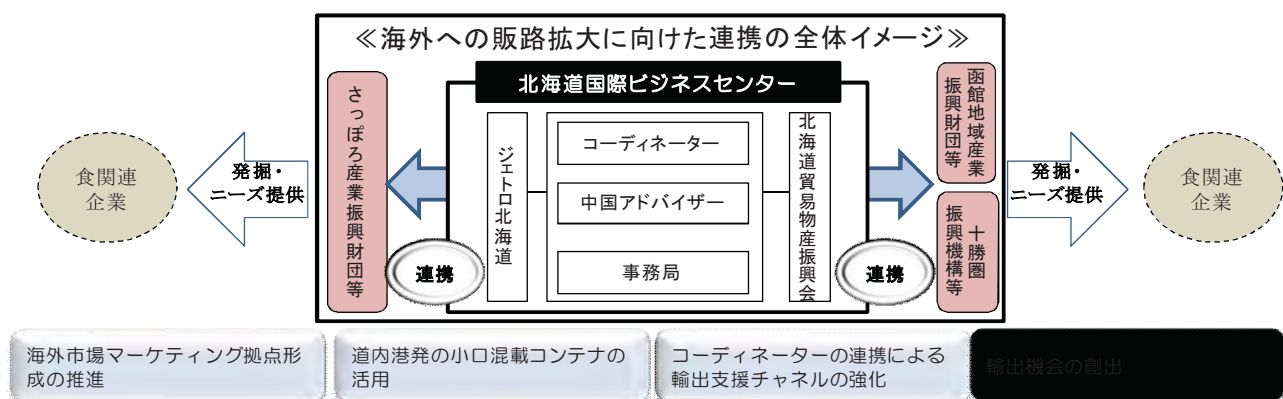
#### (3) コーディネーターの連携による輸出支援チャンネルの強化

各地域の海外コーディネーター等の連携による輸出支援のチャンネル強化により、企業の輸出に対するノウハウや人材不足を補い、輸出アイテムや輸出に取り組む企業の拡大を図る。

#### (4) 輸出機会の創出

各機関が実施しているビジネスマッチングや現地商談会、物産展等の共同実施などの連携強化により、スケールメリットや相乗効果の高い輸出機会を企業に提供する。

海外への販路拡大に向けた連携の全体イメージは下記の通り。



### イ) 想定している事業実施主体

貿易・産業支援機関

### ウ) 当該事業の先駆性

貿易支援機関と地域の産業支援機関の連携と本特区機能の活用により、研究・製品開発から国内のみならず海外市場も視野に入れた販路拡大までの一元的な国内初の支援体制が構築できる。地域企業に対する海外進出支援のモデルとなり得る事業である。

### エ) 関係者の合意の状況

共同提案者および関係団体の合意のもと地域協議会にて了承を得ている。

### オ) その他当該事業の熟度を示す事項

平成 20 年 9 月に「日本貿易振興機構（ジェトロ）北海道情報貿易センター」と「社団法人北海道貿易物産振興会」をワンフロアに集約し、コーディネーターや中国アドバイザーを配置し、貿易支援のワンストップ窓口である「北海道国際ビジネスセンター」を設立した。これにより、輸出支援の基盤が整いつつある。さらに、道内の関係機関との連携促進により、その機能を北海道全域に提供するものである。



## 〈 H F Cファンドの創設 〉

### ア) 事業の内容

H F C国際戦略総合特区の取り組みを行う企業に対し、総合的な金融支援を実施するため、「H F Cファンド（仮称）」を創設し、以下の3つの企業・事業に対する投資を行う。また、本ファンドの組成にあたっては（独）中小企業基盤整備機構「中小企業成長支援ファンド」からの出資を想定している。

#### (1) 農林漁業企業（株式会社組織）

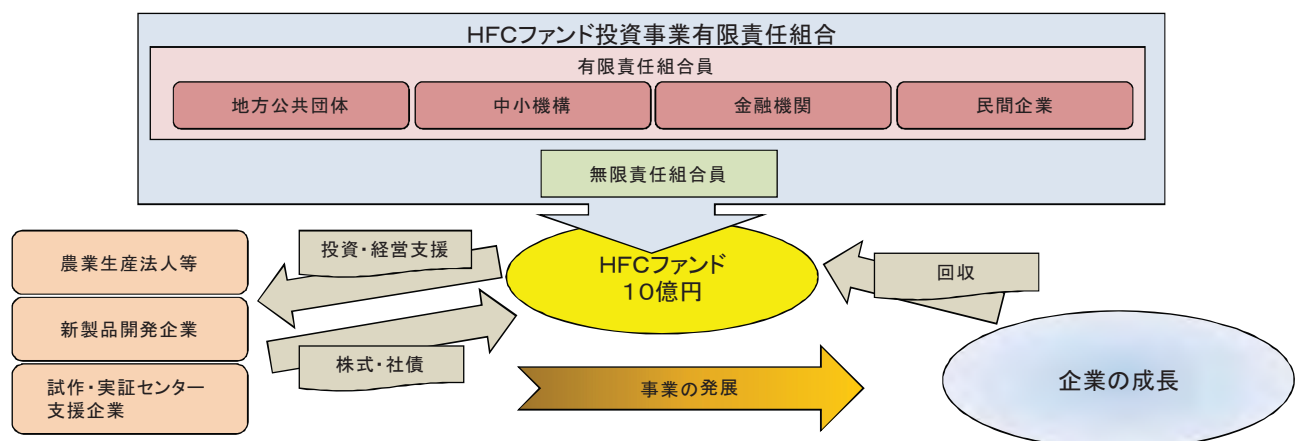
高付加価値農林水産品の生産促進のため、農業生産法人等の農林漁業企業へのH F Cファンドにより投資を実施するとともに、ハンズオンの経営支援（専門家によるきめ細やかなサポート）を行う。これにより、農業生産法人を通じた農業等の活性化を図る。

#### (2) 海外市場向け新製品の開発販売に取り組むプロジェクト・企業

本特区事業の推進により、食に関する様々なシーズが蓄積される。これらのシーズを活用して海外市場に向けた商品開発や共同プロジェクトを実施する企業に投資し、海外で売れる商品開発を支援する。

#### (3) 食品試作・実証センター機能を支援する企業

量産及び生産・加工に必要な製造設備や製造免許を保有し、中小企業に対する食品試作・実証を支援する企業への投資を実施し、中小企業の設備投資リスクを抑制するとともに、量産設備を有する企業の設備環境の有効活用を図り、海外市場等へ向け高品質製品の大ロット生産を可能とする。



### イ) 想定している事業実施主体

H F Cファンド投資事業有限責任組合

### ウ) 当該事業の先駆性

農業生産法人を含む食関連企業に特化した資本増強および融資による金融支援に加えハンズオン経営支援を総合的に提供することにより、わが国で最も実効性の高いファンドを創設する。

### エ) 関係者の合意の状況

地域協議会の協議を通じて、特区計画策定と併せて共同提案自治体及び地域経済界との合意形成を進める。

### オ) その他当該事業の熟度を示す事項

北海道・札幌市、金融機関の出資により、中小企業基盤整備機構のファンドを活用した「北海道農工商連携ファンド」を造成し、農商工連携事業への助成を実施している。また、札幌市においても平成23年度「食」等に関連する中小企業を対象とした「札幌みらい資金」融資制度を創設し、金融面での食関連産業の発展を支援するなど、食分野へ焦点を当てた自治体独自の金融支援を実施しているが、これをさらに強化する必要がある。

## 《 農業生産体制強化事業 》

畑作農家と畜産農家の連携（耕畜連携）の促進や先駆的技術の活用により、安全で高品質な農畜産物を安定的に供給する生産体制を確立するとともに、農業由来の未利用バイオマスの有効活用による農業経営の安定化をすすめ、平均耕地面積が約40haにも及ぶ大規模農業地域において農業の国際競争力の強化を図る。具体的には以下の取り組みを行う。

### 〈 安全で高品質な農畜産物の生産 〉

#### ア) 事業の内容

食品加工製造業との連携による海外輸出の拡大に向け、国際競争力の高い安全で高品質な農畜産物を安定的に供給するため、耕畜連携による生産体制の強化を図る。

具体的には、畑作と酪農のバランスが取れた大規模農業経営が実践されている十勝の優位性を活かし、良質堆肥の施用、化学肥料・化学合成農薬の使用削減により地力の向上を図るとともに、家畜飼料の品質確保や農地集積、耕畜連携の担い手育成などによる生産体制強化を図る。

また、こうした取り組みを促進するため、以下の関連施設の整備等を実施する。

#### (1) 大型堆肥センターの整備

地域の農作業を請け負うコントラクターなどが主体となって、畜産農家から排出される家畜糞尿を、生堆肥から完熟堆肥まで一元的に管理して良質堆肥を生産する「大型堆肥センター」を整備するとともに、畑地への還元を担うことにより、地力の向上と化学肥料の削減を図る。

#### (2) 飼料調整施設（TMR センター）の整備

地域コントラクターが主体となって、地域の酪農家が共同で飼料の混合や調製を行なう TMR センターの整備を進める。これにより、畑作農家との連携による家畜飼料自給率の向上や飼料品質の安定化による乳質の向上を図り、酪農の省力化やコスト低減を促進する。

#### (3) 地域コントラクターの育成

堆肥センターや TMR センターの管理・運営、地域内における耕畜連携に関する農作業などを請け負う地域コントラクターの育成のため、必要とされる機器等の整備に対する支援を行う。

本事業の全体イメージは下記のとおり。



#### イ) 想定している事業実施主体

地域コントラクター、生産者組織、農協

#### ウ) 当該事業の先駆性

ヨーロッパの農業国並みの経営規模で、高い機械化による生産性の高い農業を展開している十勝地



域の農業者が、大規模農業経営の優位性を活かしながら耕畜連携を促進することにより、さらなる安全で高品質な農畜産物の安定生産モデルを構築する。

## エ) 関係者の合意の状況

共同提案者および農協等関係者の合意のもと地域協議会にて了承を得ている。

## オ) その他当該事業の熟度を示す事項

十勝圏域の19市町村は、「食」と「農業」を柱とした地域産業政策である「フードバレーとかち」に圏域全体で取り組んでおり、中でも農業分野においては、化学肥料や化学合成農薬の使用削減によるクリーン農業の推進を重要施策の一つとして掲げている。

十勝管内全農協による「十勝型GAP」の導入、「ビートトップ飼料化促進協議会」によるビート残さを活用した家畜飼料化の研究、地域特性に応じた良質堆肥の生産・利活用システムの構築に向けた良質堆肥生産プロジェクト事業の実施などに取り組んでいるほか、十勝管内の農業コントラクター数は30組織に上る。

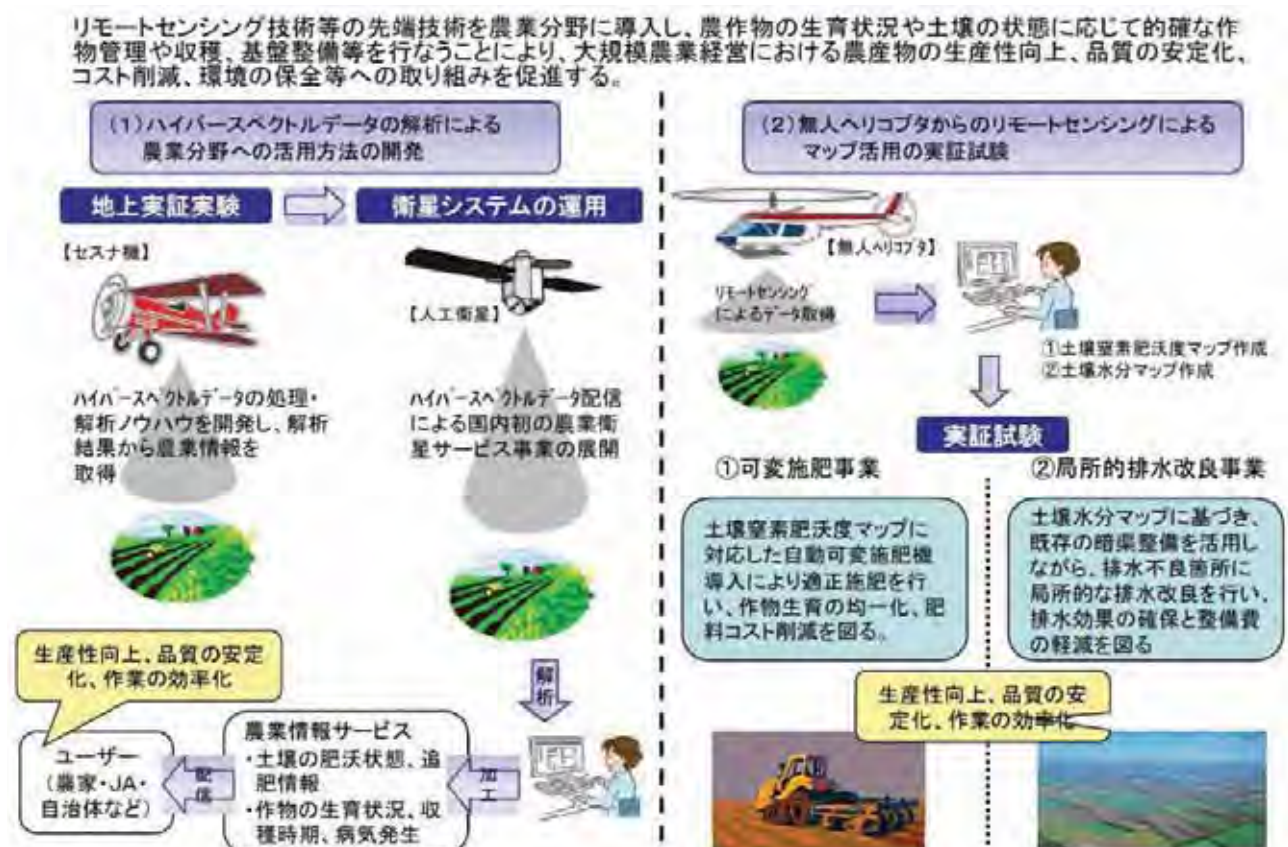
## 〈 農業生産技術の高度化 〉

### ア) 事業の内容

農作物の品質の向上や経営コストの削減を図るため、農業分野へのリモートセンシングなど先駆的技術の積極的導入により、大規模畑作経営における適切な農作物の管理・収穫や作業の効率化、効果的な基盤整備を促進する。具体的には、以下の取り組みを実施する。

- (1) 地上及び宇宙から撮影したハイパースペクトルデータの解析による作物の生育や品質に関する情報の的確な把握など、民間企業におけるリモートセンシング技術の農業分野への活用に関する研究・開発を促進するとともに、農業生産現場への導入を進める。
- (2) 空撮用無人ヘリコプターからの撮影により農地の肥沃度や水分含量等を把握し、調査結果に基づいた効果的な施肥や土壌改良を実施するなど、民間企業におけるリモートセンシング技術の効果的な農作業や基盤整備への活用を促進するとともに、農業生産現場への導入を促進する。

事業(1)(2)のイメージは下記のとおり。



- (3) 特区区域内はもとより、東アジア全体での活用が可能なGIS（Geographic Information System, 地理情報システム）の普及を促進し、農業生産性の向上を図るためのシステム輸出を展望して、酪農学園大学農業環境情報サービスセンターが中核になって、国内外の農業分野や環境分野の関係者等の人材育成を行っている。今後は、当センターと国内外の各大学・研究機関及び民間企業とのネットワークを強化し、東アジアの農業情報拠点を形成することで、東アジアに向けた関連サービス・商品・技術の輸出を促進する。

事業(3)酪農学園大学農業環境情報サービスセンターの具体的活動は以下のとおり。

## 【農業環境情報サービスセンターの具体的活動】



### イ) 想定している事業実施主体

- |                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| (1) ハイパースペクトルデータの解析によるリモートセンシング  | (株) I H I |
| (2) 空撮用無人ヘリコプターからの撮影によるリモートセンシング | (株) ズコーシャ |
| (3) 酪農学園大学農業環境情報サービスセンター         | 酪農学園大学    |

### ウ) 当該事業の先駆性

北海道での農業分野でのリモートセンシング・GISに関する研究は、国内はもとより東アジアで最先端の取り組みであり、日本が世界に先駆けて2015年に打ち上げを計画している実用的なハイパースペクトル衛星についても、農業分野での利用に関する研究は、北海道を中心に進められている。

本事業は、人工衛星を利用した国内初の農業衛星サービスの提供や、土壌データに基づいた効率的な施肥の実施など、先駆的技術の活用に関する新たな分野を開拓するものであり、大規模農業経営における精密農業技術の導入に大きく貢献することができる。また、北海道の農業は規模が大きく、機械化も進んでいることから、東アジアへの技術の輸出にもっとも適したモデルとなるものである。

### エ) 関係者の合意の状況

共同提案者の合意のもと地域協議会にて了承を得ている。



オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- (1) ㈱I H Iにおいては、昨年度から本市において、ハイパースペクトルデータを活用した畑作4品目（小麦・ばれいしょ・てんさい・豆類）の生育状況調査を行なっている。
- (2) ㈱ズコーシャにおいては、既に空撮用無人ヘリコプターからの撮影による土壌の肥沃度マップや土壌水分マップの作成に成功し、本事業の実現に向けた取り組みを行っており、マップやデータを活用した自動可変施肥機や土壌改良の実証試験の段階に至っている。
- (3) 酪農学園大学においては、平成23年4月に農業環境情報サービスセンターを設立し、関連団体との共同研究等により、農業分野等でのリモートセンシング・GIS技術の活用に取り組んでいる。既に衛星画像を用いた作付け分布の推定、牧草地の収量推定などに成功している。また、航空機搭載ライダーセンサや空撮用無人飛行ロボットによる牧草地の地形計測や草種構成割合の比率推定に基づいた基盤整備事業への応用や施肥コストの削減についても取り組んでいる。また、毎年数件 JICA 経由で途上国研修生を受け入れ、GIS 技術に関する研修を実施しており、アジアからの留学生も受け入れている。

## 〈 農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの高効率化 〉

### ア) 事業の内容

農業由来の未利用バイオマスの有効活用による農業経営の安定化を進めるため、農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの高効率化を図る。

具体的には、バイオガスプラントの原料として、家畜ふん尿・家庭ごみなどの有機資源の活用や、ガス抽出後のふん尿残さの消化液からアンモニアを分離回収し窒素肥料・水素を生成する研究開発を行う。これにより、酪農地帯の懸案である家畜ふん尿の処理問題を解決する。

本事業の全体イメージは下記のとおり。

帯広・十勝では、バイオガスプラントが11基建設され、家畜ふん尿や農産物残さから取り出したメタンガスを燃料として活用し、メタン発酵後の消化液は肥料としてほ場に散布している。今後も共同型・個別型のバイオガスプラントが複数建設予定であることから、プラントの効率化と消化液の付加価値向上を図る。



### イ) 想定している事業実施主体

帯広畜産大学、鹿追町（環境保全センター、新プラント）、房谷牧場・溝口牧場・鈴木牧場（土幌町）、新妻牧場・三津橋牧場（足寄町）

### ウ) 当該事業の先駆性

現在、十勝地方はバイオガスプラントが11基稼働中で、全国的に見てもバイオガスプラントが非常に普及している地域である。カスケード利用を促進したバイオガス事業を先駆的に実施するものである。

### エ) 関係者の合意の状況

十勝地域対象市町村の合意のもと地域協議会にて了承を得ている

### オ) その他当該事業の熟度を示す事項

本地域では、平成9年にバイオマス研究会が設立され、平成13年からは家畜ふん尿を活用したバイオガスプラント事業に取り組んでおり、大学内の研究開発用や、酪農家などで11基のプラントが整備されている。

「平成20年度低炭素社会に向けた技術シーズ発掘・社会システム実証モデル事業」（北海道経済産業局委託 平成22年3月終了）を活用し、バイオガスプラントの多段階利用システムの実証試験を行った。

鹿追町や十勝農業改良普及センターで、消化液散布による畑作物の収量・品質への効果検証実績があり、消化液の有効性が認識されたことにより、畑作物への利用率が急速に高まっている。

十勝管内全市町村や北海道、大学、研究機関、バイオマス事業者で構成される「十勝エネルギー特区推進協議会」が平成21年1月に設立されている。

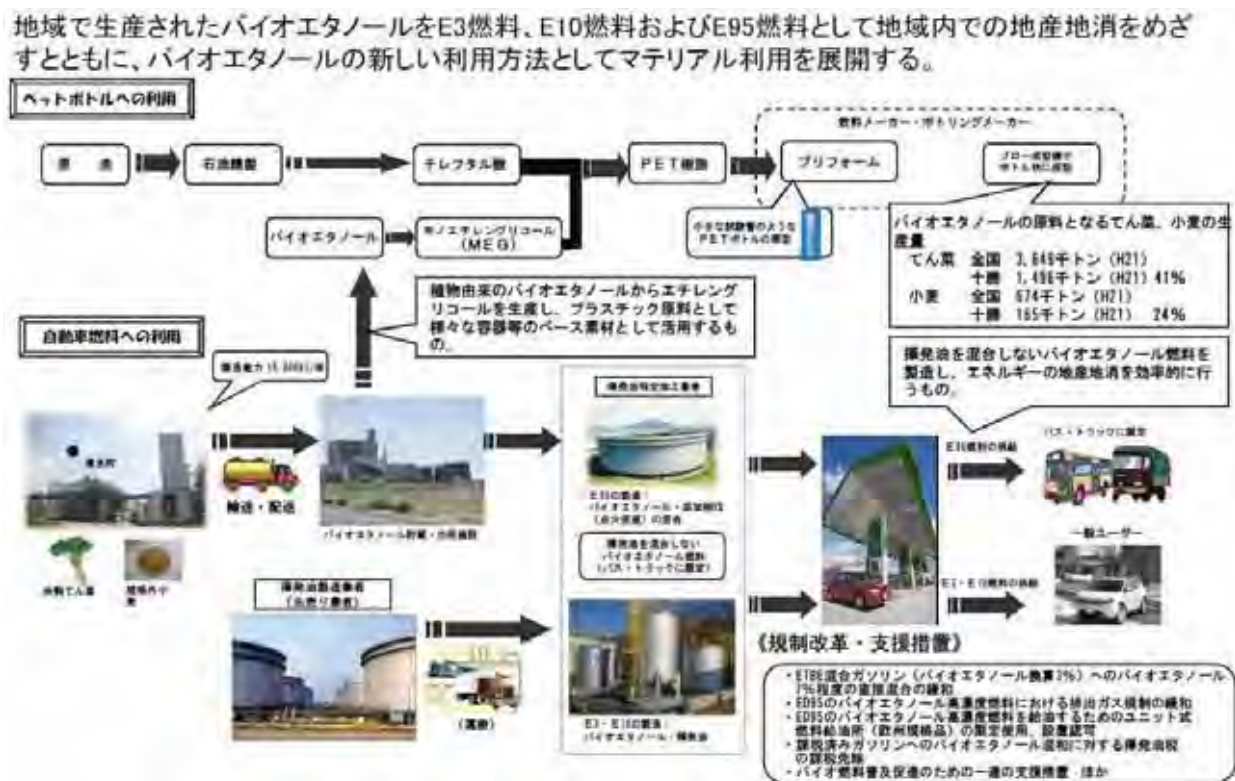
## 〈 余剰農産物等を有効活用したバイオエタノールの高度化利用 〉

### ア) 事業の内容

農業由来バイオマスの有効活用による農業経営の安定化をすすめるため、バイオエタノール（E3燃料やE10燃料）の一般販売の促進および高濃度燃料（ED95）の取り組みを進める。さらに、バイオエタノールの新しい利用方法としてバイオプラスチックの製造技術を開発する。

帯広・十勝では、畑作4品目（てん菜、馬鈴薯、小麦、豆類）を順番に作付することにより、農耕地の高度利用、連作障害の回避、土壌構造の改善、雑草発生の抑制などを図る輪作体系が確立している。その生産過程で生み出される規格外小麦や、てん菜などの余剰農産物を活用して、15,000<sup>キログラム</sup>/年のバイオエタノールを生産できる施設を有していることから、バイオエタノールの市場流通を促進することにより付加価値を拡大し、主要畑作品目による輪作体系のさらなる強化を目指す。

本事業の全体イメージは下記のとおり。



### イ) 想定している事業実施主体

北海道コカ・コーラボトリング(株)、スカニアジャパン(株)、(財)十勝圏振興機構、帯広市

### ウ) 当該事業の先駆性

現在、十勝地方で稼働しているバイオエタノール製造施設は年間15,000<sup>キログラム</sup>の生産能力を有しており全国最大規模である。

また、全国に先駆けて、バイオエタノール製造の原料素材の種類別発生量・生産量の推定・技術に関する課題抽出・事業化可能性などの調査に一貫して取り組んでおり、高濃度バイオ燃料（E10燃料）による自動車や流通に関する技術開発事業や、安全面や環境面、社会的課題についての実証事業も全国で初めて実施した実績がある。



## エ) 関係者の合意の状況

事業実施主体の合意のもと地域協議会にて了承を得ている

## オ) その他当該事業の熟度を示す事項

十勝管内全市町村や北海道、大学、研究機関、バイオマス事業者で構成される「十勝エネルギー特区推進協議会」が平成21年1月に設立されている。

バイオエタノールのマテリアル利用についても、大学や研究機関、企業、行政による実施体制が構築され、国の補助事業採択も得ており、事業化に向けた調査が始まっている。

E3 燃料については、(財)十勝圏振興機構で製造、帯広市、十勝総合振興局の公用車で使用中。

## 〈 バイオディーゼル燃料の高度化利用の促進 〉

### ア) 事業の内容

農業由来バイオマスの有効活用と輪作体系の多様化による農業経営の安定化をすすめるため、現在帯広市内で取り組んでいる廃食用油からのバイオディーゼル燃料(BDF)製造に加え、菜種などの油糧(緑肥)作物を輪作体系に組み込み、油糧作物から直接BDFを製造して利用する地域モデルを創出する。

具体的には、油糧作物の栽培促進に取り組むとともに、BDF20%(B20)の高濃度利用試験研究認定による実証事業の実施や、一般販売に向けた施設整備に取り組む。

本事業の全体イメージは下記のとおり。

現在取り組んでいる廃食用油からのBDF精製に加え、耕作面積の一部(耕作放棄地を含む)を活用し、なたねなどの油糧作物から直接BDFを製造して利用する地域モデルを創出する。



## イ) 想定している事業実施主体

(株)エコERC、NPO法人十勝エネルギーネットワーク

## ウ) 当該事業の先駆性

現在、十勝地方で稼働しているBDF製造施設は年間1,000キロリットルの製造能力を有し、国内トップクラスの規模であり、平成23年5月からは、国内2例目となるBDF混合軽油(5%混合)の一般販売が開始されており、国内最大の実証実験が可能である。



**エ) 関係者の合意の状況**

事業実施主体の合意のもと地域協議会にて了承を得ている。

**オ) その他当該事業の熟度を示す事項**

帯広市やNPO、地元スーパー等が協定を締結し、市民を含めた一般家庭からの回収システムが構築され、全国有数の回収率となっている。

十勝管内全市町村や北海道、大学、研究機関、バイオマス事業者で構成される「十勝エネルギー特区推進協議会」が平成21年1月に設立されている。

B100燃料については自己責任において、公用車、路線バス、建設機械で使用している。

行政による支援事業として、公共工事で使用する重機の燃料に、BDFの使用を義務付けるモデル工事を実施している。

## ii) 地域の責任ある関与の概要

### ア) 地域において講ずる措置

#### a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・ 密閉型実証研究植物工場の整備（北海道：167百万円、民間等：167百万円など）
- ・ 北海道産業振興条例：企業の設備投資や研究開発に助成（支援措置の拡充を検討  
H20年より措置/H23年度予算17億円）
- ・ 地域イノベーション戦略支援プログラムへの補助（H17年より道・市が措置/H23年度予算50百万円）
- ・ 食に関する研究開発への補助（H22年より道が措置/H23年度予算16百万円）
- ・ 札幌みらい資金貸付金：「食」等重点4分野の企業に対する融資制度（H23年度予算4,527百万円）
- ・ 食等に関する研究開発助成各種制度（札幌市）：（H23年度予算総額 54百万円）
- ・ 江別市商工業活性化事業補助金（H14年より措置/H23年度予算額：4.7百万円）
- ・ 誘致企業補助金（S59年より措置/H23年度予算額：36百万円）
- ・ 食品の有用性に関する調査試験委託業務（H21年より措置/H23年度予算額：44百万円）
- ・ 食品加工研究センターに設置した一部研究開発・試作機器に対する固定資産税の減免  
（H23年より措置/H23年度減収額：0.41百万円）
- ・ 適正施肥推進緊急対策事業：適正な施肥設計や良質堆肥の施用促進のため、土壌分析・堆肥分析にかかる経費を助成（H20年度～H24年度）

#### b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・ 十勝農業協同組合連合会が十勝管内の全農家を対象としてGAP制度を導入（H23年度より）

#### c) 地方公共団体等における体制の強化

- ・ 産業分野横断的な研究開発支援を強化するため、（地独）北海道立総合研究機構を設立。  
（H22年4月設置、研究員等1,200名、H23年度予算158億円）
- ・ 食産業振興のため、北海道庁では食関連産業室、4市においても専門部署を設置し体制を強化

#### d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・ 40億円の地元負担による国際水産・海洋総合研究センターの建設

### イ) 目標に対する評価の実施体制

#### a) 数値目標の事後評価の計画

毎年度末に評価実施予定。

#### b) 事後評価における地域協議会の意見の反映方法

HFCプロジェクトマネジメント組織において評価案を策定し、地域協議会において協議、意見を付すことにより、改善計画の策定を促す。

#### c) 事後評価における地域住民の意見の反映方法

ホームページ等を活用し、地域住民への情報提供を図るとともに意見を広く集め、改善計画策定の参考とする。

## ア)事業全体のスケジュール

- 34 -

※りつふしは、実施時期、開始時期を示す。  
 ※りつふしは、実施時期、開始時期を示す。

|                            | 平成23年度                                             |   |    |       | 平成24年度                                             |   |    |       | 平成25年度                                             |   |    |       | 平成26年度                                             |   |    |       | 平成27年度                                             |   |    |       | 平成28年度以降                                           |   |    |       |
|----------------------------|----------------------------------------------------|---|----|-------|----------------------------------------------------|---|----|-------|----------------------------------------------------|---|----|-------|----------------------------------------------------|---|----|-------|----------------------------------------------------|---|----|-------|----------------------------------------------------|---|----|-------|
|                            | 4                                                  | 7 | 10 | H24/1 | 4                                                  | 7 | 10 | H25/1 | 4                                                  | 7 | 10 | H26/1 | 4                                                  | 7 | 10 | H27/1 | 4                                                  | 7 | 10 | H28/1 | 4                                                  | 7 | 10 | H29/1 |
| 農業生産体制強化事業                 | 土壌診断分析補助、カーン産業推進事業                                 |   |    |       | コントラクター育成支援                                        |   |    |       | 地肥生産施設の整備                                          |   |    |       | 家畜飼料生産施設整備                                         |   |    |       | コントラクター育成支援                                        |   |    |       | 家畜飼料生産施設整備                                         |   |    |       |
|                            | 地上におけるデータ取得実験                                      |   |    |       | 地上におけるデータ取得実験                                      |   |    |       | 地上におけるデータ取得実験                                      |   |    |       | 地上におけるデータ取得実験                                      |   |    |       | 地上におけるデータ取得実験                                      |   |    |       | 地上におけるデータ取得実験                                      |   |    |       |
|                            | バイオスプラウト設置にかかる調査実施                                 |   |    |       | バイオスプラウト設計                                         |   |    |       | バイオスプラウト設置                                         |   |    |       | バイオスプラウト設置                                         |   |    |       | バイオスプラウト設置                                         |   |    |       | バイオスプラウト設置                                         |   |    |       |
|                            | バイオガス及び消化液の温室栽培での活用                                |   |    |       | バイオガス及び消化液の温室栽培での活用                                |   |    |       | バイオガス及び消化液の温室栽培での活用                                |   |    |       | バイオガス及び消化液の温室栽培での活用                                |   |    |       | バイオガス及び消化液の温室栽培での活用                                |   |    |       | バイオガス及び消化液の温室栽培での活用                                |   |    |       |
| 余剰農産物を有効活用したバイオエタノールの高度化利用 | 各種実証事業等                                            |   |    |       | 各種実証事業等                                            |   |    |       | 各種実証事業等                                            |   |    |       | 各種実証事業等                                            |   |    |       | 各種実証事業等                                            |   |    |       | 各種実証事業等                                            |   |    |       |
|                            | E3・E10実証事業                                         |   |    |       | E3・E10実証事業                                         |   |    |       | E3・E10実証事業                                         |   |    |       | E3・E10実証事業                                         |   |    |       | E3・E10実証事業                                         |   |    |       | E3・E10実証事業                                         |   |    |       |
|                            | 揮発油を混合しないバイオエタノール燃料(ED95)の路線バス、農作業用車面への利用促進        |   |    |       | 揮発油を混合しないバイオエタノール燃料(ED95)の路線バス、農作業用車面への利用促進        |   |    |       | 揮発油を混合しないバイオエタノール燃料(ED95)の路線バス、農作業用車面への利用促進        |   |    |       | 揮発油を混合しないバイオエタノール燃料(ED95)の路線バス、農作業用車面への利用促進        |   |    |       | 揮発油を混合しないバイオエタノール燃料(ED95)の路線バス、農作業用車面への利用促進        |   |    |       | 揮発油を混合しないバイオエタノール燃料(ED95)の路線バス、農作業用車面への利用促進        |   |    |       |
|                            | 植物由来バイオエタノールからエチレングリコールへの転換技術開発・実証実験               |   |    |       | 植物由来バイオエタノールからエチレングリコールへの転換技術開発・実証実験               |   |    |       | 植物由来バイオエタノールからエチレングリコールへの転換技術開発・実証実験               |   |    |       | 植物由来バイオエタノールからエチレングリコールへの転換技術開発・実証実験               |   |    |       | 植物由来バイオエタノールからエチレングリコールへの転換技術開発・実証実験               |   |    |       | 植物由来バイオエタノールからエチレングリコールへの転換技術開発・実証実験               |   |    |       |
| バイオディーゼル燃料の高度化利用の促進        | BDF 5%混合軽油普及促進                                     |   |    |       | BDF 5%混合軽油普及促進                                     |   |    |       | BDF 5%混合軽油普及促進                                     |   |    |       | BDF 5%混合軽油普及促進                                     |   |    |       | BDF 5%混合軽油普及促進                                     |   |    |       | BDF 5%混合軽油普及促進                                     |   |    |       |
|                            | B20高濃度利用試験研究認定による実証（特区認定の場合B20地域内一般流通）             |   |    |       | B20高濃度利用試験研究認定による実証（特区認定の場合B20地域内一般流通）             |   |    |       | B20高濃度利用試験研究認定による実証（特区認定の場合B20地域内一般流通）             |   |    |       | B20高濃度利用試験研究認定による実証（特区認定の場合B20地域内一般流通）             |   |    |       | B20高濃度利用試験研究認定による実証（特区認定の場合B20地域内一般流通）             |   |    |       | B20高濃度利用試験研究認定による実証（特区認定の場合B20地域内一般流通）             |   |    |       |
|                            | エネルギー用油重作物生産にかかわる関係機関の調整                           |   |    |       | エネルギー用油重作物生産にかかわる関係機関の調整                           |   |    |       | エネルギー用油重作物生産にかかわる関係機関の調整                           |   |    |       | エネルギー用油重作物生産にかかわる関係機関の調整                           |   |    |       | エネルギー用油重作物生産にかかわる関係機関の調整                           |   |    |       | エネルギー用油重作物生産にかかわる関係機関の調整                           |   |    |       |
|                            | 油重作物生産体調査                                          |   |    |       | 油重作物生産体調査                                          |   |    |       | 油重作物生産体調査                                          |   |    |       | 油重作物生産体調査                                          |   |    |       | 油重作物生産体調査                                          |   |    |       | 油重作物生産体調査                                          |   |    |       |
| バイオディーゼル燃料の高度化利用の促進        | バイオディーゼル燃料プラント建設準備                                 |   |    |       | バイオディーゼル燃料プラント建設準備                                 |   |    |       | バイオディーゼル燃料プラント建設準備                                 |   |    |       | バイオディーゼル燃料プラント建設準備                                 |   |    |       | バイオディーゼル燃料プラント建設準備                                 |   |    |       | バイオディーゼル燃料プラント建設準備                                 |   |    |       |
|                            | 原料揮発油プラント・大規模BDFプラント建設および道内製油所での軽油特定加工プラント建設に向けた調査 |   |    |       | 原料揮発油プラント・大規模BDFプラント建設および道内製油所での軽油特定加工プラント建設に向けた調査 |   |    |       | 原料揮発油プラント・大規模BDFプラント建設および道内製油所での軽油特定加工プラント建設に向けた調査 |   |    |       | 原料揮発油プラント・大規模BDFプラント建設および道内製油所での軽油特定加工プラント建設に向けた調査 |   |    |       | 原料揮発油プラント・大規模BDFプラント建設および道内製油所での軽油特定加工プラント建設に向けた調査 |   |    |       | 原料揮発油プラント・大規模BDFプラント建設および道内製油所での軽油特定加工プラント建設に向けた調査 |   |    |       |



## イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

H23 年 2 月 : 協議会の母体となる「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区構想推進協議会」を設立。(第 1 回幹事会開催)

[設立目的] 本道の食関連産業の振興を図るため、国の総合特区制度における本特区構想の指定採択を実現するとともに、本特区構想が目指す取り組みを具体化する。

[構成員]

共同代表 札幌市、江別市、帯広市、函館市、北海道、北海道経済連合会

委員 北海道大学、酪農学園大、帯広畜産大、公立はこだて未来大学、北海道大学大学院水産科学研究院、函館工業高等専門学校、(地独)北海道立総合研究機構等

幹事 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、(独) 産業技術総合研究所北海道センター、(財) 十勝圏振興機構、(公財) 函館地域産業振興財団、(財) さっぽろ産業振興財団、(公財) 北海道科学技術総合振興センター

顧問 北海道市長会、北海道町村会、(社) 北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会

H23 年 3 月 : 第 2 回 幹事会を開催。震災後の国の取組状況報告。今後の方向性の確認。

H23 年 5 月 : 第 3 回 幹事会を開催。国との意見交換報告。具体的事業イメージの確認。

H23 年 6 月 : 第 4 回 幹事会を開催。個別事業内容の検討。

第 5 回 幹事会を開催。個別事業内容の検討。

H23 年 7 月 : 第 6 回 幹事会を開催。個別事業内容の検討、規制の特例措置の検討。

H23 年 8 月 : 第 7 回 幹事会を開催。主要事業の運営体制等について協議。

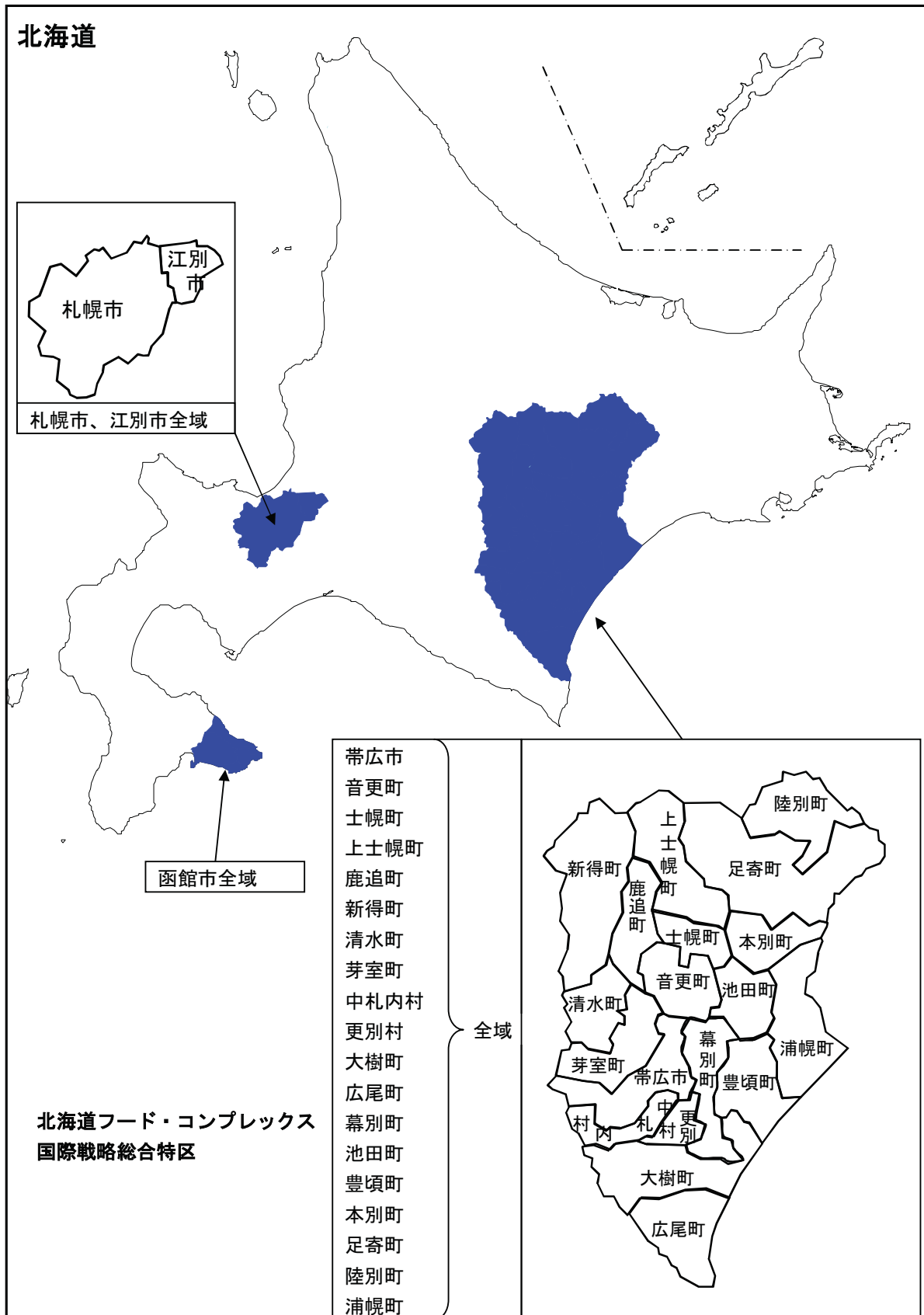
第 8 回 幹事会を開催。規制の特例措置の検討。主要事業の内容検討。

H23 年 9 月 : 第 9 回 幹事会を開催

「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区構想推進協議会」を「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会」に改組するとともに、総合特別区域法に基づく地域協議会と位置付け、指定申請書案等について各委員に協議し、了承を得た。

新たに、札幌医科大学、北海道情報大学、(社) 北海道農業協同組合中央会、北海道漁業協同組合連合会、(社) 北海道貿易物産振興会が委員に参画。

#### 別添4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



# 国際戦略総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 殿

|       |        |
|-------|--------|
| 北海道知事 | 高橋 はるみ |
| 札幌市長  | 上田 文雄  |
| 江別市長  | 三好 昇   |
| 函館市長  | 工藤 壽樹  |
| 帯広市長  | 米沢 則寿  |
| 音更町長  | 寺山 憲二  |
| 士幌町長  | 小林 康雄  |
| 上士幌町長 | 竹中 貢   |
| 鹿追町長  | 吉田 弘志  |
| 新得町長  | 浜田 正利  |
| 清水町長  | 高薄 渡   |
| 芽室町長  | 宮西 義憲  |
| 中札内村長 | 田村 光義  |
| 更別村長  | 岡出 誠司  |
| 大樹町長  | 伏見 悦夫  |
| 広尾町長  | 村瀬 優   |
| 幕別町長  | 岡田 和夫  |
| 池田町長  | 勝井 勝丸  |
| 豊頃町長  | 宮口 孝   |
| 本別町長  | 高橋 正夫  |
| 足寄町長  | 安久津 勝彦 |
| 陸別町長  | 金澤 紘一  |
| 浦幌町長  | 水澤 一廣  |

総合特別区域法第10条第1項(第33条第1項)の規定に基づき、国際戦略総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

## 規制の特例措置等の提案書

### 1 提案団体名

北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

### 2 提案内容

別表のとおり



提案団体名： 北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※事務局入力欄 | 提案事項名                             | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                         | 改善提案の具体的内容                                                                                                                       | 提案理由                                                                                                                                                                                                                         | 政策課題・解決策との関係                                               |                                                                                                                                                                                               | 根拠法令等                                                                      | 現行の規制・制度の所管・関係官庁                                                       | 区分 |    |    |    |     |
|---------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|-----|
|                     |                                   |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                              | 政策課題                                                       | 解決策                                                                                                                                                                                           |                                                                            |                                                                        | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                     | 公的研究資金の弾力運用<br>(事前着手の承認)          | 公的研究資金は交付決定してから支出することが大前提となっている。ほとんどの公的な研究資金制度は、公募時期や交付決定日が遅く、実際に研究が出来る期間は非常に短いものになっているのが現状である。言い換えれば、交付決定までの空白期間が無駄になっている。                             | 補助金目的に適合した費用に限り、当該年度において事前に支出した項目に対しても、補助金の対象とする。当然、応募時に事前支出している項目について具体的・詳細に申請し、厳正な審査を受ける。                                      | ・交付決定および実質的な実験着手までの研究の空白期間をなくすることができる。結果として年度間の研究がシームレスにつながる。<br>(食品の研究開発はスピードが求められる。研究者の雇用および特殊な設備購入については手続きに時間を要するので、研究着手までにまた無駄な空白期間が生じる。生物やヒトを対象とした研究は一定の期間の継続性が求められる。)<br>・審査する側からでも、事前の支出項目が明らかになることによって、より効果的な審査が出来る。 | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得する。 | 政策課題について、研究開発を基盤とした“需要創造につながる食のバリューチェーン”を実現することによって解決を図る。事前着手させていただく研究費は、食の安全性・有用性に係る評価体制と製品化支援機能を核とする研究開発における空白期間の縮減に充当させていただき、拠点形成および食の研究開発を進める企業の集積の加速化を図る。                                | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(禁止条項はないが当然の前提として法律が出来ている)                           | 財務省<br>文部科学省<br>経済産業省<br>厚生労働省<br>農林水産省<br>および各省庁の監督下にあるファンディングエージェンシー | ○  |    | ○  |    |     |
|                     | 公的研究資金の弾力運用<br>(年度繰越手続き簡素化)       | 公的研究資金は年度で決算することを大前提としているため、年度繰越のルールが各制度により厳しく定められおり、特に繰越事由の範囲が限定されている場合が多い。結果として、予算と実質的な研究実施のタイミングのミスマッチがおり、研究のスピードの低下や、予算消化のための必要不可欠でない研究費支出につながっている。 | 特区目的で利用する公的研究制度に関する年度繰越手続きは、明確で簡素な「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金」の繰越ルールに統一する。さらに、繰越事由の範囲に、「研究者の確保難」「被験者の確保難」「年度にまたがる試験・試作」「国外機関の研究」を加える。 | ・研究の全体のスピードが向上する。年度間の研究がシームレスにつながる。予算配分の適正化が図れる。<br>(食品の研究開発はスピードとタイムリーな計画変更が求められる。生物やヒトを対象とした研究は一定の期間の継続性が求められる)                                                                                                            | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得する。 | 政策課題について、研究開発を基盤とした“需要創造につながる食のバリューチェーン”を実現することによって解決を図る。年度繰越させていただく研究費は、食の安全性・有用性に係る評価体制と製品化支援機能を核とする研究開発におけるシームレス化に充当させていただき、拠点形成および食の研究開発を進める企業の集積の加速化を図る。                                 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律<br>【参考】独立行政法人日本学術振興会平成22年度科学研究費補助金の「繰越申請に当たっての留意事項」 | 財務省<br>文部科学省<br>経済産業省<br>厚生労働省<br>農林水産省<br>および各省庁の監督下にあるファンディングエージェンシー | ○  |    | ○  |    |     |
|                     | 公的研究資金の弾力運用<br>(研究資金の統合的かつ効率的な運用) | 公的研究資金の費目間流用などの規則は各制度ごとに細かく厳しく決められている。費目間流用の制限は試行錯誤がともなう食品研究に不向きであるし、各制度特有の会計ルールは複数の資金を利用する機関にとって、いくつもの会計規則ができることになり、会計処理コストがかさむ。                       | 平成21年度に施行された「先端医療特区(スーパー特区)」に準じた規則にする。「先端医療特区(スーパー特区)」においては、費目間流用の可能範囲の拡大、研究機関の規定による会計処理の許可などが設定された。                             | ・研究のスピード向上と会計処理コストの低減。<br>(食品の研究開発はスピードと試行錯誤が求められる)                                                                                                                                                                          | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得する。 | 政策課題について、研究開発を基盤とした“需要創造につながる食のバリューチェーン”を実現することによって解決を図る。統合的・効率的に運用させていただく研究費は、食の安全性・有用性に係る評価体制と製品化支援機能を核とする研究開発における諸問題に適切に対応するための柔軟な費目変更とテーマ間における連携に充当させていただき、拠点形成および食の研究開発を進める企業の集積の加速化を図る。 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律                                                     | 財務省<br>文部科学省<br>経済産業省<br>厚生労働省<br>農林水産省<br>および各省庁の監督下にあるファンディングエージェンシー | ○  |    | ○  |    |     |

提案団体名：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※事務局入力欄 | 提案事項名                | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                                                                                 | 改善提案の具体的内容                                                                                                                                     | 提案理由                                                                                                                                                                                                                                                                        | 政策課題・解決策との関係                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                | 根拠法令等                  | 現行の規制・制度の所管・関係官庁                                                       | 区分 |    |    |    |     |
|---------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|-----|
|                     |                      |                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                             | 政策課題                                                                                                                                 | 解決策                                                                                                                                                                            |                        |                                                                        | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                     | 拠点裁量型研究制度の創設         | 現行の公的研究資金制度は、年度主義、交付決定後の研究着手などの共通ルールの他に、それぞれの個別制度の目的に応じた各種の使途制限やルールが複雑に決められている。概してそのルールは、成果を導出することよりも、不正使用防止に主眼をおいたものが多い。現行の制度は、交付決定の遅延（決定されるまで研究に着手できない）や年度繰越・費目変更・使途の制約により、試行錯誤が伴うフードサイエンスの研究に柔軟に対応できない。さらに、年度や研究受入ルールが異なる国外研究機関との共同研究に使いにくい。 | 特区のマネジメント機関の裁量によって研究費を運用できる「拠点裁量型研究制度」を要望する。厳格なPDCAマネジメントにより、成果重視の公正・効率的な運用を行う。                                                                | 産学官・国際間の混成による研究プロジェクトチームが、年度や機関元と研究制度のルールのギャップに悩まされることなく、スピーディーかつシームレスな研究推進を行うことができる。                                                                                                                                                                                       | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得する。                                                                           | 政策課題について、研究開発を基盤とした“需要創造につながる食のバリューチェーン”を実現することによって解決を図る。創設していただく拠点裁量型研究費は、食の安全性・有用性に係る評価体制と製品化支援機能を核とする研究開発のうち、戦略的かつ発展段階的に進めるべきテーマに集中投下させていただき、拠点形成および食の研究開発を進める企業の集積の加速化を図る。 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 | 財務省<br>文部科学省<br>経済産業省<br>厚生労働省<br>農林水産省<br>および各省庁の監督下にあるファンディングエージェンシー | ○  |    | ○  |    |     |
|                     | 食品の有用性（機能性）表示制度の見直し  | 食品の有用性を表示する制度は、健康増進法に基づく「特定保健用食品」と「栄養機能食品」があり、それ以外は、保健の機能や栄養成分の機能の表示をすることができない。消費者がいわゆる「健康食品」を購入する際、マスメディアや口コミなどからでは、求めている情報が必ずしも適切に入手できないこともあり、購入者はトクホ製品以外の有用性情報がない中、暗中模索状態で「健康食品」を選択している。                                                     | 一般食品の有用性情報の店頭表示（商品への印刷等による表示は含まない）を可能とする表示基準の創設                                                                                                | 北海道が主産地となっている農水産物やそれらを原料とした道内製造製品について、医療機関等における臨床試験において科学的根拠が認められた場合、その情報を地域産健康食品の有用性情報として、域内に提供することにより、地産地消による道民の健康づくりが推進されるとともに、関連研究開発や製品化の活発化により地域産業が活性化する。また、有用性に関する迅速かつ安価な分析・評価システムの構築、および科学的エビデンスにもとづく情報発信は、健康指向が高まりつつ東アジア諸国での機能性表示制度の認定獲得、ひいては国内農水産物・加工食品の輸出拡大につながる。 | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得する。                                                                           | 北海道の優位性のある農水産物の安全性・品質をさらに高める生産体制を強化し、国内外の市場ニーズ等に対応した商品開発および供給体制の確立を図る。                                                                                                         | 健康増進法及び施行規則            | 消費者庁                                                                   | ○  |    |    |    |     |
|                     | 特定保健用食品に係る第三者認証制度の創設 | 特定保健用食品など食品に特別の用途に適する旨の表示を行う者は、消費者庁長官の許可を受けなければならない。許可を得るためには、消費者委員会から効果の判断や食品安全委員会から関与成分の安全性の審査を受けなければならないなど、手続きが煩雑で日数を要するばかりでなく、許可に必要な科学的根拠の基準が明確でない。                                                                                         | 特定保健用食品を国の指定する機関による認証制度とし、特区内の機関が認証機関の指定を受けることを可能とする。また、認証基準の策定にあたっては、海外類似制度の内容等を踏まえ検討を行い、保健の効果が科学的根拠に基づき証明されている食品については安全性を前提として当該保健用途の表示を認める。 | いわゆる健康食品は、国際的に市場の拡大が期待できる分野であり、まずは国内で消費者ニーズに対応した国際標準を先導しうる審査基準と認証体制を確立し、その制度の定着と実績に基づき、当該認証を受けた食品（特定保健用食品）の保健機能と安全性を海外市場に対しアピールすることにより、健康食品の輸出拡大を実現する。                                                                                                                      | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得することが食品産業の課題である。特に消費者の関心が高いいわゆる健康食品について、有用性に関する情報を消費者に分かり易く伝えるための制度の確立が必要である。 | 本制度の改善によって、消費者ニーズに応じた食品の表示が可能となるため、新たな需要創出につながり、国内外市場ニーズに対応した商品開発、供給体制の確立を図ることが可能となる。                                                                                          | 健康増進法第26条1項            | 消費者庁<br>厚生労働省                                                          | ○  |    |    |    |     |

提案団体名：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※事務局入力欄 | 提案事項名                   | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                                                                    | 改善提案の具体的内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 提案理由                                                                                                                                               | 政策課題・解決策との関係                                                                                                                         |                                                                                                      | 根拠法令等                               | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|---------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                     |                         |                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                    | 政策課題                                                                                                                                 | 解決策                                                                                                  |                                     |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                     | 食品への表示が可能な保健用途の拡大       | 現行特定保健用食品の保健用途の表示については、「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領（以下「指導要領」）」に定める例示に基づき、制度上は可能であるにもかかわらず、運用上、実際に許可される保健用途の表示がほぼ9種類に限定されている。このため、消費者の関心が高い保健用途表示が制度上は可能であるが現状では認められたケースがないため、食品の特性を消費者に十分伝えることができない。                                      | 上記第三者認証制度の確立や指導要領等の改正により、特区内で生産された食品に関し、現行9種類以外の表示に関し、表示を認めるために必要な科学的根拠の基準を明確にする。<br>＜補足＞<br>現在消費者庁では、「健康食品の表示に関する検討会（H22）」の答申結果に基づき、海外制度の実態把握、食品の機能性表示のあり方、外部機関の活用の可能性、機能性表示の制度見直し等に係る研究や検討を進めているが、安全規制の観点のみならず、消費者の健康維持増進や食品産業の振興に寄与する観点（消費者に食品の機能性に関する情報をいかに分かり易く伝えるか、国際的に科学的評価が定着している機能性表示は認めるべき等）に立った検討が重要である。 | いわゆる健康食品は、国際的に市場の拡大が期待できる分野であり、まずは特区内で消費者ニーズに対応した国際標準を先導しうる審査基準を確立し、その制度の定着と実績に基づき、当該認証を受けた食品（特定保健用食品）の保健機能と安全性を海外市場に対しアピールすることにより、健康食品の輸出拡大を実現する。 | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得することが食品産業の課題である。特に消費者の関心が高いいわゆる健康食品について、有用性に関する情報を消費者に分かり易く伝えるための制度の確立が必要である。 | 本制度の改善によって、消費者ニーズに応じた食品の表示が可能となるため、新たな需要創出につながり、国内外市場ニーズに対応した商品開発、供給体制の確立を図ることが可能となる。                | 健康増進法第26条1項<br>特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領 | 消費者庁<br>厚生労働省    | ○  |    |    |    |     |
|                     | 食品への表示が可能な栄養成分および機能性の拡大 | 栄養成分の機能性を表示できる現行栄養機能食品は、ミネラル5種類（※1）およびビタミン12種類（※2）を含む食品に限定されている。このため、消費者の関心が高い機能性成分である「ルチン（そばやアスパラガス等に含有）」、「コンドロイチン（鮭等に含有）」、「フコダイン（がごめ昆布等に含有）」などについては、栄養機能食品の対象となる栄養成分として認められていないため、栄養成分の機能性を食品に表示することができず、食品の特性を消費者に十分伝えることができない。 | 特区内で生産された食品に関し、栄養成分の機能性が科学的に証明されたものについては、現行17種類の成分に限らず栄養成分および機能性の表示を認める。                                                                                                                                                                                                                                            | いわゆる健康食品は、国際的に市場の拡大が期待できる分野であり、まずは特区内で消費者ニーズに対応した国際標準を先導しうる栄養成分機能性表示の規格基準を確立し、その制度の定着と実績に基づき、当該食品の機能性と安全性を海外市場に対しアピールすることにより、健康食品の輸出拡大を実現する。       | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得することが食品産業の課題である。特に消費者の関心が高いいわゆる健康食品について、有用性に関する情報を消費者に分かり易く伝えるための制度の確立が必要である。 | 本制度の改善によって、消費者ニーズに応じた食品の表示が可能となるため、新たな需要創出につながり、国内外市場ニーズに対応した商品開発、供給体制の確立を図ることが可能となる。                | 健康増進法第31条1項<br>栄養表示基準               | 消費者庁<br>厚生労働省    | ○  |    |    |    |     |
|                     | 種苗登録までの審査期間の短縮および手数料の減免 | 現在、種苗を品種登録するまでには、農水省への出願から登録まで約2年6ヶ月を要する。人工環境下での栽培が可能な植物工場においては、圃場栽培と異なり栽培速度を高めることができるので、登録に必要なデータと書類が迅速に用意でき、登録対象品種も増えていくことが見込まれる。開発速度と知財化までの期間とのミスマッチを解消するため、審査期間の短縮が求められる。                                                      | ・審査期間の短縮<br>・出願料、登録料の減免                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 有用物質の含有率が高い作物の開発意欲を高めるとともに医薬原料作物の知財を迅速に保護することで市場価値のある種苗開発における国際競争力を高めることができる。                                                                      | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得する。                                                                           | 研究開発を基盤とした“需要創造につながる食のバリューチェーン”を実現することによって解決を図る。特に、食の安全性・有用性に係る評価体制と製品化支援機能を核とする研究開発拠点の形成と企業集積に該当する。 | 種苗法                                 | 農水省              | ○  |    |    |    |     |

提案団体名：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※事務局入力欄 | 提案事項名                             | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                          | 改善提案の具体的内容                                                                                                                              | 提案理由                                                     | 政策課題・解決策との関係                                                              |                                                                                                      | 根拠法令等                   | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|---------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                     |                                   |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                         |                                                          | 政策課題                                                                      | 解決策                                                                                                  |                         |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                     | 新たな食の機能性・安全性に関する高度な技術開発に伴う補助制度の創設 | 文部科学省の競争的資金である地域イノベーション戦略支援プログラムにより、産学官連携のための大学等の機能強化、地域における産学官共同研究、地域の大学間ネットワークの形成、先端的な融合地域における研究開発拠点形成を通じて地域が主体的に実施するイノベーション創出のためのシステム整備を図っているが、民間企業の研究所に再委託できない現状にある。 | 再委託先を民間企業へ拡大する                                                                                                                          | 民間企業研究所での研究を活性化することで事業化が促進される。                           | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得するため研究機関の強化が必要である。 | 委託先を広げることにより、より高度な研究、ニーズに対応した研究が可能となることのみならず、新たな食の付加価値を見出すことが可能となる。                                  | 新成長戦略                   | 文部科学省            |    |    | ○  |    |     |
|                     | 産学官共同研究拠点整備に係る支援制度の拡充             | 文部科学省の競争的式である「地域産学官共同研究拠点整備事業」は地域における産学官共同研究や中堅・中小企業の技術高度化を図るための支援制度であったが、平成22年度で廃止された。地域の共同研究拠点形成を図る上で有効な、施設整備と共同研究を一体的に進めることができる支援制度が必要である。                            | 「地域産学官共同研究拠点整備事業」について、施設整備のみならず、産学官共同研究に係る経費も対象とし、イノベーション創出を加速する。                                                                       | 特区内における研究開発拠点整備が図られ、食関連企業の高付加価値商品開発が促進される。               | 食の付加価値向上および市場ニーズにマッチした商品供給を行うための研究開発拠点の整備が必要である                           | 研究開発拠点の形成により、国内外の市場ニーズ等に対応した商品開発、高付加価値化が可能となる。                                                       |                         | 文部科学省            |    |    | ○  |    |     |
|                     | 国際的な生活環境整備                        | 本邦に在留する外国人については、在留資格や在留期間についてその活動内容に応じて規定されている。応用研究機関の体制強化及び研究機関の集積を図るためには、外国人研究の戦略的な受入が重要であるが、その活動内容や在留期間について厳格に規定されており、機動的な運用が難しい状況にある。                                | ①大学および研究機関が身元を保証した場合は、本人および家族の査証の免除または簡素化を図る<br>②「家族滞在」資格の在留者のアルバイト、パートの就労を認める<br>③「留学」から「特定活動」への在留資格変更届出を認める<br>④外国人研究者の厚生年金保険加入を任意とする | 外国人研究者が円滑に生活できる環境を整備することにより、研究開発拠点としての魅力を増加させるため。        | 食の安全性と付加価値の向上を図るため、関連する研究に従事する外国人研究者が円滑に生活できる環境を整備する必要がある。                | 外国人研究者の在留資格等についての各種規制を緩和する。                                                                          | 出入国管理及び難民認定法<br>厚生年金保険法 | 法務省<br>厚生労働省     | ○  |    |    |    |     |
|                     | 特区内の食と健康に関する研究事業を「特定活動」として指定      | 本邦の許可する査証の1つに「特定活動」がある。この査証を申請するためには、在留資格認定証明書が必要であり、当該証明書発行を得る要件項目に「特定研究」や「特定研究機関」といった項目がある。この「特定研究」および「特定研究機関」の要件の認可に時間と労力がかかることが問題で、有用な人材の流出につながっている。                 | 特区目的の研究に関わる研究者および機関は、「特定研究」および「特定研究機関」であることを無条件で認可すること                                                                                  | 食に関する研究・開発拠点の形成にむけては、海外企業に在籍する研究員を含めた外国人研究者の戦略的受入が重要である。 | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得する。                | 研究開発を基盤とした“需要創造につながる食のバリューチェーン”を実現することによって解決を図る。特に、食の安全性・有用性に係る評価体制と製品化支援機能を核とする研究開発拠点の形成と企業集積に該当する。 | 出入国管理及び難民認定法            | 法務省              | ○  |    |    |    |     |



提案団体名：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理<br>番号<br>※事務局入<br>力欄 | 提案事項名                                               | 現行の規制・制度の概要と<br>問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改善提案の具体的内容                                                                            | 提案理由                                                                                                | 政策課題・解決策との関係                                                                                                                                                                                 |                                                                                                       | 根拠法令等                       | 現行の規制・制度の所管・関<br>係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------|----|----|----|----|-----|
|                             |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                       |                                                                                                     | 政策課題                                                                                                                                                                                         | 解決策                                                                                                   |                             |                      | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                             | 永住許可要件の在留<br>期間の引き下げ                                | 法務大臣が許可する在留許可の1つ「永住許可」は、在留資格を有する外国人が原則10年間本邦に在留すれば申請できる。この在留期間には特例があり、その1つに「外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者」は5年本邦に在留すれば申請を行える。「我が国への貢献」の判断をするためのガイドラインの項目の1つに、「研究活動により顕著な成果を挙げたと認められる者」がある。我が国への貢献の要件である「在留期間5年」と「研究活動により顕著な成果を挙げたと認められる者」は食品研究の場合、条件として厳しい。なぜならば、5年以上継続する食品研究プロジェクトが多くない上に、食品研究の成果は、論文や講演ではなく、実際の製品や手法、データなどの形に反映されるので、顕著な成果と認められにくいからである。 | ・「在留期間5年」を「在留期間3年」に引き下げ<br>・特区内の研究者は、「研究活動により顕著な成果を挙げたと認められる者」とみなす                    | 食に関する研究・開発拠点の形成にむけては、海外企業に在籍する研究員を含めた外国人研究者の戦略的受入が重要である。                                            | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得する。                                                                                                                                   | 研究開発を基盤とした“需要創造につながる食のパリ्यूチェーン”を実現することによって解決を図る。特に、食の安全性・有用性に係る評価体制と製品化支援機能を核とする研究開発拠点の形成と企業集積に該当する。 | 出入国管理及び難民認定法                | 法務省                  | ○  |    |    |    |     |
|                             | (独)中小企業基盤整備機構の資金出資限度額の緩和                            | 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第5号の規定により、出資限度額は、出資額の2分の1以内と定められており、過去に認められていた格差是正対象地域特例が廃止され、地域経済界の負担が大きくなり、ファンド組成の妨げとなっている。                                                                                                                                                                                                                                            | 独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資の限度額を現行から、出資額の10分の7以内(地方公共団体が収支を行う場合には、当該地方公共団体の出資金額と併せて10分の7以内)の額 | 格差是正対象地域(財政力指数の低い地域)に対し認められていた特例等の適用により、地域経済界の負担軽減が図られ、ファンド組成増加が見込まれる。これにより、広く中小企業の経営高度化に寄与することとなる。 | 市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得する                                                                                                                                                   | 国内外の市場ニーズ等に対応した商品開発および供給体制の確立を図る                                                                      | (独)中小企業基盤整備機構業務方法書 第8条の特例設置 | 経済産業省                |    | ○  |    |    |     |
|                             | 「6次産業化推進整備事業のうち農商工連携タイプ」の適用緩和(新商品等の拡大および安定的取引関係の緩和) | 「6次産業化推進整備事業のうち農商工連携タイプ」は、『新商品等』の事業化に必要な機械・施設の整備を対象としており、農林漁業者との『安定的取引関係』が要件とされている。同事業は、特に中小食品関連事業者が新商品の開発や自社製品の改良等に取組む際に、製品化・量産化に向けた設備投資を支援する唯一の補助制度であるが、要件や手続きの困難性から、活用実績が少数に止まっている(道内の平成22年度採択実績は2件のみ)。                                                                                                                                                       | 新商品等に限らず、地元産品を活用した既存の機能性食品や一般加工食品を製造するための機械・施設への適用を認める。                               | 北海道の農業・食品産業の国際競争力を強化し、北海道を東アジアの輸出拠点として確立するためには、食品関連事業者の高付加価値商品の製品化を促進することが必要である                     | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得することが食品産業の課題である。我が国食品製造業の99%を占める中小零細企業にとって、新商品の製品化等のための設備投資には大きなリスクが伴うため、慎重にならざるを得ない現状にある。このため、国の支援制度の拡充によって「高付加価値型食品産業」への転換を図る必要がある。 | 本制度の改善と採択の拡大によって、中小食品関連事業者の新商品開発等に向けた設備投資が活発化し、国内外市場ニーズに対応した商品開発、供給体制の確立を図ることが可能となる。                  | 6次産業化推進整備事業公募要領             | 農林水産省                |    | ○  |    |    |     |

提案団体名：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※ 事務局入力欄 | 提案事項名                                                         | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 改善提案の具体的内容                                                                                                                                                                      | 提案理由                                                                                                                                                                       | 政策課題・解決策との関係                                                                   |                                                              | 根拠法令等              | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|----------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                      |                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                            | 政策課題                                                                           | 解決策                                                          |                    |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                      | 研究開発を促進するための特別控除制度（研究開発税制）における税額控除限度額と繰越年度の拡充                 | 「試験研究費の総額に係る税額控除制度」、「特別試験研究に係る税額控除制度」、「中小企業基盤強化税制度」の税額控除割合は、平成21年度と平成22年度の事業年度に限り控除金額の上限は法人税額の30%、税額控除税額の上限を超過する部分は平成24年まで繰越して税額控除が可能とされている。平成23年度以降の事業年度については、控除金額の上限は法人税額の20%、繰越控除の上限を超過した金額は、前年度に比べて試験研究費が増加した場合、翌年度に繰越して税額控除が認められる。                                                         | 平成21年度と平成22年度の事業年度に認められていた控除の適用を可能とする。（税額控除金額の上限は法人税額の30%、税額控除税額の上限を超過する部分は最大3事業年度まで繰越して税額控除が可能）                                                                                | 食関連企業の高付加価値商品開発の取り組みの促進が図られる。食関連企業を含めた民間企業の研究開発の促進は、我が国の国際競争力を強化する上で重要である。                                                                                                 | 市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得するためには、食の安全性と付加価値向上に資する研究開発の促進が不可欠である。 | 本制度改善により企業の研究開発を促進し、“需要創造につながる食のバリューチェーン”を実現する。              | 租税特別措置法            | 財務省              |    | ○  |    |    |     |
|                      | 研究開発を促進するための特別控除制度（研究開発税制）における「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度」の適用年度延長 | 「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度」は、試験研究費の額が決められた基準額を超えた場合に一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除できる制度であるが、平成24年3月31日までに開始する事業年度が適用となっている。                                                                                                                                                                               | 平成24年3月31日までとする開始事業年度の適用期限を延長する。                                                                                                                                                | 食関連企業の高付加価値商品開発の取り組みの促進が図られる。食関連企業を含めた民間企業の研究開発の促進は、我が国の国際競争力を強化する上で重要である。                                                                                                 | 市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得するためには、食の安全性と付加価値向上に資する研究開発の促進が不可欠である。 | 本制度改善により企業の研究開発を促進し、“需要創造につながる食のバリューチェーン”を実現する。              | 租税特別措置法            | 財務省              |    | ○  |    |    |     |
|                      | 交換分合事業の適用拡大                                                   | 土地改良法に基づく農地の交換分合では、事業の対象地域について、面的つながりを持つ「一定の地域の農用地」と指導されているが、交換分合計画の作成には、事業対象地域内の権利者の1／2以上の同意取得が必要であり、また、計画の決定に際しては2／3以上の同意取得が必要（実務的には権利者全員）となっていることから、様々な利害関係者の存在により、同意の取得が円滑に進まない実情にある。また、農用地等の交換という規定から、参加者全員について権利の交換が義務付けられており、権利の取得のみ、他人への権利の移転のみについては認められていないことから、離農や規模縮小を希望する農家が参加できない。 | ①事業の対象地である「一定の農用地」の設定については、面的つながりを持つ「一団」となっている農用地に加え、飛び地を含むなどの一団となっていない農用地についても認めること。<br><br>②交換分合計画において、権利の「交換」を参加者全員に対して必須事項として義務付けせず、他人への権利の移転のみ、及び自己への権利の設定のみについての参加も認めること。 | ①事業実施区域を面的なつながりを持った一団の農用地とした場合、交換分合計画の作成、計画の決定に際して、様々な利害関係者の存在により、同意の取得が円滑に進まない実情にある。<br><br>②移転のみ、設定のみの権利移動についても交換分合事業の制度を活用して行なうことにより、地域における農地の流動化や計画的な集団化を一層促進することができる。 | 食の安全性と付加価値の向上を図るため、安全で高品質な農畜産物の生産に取り組む農業者等への農地の流動化を促進し、生産体制を強化する必要がある。         | 農畜産物の安全性や品質の向上に取り組む農業者等への農地流動化を促進することにより、生産体制の強化に寄与することができる。 | 土地改良法第97条第1項、第102条 | 農林水産省            |    | ○  |    |    |     |

提案団体名：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※事務局入力欄 | 提案事項名                     | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                                        | 改善提案の具体的内容                                                                                         | 提案理由                                                                                        | 政策課題・解決策との関係                                                                   |                                                                          | 根拠法令等                                                                   | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|---------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                     |                           |                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                    |                                                                                             | 政策課題                                                                           | 解決策                                                                      |                                                                         |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                     | 農地保有合理化事業の面積要件の緩和         | 農地保有合理化事業の適用を受けるためには、農地等の権利取得後の経営面積が、農地保有合理化法人が農地保有合理化事業規程で定める面積要件を満たす必要があるが、農業生産法人の場合、経営する面積をその従事者たる構成員の属する世帯の数で除した面積が基準面積を上回る必要があることから、複数の農業者で設立した農業生産法人が事業を利用する際の負担となっている。                          | 農業生産法人については、満たすべき面積基準の要件を緩和すること。                                                                   | 農業生産法人への農地の流動化を促進することにより法人化を促進し、農業生産法人の経営の効率化や安定化が図られる。                                     | 食の安全性と付加価値の向上を図るため、安全で高品質な農畜産物の生産に取り組む農業生産法人への農地の流動化を促進し、生産体制を強化する必要がある。       | 農畜産物の安全性や品質の向上に取り組む農業生産法人への農地流動化を促進することにより、生産体制の強化に寄与することができる。           | 農業経営基盤強化促進法第4条第2項                                                       | 農林水産省            | ○  |    |    |    |     |
|                     | 畑作等を対象とした公社営農場リース事業の創設    | 酪農分野への新規就農者を対象として、農業開発公社が農地保有合理化事業で取得した離農農家の農地・施設等を整備し、一定期間貸し付けた後、譲渡を行なう公社営農場リース事業が行なわれているが、畑作等においても、離農跡地への新規就農を促進し、地域農業の担い手を確保するためには、離農跡地の整備や大規模畑作に必要な大型機械の導入などにかかる負担の軽減を図り、大規模畑作農業への円滑な参入を促進する必要がある。 | 畑作の分野において、農地保有合理化事業とあわせて農業開発公社が農地や営農に必要な大型機械等を一括して整備し、新規就農者に一定期間貸付けを行い、経営が安定した後に売り渡す事業の新規創設を行なうこと。 | 大規模な農地や大型機械を必要とする十勝の大規模畑作農業へ参入しようとする新規就農者の負担を軽減し、円滑な参入を促進することにより、意欲のある農業後継者を育てることができる。      | 食の安全性と付加価値の向上を図るため、安全で高品質な農畜産物の生産に取り組む新規就農者の農地や設備の取得を支援することにより、新規就農を促進する必要がある。 | 農畜産物の安全性や品質の向上に取り組む新規就農者の農地や設備の取得を支援することにより、新規就農を促進し、生産体制の強化に寄与することができる。 | 農業経営基盤強化促進法第4条第2項                                                       | 農林水産省            | ○  | ○  |    |    |     |
|                     | 貨物自動車運送事業法に基づく車両台数公示基準の緩和 | 農業コントラクターが対価を得て堆肥等を運搬する場合には、国土交通大臣が認定する一般貨物自動車運送事業の許可を取得する必要があるが、各陸運局長の公示により、営業所毎に配置する事業用自動車の最低車両台数が5台以上であることが許可要件の1つとなっていることから、許可取得の支障となっており、コントラクターの円滑な業務遂行の支障となっている。                                | 農業コントラクターが一般貨物自動車運送事業の許可を取得する場合にあっては、許可要件の一つである最低車両台数を1台以上とする規制緩和を行うこと。                            | 農業コントラクターが堆肥の運搬や散布など、運送事業を含めた地域における農作業の受託業務を円滑に行なうことにより、安全で高品質な農畜産物生産の基礎となる土づくりを促進することができる。 | 食の安全性と付加価値の向上を図るため、農業コントラクターの業務を支援することにより、安全で高品質な農畜産物の生産基盤となる土づくり等を促進する必要がある。  | 農業コントラクターの業務を支援し、耕畜連携による土づくり等を促進することにより、安全で高品質な農畜産物の生産体制の強化に寄与することができる。  | 貨物自動車運送事業法第6条第1項第3号                                                     | 国土交通省            | ○  |    |    |    |     |
|                     | 農業関連施設の建築基準等の緩和           | 農産物の集出荷貯蔵施設は、引火性のない農産物を保管するものとして用途に限られているが、建築基準法や消防法において一般的な倉庫と同じ区分とされていることから、防火区分や各種消防設備の設置が義務付けられており、建設費用の増大を招いている。                                                                                  | 農産物集出荷貯蔵施設については、建築基準法及び消防法において一般の倉庫と区分し、防火区分や消防設備等の設置義務に関する規制を緩和すること。                              | 農産物集出荷貯蔵施設について、防火区分や消防設備等の設置義務に関する規制を緩和することにより、建設コストの低減を図り、安全で高品質な農産物の出荷コストへの転嫁を抑制することができる。 | 市場ニーズに対応し、国際競争力のある農産物の生産を促進するため、農産物集出荷貯蔵施設の建設費削減を図り農産物の出荷コストを低減する必要がある。        | 農産物集出荷貯蔵施設の建設費削減を図ることにより、農産物の出荷コストを低減し、安全で高品質な農産物の供給体制の確立に寄与することができる。    | 建築基準法第36条<br>建築基準法施行令第112条<br>消防法第17条<br>消防法施行令第7・10・11・12・19・20・21・22条 | 国土交通省<br>消防庁     | ○  |    |    |    |     |

提案団体名：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※事務局入力欄 | 提案事項名                     | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                                           | 改善提案の具体的内容                                                                                                | 提案理由                                                                                                     | 政策課題・解決策との関係                                                                 |                                                              | 根拠法令等                                    | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|---------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                     |                           |                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                           |                                                                                                          | 政策課題                                                                         | 解決策                                                          |                                          |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                     | 外国人労働者の就労ビザ発給の規制緩和        | 国内における外国人労働者については、経済社会の活性化や国際化を担う「専門的・技術的分野」の労働者、若しくは研修を目的とするものなどに限られており、単純労働を目的とするものを受け入れていない。農業分野においては、外国人の研修・技能実習生が労働力不足の解消に貢献しているが、必要な労働時間を確保できない、在留期間が短いなどにより、労働力として十分に活用できていない。                     | 一定の条件の下に、農業就労目的でビザの発給を行なえるよう法改正を行い、正規な雇用契約により外国人労働者を長期間使用できるようにすること。                                      | 酪農分野や畑作分野において外国人労働力を有効に活用することにより、農業における労働力不足の解消に寄与することができる。                                              | 食の安全性と付加価値の向上を図るため、安全で高品質な農畜産物の生産に取り組む農業者等の労働力不足の解消により、生産体制の強化を図る必要がある。      | 農畜産物の安全性や品質の向上に取り組む農業者等の労働力不足の解消により、生産体制の強化に寄与することができる。      | 出入国管理及び難民認定法第2条の2<br>出入国管理及び難民認定法施行規則第3条 | 外務省              | ○  |    |    |    |     |
|                     | 農業用貨物自動車の車検期間の延長          | 農作業で使用している自家用貨物自動車は、収穫された農作物の運搬など限定的な用途に使用されており、農閑期や冬期間においてはほとんど使用されないにもかかわらず、車検期間が1年と短いことから、生産コストの増加要因となっている。                                                                                            | 農作業に使用する自家用貨物自動車について、車検の有効期間を2年に延長すること。                                                                   | 大規模農業を展開する上で欠くことができない作業用機械の維持に係る経費を削減することにより、農業者等の経営改善に寄与することができる。                                       | 安全で高品質な農畜産物の生産に取り組む農業者等の生産コストの削減により、生産体制の強化を図り、食の安全性と付加価値向上に寄与することができる。      | 農畜産物の安全性や品質の向上に取り組む農業者等の生産コストの削減により、生産体制の強化に寄与することができる。      | 道路運送車両法第61条                              | 国土交通省            | ○  |    |    |    |     |
|                     | (税制)<br>農地の贈与税納税猶予制度の拡充   | 農業者が後継者に農地を一括贈与した場合、受贈者に課税される贈与税については、贈与者が死亡する日まで納税が猶予され、かつ、死亡した場合は免除される。しかし、近年、農業者の長寿化により、贈与者はもとより、受贈者の高齢化も進んでおり、後継者のいない高齢受贈者が耕作を維持するため、賃貸借の設定（貸付け）を行なおうとした場合、贈与税の納税猶予の解除要件に該当することから、農地の有効活用に支障となっている。   | 贈与税納税猶予制度の適用を受けている農地について、贈与者存命中に受贈者が高齢となり営農継続が困難となったため、農業経営基盤強化促進法にもとづき利用権設定を行なう場合、贈与税の納税猶予が継続されるようにすること。 | 高齢化により自ら耕作することが困難な受贈者が、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権を設定した場合に、贈与税の納税猶予が継続されることにより、農地の有効活用が促進され、農業者等の経営の効率化や安定化が図られる。 | 食の安全性と付加価値の向上を図るため、安全で高品質な農畜産物の生産に取り組む農業者等への農地の流動化を促進することにより、生産体制を強化する必要がある。 | 農畜産物の安全性や品質の向上に取り組む農業者等への農地流動化を促進することにより、生産体制の強化に寄与することができる。 | 租税特別措置法第70条の4                            | 財務省              | ○  |    |    |    |     |
|                     | (税制)<br>農地の譲渡所得税の特別控除額の拡大 | 農地の譲渡益にかかる譲渡所得税については、譲渡の形態により特別控除額が定められているが、離農者や非農家が農地を資産として保有し、賃借により長期に渡って貸付を行なっている事例が見られ、取得額を上回る賃借料を負担するなど、農業経営の安定化を図る上で支障となっている。また、賃貸借による農地に対しては、借受農家が基盤整備や地力向上対策などの長期的な投資意欲が低いことから、生産力向上の抑制要因ともなっている。 | 離農者や非農家が所有する農地であり、一定期間以上賃貸借が継続しているものについて、借受者に農地を譲渡した場合に、農業委員会のあつせん及び農用地利用集積計画による譲渡所得税の特別控除額の引き上げを行なうこと。   | 譲渡所得税の特別控除額の引き上げを行なうことで、賃借から所有へ農地流動化を促し、自作地の拡大を図ることにより、農業者等の経営の効率化や安定化が図られる。                             | 食の安全性と付加価値の向上を図るため、安全で高品質な農畜産物の生産に取り組む農業者等への農地の流動化を促進することにより、生産体制を強化する必要がある。 | 農畜産物の安全性や品質の向上に取り組む農業者等への農地流動化を促進することにより、生産体制の強化に寄与することができる。 | 租税特別措置法第34条の2・3、第65条の4・5、第68条の75・76      | 財務省              | ○  |    |    |    |     |



提案団体名： 北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※事務局入力欄 | 提案事項名                                     | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                                                                      | 改善提案の具体的内容                                                                                                                                                                                          | 提案理由                                                                                                                                   | 政策課題・解決策との関係                                                                          |                                                                                 | 根拠法令等                  | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|---------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                     |                                           |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                        | 政策課題                                                                                  | 解決策                                                                             |                        |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                     | (税制)<br>農業生産法人への農地権利移動に関わる譲渡所得税の軽減        | 農業経営の安定化を図るために、農業生産法人への移行を推進しているが、法人への農地を含む土地の引継ぎを行う際に、多額の譲渡所得税が発生することが多い。これは、農地等が長期にわたって保有されていた間の物価変動による譲渡価格の上昇や、取得費が不明のため譲渡価格の5%しか取得経費が認められないなどの理由によるものが多い。このため、法人化への抑制要因となっている。                                                   | 個々の農業経営者が農業生産法人を新たに設立し、農地等の事業に要する土地を引き継ぐ場合、控除額の拡大等により譲渡所得税の課税を軽減すること。                                                                                                                               | 農業生産法人への土地の引継ぎに対して譲渡所得税の課税を軽減することにより法人化を促進し、農業者等の経営の改善や安定化が図られる。                                                                       | 食の安全性と付加価値の向上を図るため、安全で高品質な農畜産物の生産に取り組む農業者の法人化を促進することにより、生産体制を強化する必要がある。               | 農畜産物の安全性や品質の向上に取り組む農業者の法人化を促進することにより、生産体制の強化に寄与することができる。                        | 租税特別措置法第31条、第32条       | 財務省              |    | ○  |    |    |     |
|                     | 中核的担い手組織（コントラクター）の活動に必要な施設等の整備に対する支援制度の創設 | コントラクターは、酪農・畜産だけでなく、大規模畑作においても、耕起や堆肥生産・散布等の役割が増加している。一方で、コントラクターは、個別農家からの作業請負を中心としていることから組織の経営基盤が脆弱であり、作業を請け負う上で必要となる農作業機械の導入などに要する経費が大きな負担となっている。しかしながら、現状では支援の対象が酪農・畜産関係に限定されており、かつ、新規作業受託の場合や特定の機種に限定されていることから、ニーズに対応できていない状況にある。 | 酪農・畜産だけでなく畑作も含めて、コントラクターが作業の受託に必要な施設や農業機械の整備する場合に支援するとともに、トラクターなど中核的機械も含めた対象機種の拡大、及び新規受託の場合だけでなく、既存のコントラクターも含めた対象範囲の拡大を行なうこと。                                                                       | 地域内において、畜産農家と畑作農家の連携を進め、良質な堆肥の生産や畑地への還元を進めるためには、地域の農作業を請け負うコントラクターの役割が重要であり、コントラクターが作業を請け負うために必要な施設や農業機械の整備を促進することにより、作業の効率化を図ることができる。 | 食の安全性と付加価値の向上を図るため、コントラクターの業務に必要な施設等の整備を支援することにより、安全で高品質な農畜産物の生産基盤となる土づくり等を促進する必要がある。 | コントラクターの業務に必要な施設等の整備を支援し、耕畜連携による土づくり等を促進することにより、安全で高品質な農畜産物の生産体制の強化に寄与することができる。 |                        | 農林水産省            |    |    | ○  |    |     |
|                     | HACCP対応設備投資補助制度の創設                        | 食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針（平成10年7月1日厚生省・農林水産省告示第1号）において、HACCPの考え方を適用した食品製造過程の管理の高度化を図ることが示されが、「危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドライン」に対応した設備投資は、通常の2～3割増しとなることから、中小企業者にとって大きな負担となり、輸出品製造の足かせとなっている。                                                | （新補助制度の創設）<br>経済産業省が所管する「成長産業・企業立地促進等施設整備費補助金」（企業立地促進法の規定に基づき自治体で作成し、国の同意を受けた「基本計画」の集積区域内における企業立地促進及び産業集積の形成及び活性化のための基盤として活用され、我が国産業の競争力強化に資すると認められる施設又は機器を整備する事業への補助金）と同様の内容の補助制度を創設。（補助対象経費の2分の1） | 補助制度の創設により食関連中小企業の高度化、高付加価値化に向けた取り組みが進められ、食品原材料供給地における輸出品の生産促進が図られる。                                                                   | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得するため、国際標準に対応した設備投資を促進する必要がある。  | 新たな補助制度を導入することにより、地場企業の海外進出や新たな企業進出を促進することができる。                                 | 食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針 | 厚生労働省、農林水産省      |    |    | ○  |    |     |

提案団体名：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※事務局入力欄 | 提案事項名                                       | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                                                            | 改善提案の具体的内容                                                                                                                                                           | 提案理由                                                                                                                                                                 | 政策課題・解決策との関係                                                                          |                                                                                                                           | 根拠法令等                       | 現行の規制・制度の所管・関係官庁        | 区分 |    |    |    |     |
|---------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------------|----|----|----|----|-----|
|                     |                                             |                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                      | 政策課題                                                                                  | 解決策                                                                                                                       |                             |                         | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                     | 空撮用ヘリコプターに対する航空法による許可の規制緩和                  | 空港周辺の航空交通管制圏（半径9km以内）内で空撮用無人ヘリコプターを飛ばす場合には、予め日時や場所等を示して国土交通大臣の許可を受ける必要がある。帯広市内には、特定地方管理空港であることから帯広空港及び陸上自衛隊第5旅団の十勝飛行場があり、両空港から半径9kmの航空交通管制圏内に市内農地の大半が入ることから、両空港の許可を受ける必要があるが、撮影日時が天候等に左右されることが多いため、機動的な撮影作業を行なう上で支障となっている。 | 航空交通管制圏内での空撮用ヘリコプターの飛行については、航空機の侵入・離陸路線を除いては、撮影時間帯等を示した届出とすること、柔軟な対応を行うこと。                                                                                           | 雨天などの天候による影響を避け、撮影日時について柔軟に対応することにより、機動的かつ効率的な空撮作業を行なうことができる。                                                                                                        | 農産物の安全性や品質を高め、食の付加価値向上を図るためには、リモートセンシング技術の活用により、大規模農業経営における適切な作物の生育管理や収穫などを促進する必要がある。 | 農産物の安全性や品質を高めるため、リモートセンシング技術の活用促進により、適切な作物の生育管理や収穫など、生産体制の強化に寄与する。                                                        | 航空法第99条の2<br>航空法施行規則第209条の3 | 国土交通省                   | ○  |    |    |    |     |
|                     | リモートセンシング技術の農業への実用化に向けた研究開発・実証実験に対する支援制度の創設 | 作物管理や土壌改良など、農業分野へのリモートセンシング技術の活用が広がっているが、経済産業省において、複数の中小企業の連携体による新たな技術や製品開発を支援しているものの、普及に向けた製品の使用効果等に関する実証実験は支援の対象となっていない。また、農業衛星サービスの展開が期待されているが、民間企業による実用衛星の技術開発には多額の経費負担を要する。                                           | リモートセンシング技術を活用して開発した可変施肥や局所的排水改良などの技術の活用効果に関する実証実験、及び民間企業による農業衛星の打ち上げ・技術開発に対する支援制度を創設すること。                                                                           | 北海道十勝地域では、1戸当たり平均約40haにも及ぶ大規模農業経営が行なわれているが、ほ場管理については農業者の地上からの視覚と経験に頼っている実情にある。リモートセンシング技術の活用によって各ほ場の作物の生育状況に応じた効果的な施肥や防除作業、収穫などの農作業を行なうことにより、作業の効率化や品質の安定化を図ることができる。 | 農産物の安全性や品質を高め、食の付加価値向上を図るためには、リモートセンシング技術の活用により、大規模農業経営における適切な作物の生育管理や収穫などを促進する必要がある。 | 農産物の安全性や品質を高めるため、リモートセンシング技術の活用促進により、適切な作物の生育管理や収穫など、生産体制の強化に寄与する。                                                        |                             | 農林水産省<br>経済産業省<br>文部科学省 |    | ○  |    |    |     |
|                     | バイオガス消化液の有機肥料認定                             | バイオガスプラントから発生する消化液は、その発酵、殺菌等の処理過程から有害物質や雑菌等を含まないなどの安全性が確保されていることや、肥効性や即効性等の観点からの肥料的価値を有しているが、現状では堆肥など家畜ふん尿を原料とする他の肥料との差別化が困難である。                                                                                           | 法的に認定された有機質肥料は、肥料取締法で指定されている普通肥料のうちの「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」(改正 平成22年4月9日 農林水産省告示 第320号 施行 平成22年5月10日)によって定められた有機質肥料のみであるため、このグループに、「嫌気性発酵消化液」を新たに加える措置を求めるものである。 | バイオガス消化液が有機質肥料に認定されれば、それを施肥して生産した野菜等を有機質野菜として高付加価値化した販売が可能となる。                                                                                                       | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの利用拡大を図る必要がある。                    | 農業由来のバイオマスエネルギーの有効活用による地域循環エネルギーシステムを構築することにより、バイオガスプラントの普及が図られ、酪農地帯の懸案である家畜糞尿の処理問題が解決されるとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 | 「肥料取締法」                     | 農林水産省                   | ○  |    |    |    |     |

提案団体名： 北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※事務局入力欄 | 提案事項名                     | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                                                         | 改善提案の具体的内容                                                                                                                       | 提案理由                                                                                                                                                                                                                                                   | 政策課題・解決策との関係                                                       |                                                                                                                           | 根拠法令等                      | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|---------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                     |                           |                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                        | 政策課題                                                               | 解決策                                                                                                                       |                            |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                     | 混合発酵によるバイオガス消化液の有機肥料認定    | 汚泥を原料として生産される肥料は、平成11年7月の肥料取締法改正による汚泥肥料の取り締まり強化により、すべてが登録制の普通肥料である。<br>今後、低炭素社会の構築をめざした効率的な施設運営に向けて集落排水汚泥など有機物を受け入れ、混合発酵によりバイオガス量を増産することが想定されるが、消化液の普通肥料の分類は、他都市の事例（福岡県大木市、熊本県山鹿町）では工業汚泥肥料の分類となる。                       | ・混合発酵の消化液についても、バイオガス消化液の優位性を活かし「嫌気性発酵消化液」として有機肥料認定できる追加措置を求める。                                                                   | バイオガスプラントを効率よく稼働するため、混合発酵はガスの増産の面で非常に重要である。<br>バイオガス消化液もバイオガスプラントから生み出される重要な生産物であり、その価値を高めることはバイオガス消化液を使用した農産物のブランド等に与える影響が大きい。                                                                                                                        | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの利用拡大を図る必要がある。 | 農業由来のバイオマスエネルギーの有効活用による地域循環エネルギーシステムを構築することにより、バイオガスプラントの普及が図られ、酪農地帯の懸案である家畜糞尿の処理問題が解決されるとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 | 「肥料取締法の一部を改正する法律」第4条第1項第3号 | 農林水産省            | ○  |    |    |    |     |
|                     | 混合発酵処理を行う際の特例措置           | 食品加工場等から排出される有機廃棄物や生ゴミは、バイオガス原料となる有機物量が多く、これらを家畜ふん尿と混合発酵するとバイオガスの生産量が増加することから、燃料利用や売電などにより、プラント運営状況の改善が期待できるが、国等の建設補助を導入して建設する場合、プラントに投入する原料に制約を設けている場合があり、混合発酵ができないケースがある。                                             | バイオガスプラントにおいて、バイオガスを増産する目的で混合発酵する場合、主たる原料の過半を超えない範囲で対象外の原料を混合発酵する場合の特例措置を求める。                                                    | 十勝地域での未利用資源量は、約2,137千t排出されている。（出典 帯広開発建設部十勝圏循環型社会形成検討調査業務 平成16年1月）<br>これらの廃棄物の一部は、飼料化、肥料化により収益を上げているが、その多くは、廃棄物処理料金を支払い処理されている状況である。<br>バイオガスプラントにおいて、家畜ふん尿と有機物廃棄物の混合発酵の促進は、バイオガスの生産量増加による売電収入、廃棄物処理料金収入など増収に繋がり、プラント経営安定に寄与するため、バイオガスプラントの普及促進が期待できる。 | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの利用拡大を図る必要がある。 | 農業由来のバイオマスエネルギーの有効活用による地域循環エネルギーシステムを構築することにより、バイオガスプラントの普及が図られ、酪農地帯の懸案である家畜糞尿の処理問題が解決されるとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 |                            |                  |    |    |    |    | ○   |
|                     | 汎用型エネルギーカスケード利用の構築に伴う支援措置 | バイオガスプラントから発生する消化液は、毎日発生し、有効な肥料として活用できるが、北海道では冬季間畑地には全く撒けないため保管するための貯留槽が必要となる。<br>家畜糞尿を活用したバイオガスプラントの採算性を高めるため、より効率的なコジェネレーションシステムの構築や消化液の多段階活用（窒素肥料の製造や純度向上、造粒技術の開発など、低コストで付加価値の高い生産物を生成）など、有効活用する実証事業を行うための高率助成制度がない。 | バイオガスプラントから発生する消化液の多段階活用、より効率的なコジェネレーションシステムを構築するための支援措置を求める。<br><br>類似の補助メニュー<br>平成20年度 低炭素社会に向けた技術シーズ発掘・社会システム実証モデル事業（国費10/10） | 高付加価値農業を実現するためにバイオガスプラントからの生成物を最大限有効活用する必要があり、カスケード利用のシステム構築が不可欠である。<br>このことにより、家畜糞尿の処理問題が解決されるとともに、エネルギーの地産地消が推進される。<br>また、消化液利用による有機農産物への取り組みにより、安心安全な食品を提供できるとともに、寒冷地型バイオガス利用技術と消化液利用システムを北方型環境保全農業モデルとしてアジア圏に展開できる。                                | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの利用拡大を図る必要がある。 | 農業由来のバイオマスエネルギーの有効活用による地域循環エネルギーシステムを構築することにより、バイオガスプラントの普及が図られ、酪農地帯の懸案である家畜糞尿の処理問題が解決されるとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 |                            |                  | ○  |    |    |    |     |

提案団体名：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※ 事務局入力欄 | 提案事項名                       | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                            | 改善提案の具体的内容                                                                                                                                                                                                                      | 提案理由                                                                                                                    | 政策課題・解決策との関係                                                       |                                                                                                                           | 根拠法令等 | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|----------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                      |                             |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                         | 政策課題                                                               | 解決策                                                                                                                       |       |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                      | 送電線の架設費用の事業者負担分の補助拡充        | 農村部の個々の農家への送電は、通常、幹線からの支線で賄われている場合が多く、バイオガスプラントでの発電容量（数10kw～数100kw）の系統連携は、この支線への接続ができないため幹線まで引き込み線を設置する必要があるが、その工事費はバイオガスプラント事業者の負担となる。<br>条件によって一概に費用を設定することは困難であるが、A町の事例では、800万円ほど要している。 | 十勝管内の酪農業は山麓付近に分布しており、酪農家の分布密度が低いため、バイオガスから産出した電力を送電するためのインフラが未整備であることがある。そのような場合の、遠隔地からの逆潮流用送電インフラ整備に対する新たな支援措置を求めるものである。                                                                                                       | 売電収入が得られるようになり、安定した経営が見込めることで、バイオガスプラントの普及が図られ、家畜ふん尿の処理問題が解決されるとともに、エネルギーの地産地消、農村地域でのワークシェアによる雇用確保など活力のある農畜産業の創出に貢献できる。 | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの利用拡大を図る必要がある。 | 農業由来のバイオマスエネルギーの有効活用による地域循環エネルギーシステムを構築することにより、バイオガスプラントの普及が図られ、酪農地帯の懸案である家畜糞尿の処理問題が解決されるとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 |       |                  |    | ○  |    |    |     |
|                      | バイオエネルギー利用農業機械改造費用の補助制度     | 過去の実験事業では、トラクターやトラックなど軽油利用車両をバイオガス利用と併用し、低負荷時にはバイオガス、高付加時には軽油が利用される実験が行われ、軽油の利用率が50％程度に低下するという結果が得られたが、装置改造が高額であるとともに、改造するための助成制度がないことから普及していない状況である。                                      | 車両改造費の負担を軽減するための新たな補助制度の拡充を求める。<br><br>改造費用<br>・乗用車では150万円／台（A町におけるバイオガス自動車改造実績より）<br>・トラクターでは100馬力で280万円／台、150馬力で370万円／台程度<br>バイオガス・軽油二燃料機関（軽油のみの運転も可能）                                                                        | バイオガスをほ場内作業機械に使用することで、化石燃料使用量とその燃料費を削減することができるため、生産される農産物は化石燃料使用量を削減した環境負荷の少ない商品として、高付加価値化につながる。                        | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの利用拡大を図る必要がある。 | 農業由来のバイオマスエネルギーの有効活用による地域循環エネルギーシステムを構築することにより、バイオガスプラントの普及が図られ、酪農地帯の懸案である家畜糞尿の処理問題が解決されるとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 |       |                  |    | ○  |    |    |     |
|                      | （税制）<br>バイオガスプラント運営事業者の免税措置 | わが国の半数の乳牛が飼養されている北海道では、バイオガスプラントの導入が進んできているが、設置コストをはじめ、運営コストなど経済性において課題を有しており、その普及はここ数年横ばい基調にある。<br>特に、運営面において、毎年発生するメンテナンス費用のほか、固定資産税が課税されるため、持続的運営を確保するうえで、大きな課題となっている。                  | バイオガスプラントなど再生可能エネルギー施設については、利益を出している施設は少ないのが現状であるため、修繕、メンテナンス経費の確保や、施設の更新、消化液利用施設の拡充など経費確保に向け、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用促進に関する法律（平成20年法律第45号）に基づき実施されていた「税制上の支援措置」として固定資産税の軽減措置（平成22年3月末まで）の継続及び強化を求める。（3年間免除）<br>※従来 3年間 1/2の減額 | 支援措置が利用可能になることで、バイオガスプラントの持続的運営が可能となり、普及促進が期待できる。                                                                       | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの利用拡大を図る必要がある。 | 農業由来のバイオマスエネルギーの有効活用による地域循環エネルギーシステムを構築することにより、バイオガスプラントの普及が図られ、酪農地帯の懸案である家畜糞尿の処理問題が解決されるとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 |       |                  | ○  |    |    |    |     |



提案団体名：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※事務局入力欄 | 提案事項名                                          | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                                                                                  | 改善提案の具体的内容                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 提案理由                                                                                                                                                           | 政策課題・解決策との関係                                                      |                                                                                                                                     | 根拠法令等                                                                  | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|---------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                     |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                | 政策課題                                                              | 解決策                                                                                                                                 |                                                                        |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                     | ETBE混合ガソリン（バイオエタノール換算3%）へのバイオエタノール7%程度の直接混合の緩和 | 現在、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」により、ガソリンへのバイオエタノールの混合率は3%（E3）まで認められており、さらに平成23年度から平成24年度にかけて10%までの混合が認められることになっている。一方、市場にはETBE混合ガソリン（E3）が通常のレギュラーガソリンとして市場に普及しつつあり、北海道内においても、ETBE混合ガソリンが市場に入ってきている（区別ができない状況）ことから、市販のレギュラーガソリンへのバイオエタノールの直接混合が非常に難しい状況である。 | バイオエタノールの混合方法には、バイオエタノールを化学変換させたETBEを混合する方法と、バイオエタノールを直接混合させる方法の二通りの方法があるが、本提案では、10%までの基準値以内の混合（E10）ガソリンを製造する上で、現在、市場に流通しているETBE混合（E3）ガソリンへの最大7%程度までのバイオエタノールの直接混合に対して規制の緩和を求めるものである。なお、ETBE混合率については一定していないことから、パッチ式での混合を実施するとともに、ETBEの濃度を測定し、直接混合が可能なバイオエタノール量を求めるなど、品確法に規定されている強制規格値に沿って実施するものである。 | 地域における直接混合法によるE10燃料の製造において、その消費量は日本全体からみたら、非常に少量である。したがって、地域においてE10燃料を製造するためには、市販のレギュラーガソリンを用いてのE10製造することが最も近道であることから、本提案を行うものである。                             | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化や内需拡大のため、余剰農産物等を活用したバイオエタノール利用の拡大する必要がある。 | 農業由来のバイオマスエネルギーの有効活用による地域循環エネルギーシステムを構築することにより、余剰農産物の有効活用が図られ、付加価値向上により生産意欲が高まり、主要畑作物目による輪作体系が維持できるとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 | 揮発油等の品質の確保等に関する法律（E10燃料については、現在法制化されていないことから、今後、法制化される中で盛り込んでいただきたい内容） | 経済産業省            | ○  |    |    |    |     |
|                     | ED95のバイオエタノール高濃度燃料における排出ガス規制の緩和                | 海外でみられる高濃度バイオエタノール燃料（揮発油（ガソリン及び軽油）を使用しない）については、現在、日本国内では規制する法令も含めて存在しないことから、国内の公道を走行するためには、国土交通大臣認可の取得を行うことが大前提となるが、これを取得するには、車両の様々な検査及びデータの取得が必要なため、時間及び費用が膨大にかかる状況である。                                                                         | 国土交通大臣認可の検査の一部について、すでに海外で実績のあるデータ、あるいは様々な規制をすでにクリアしている部分については、それで同等のものとみなすという規制の緩和を求めるものである。当初、帯広市内に限定し、少数台の清掃車両の国土交通大臣認可を取得を行うこととするが、その大臣認可取得を行う上で、ヨーロッパ最終排出ガス規制（ECE規制 EURO5 EEV）を、日本国排出ガス規制と同等のものとみなす規制の緩和を求めるものである（少数特例清掃車両の規制緩和）。                                                                | バイオエタノールの燃料利用については、揮発油との混合ということから、多くの規制の中で、様々な課題をクリアしていかなければならないことから、まだ地域での利用というのは普及していない状況である。本提案については、地域内における少数台の走行実証試験を実施し、排気ガスを含めた様々なデータを取得する上でも有効であると考える。 | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化や内需拡大のため、余剰農産物等を活用したバイオエタノール利用の拡大する必要がある。 | 農業由来のバイオマスエネルギーの有効活用による地域循環エネルギーシステムを構築することにより、余剰農産物の有効活用が図られ、付加価値向上により生産意欲が高まり、主要畑作物目による輪作体系が維持できるとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 | 道路運送車両の保安基準第56条 4項                                                     | 国土交通省            | ○  |    |    |    |     |

提案団体名：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※ 事務局入力欄 | 提案事項名                                                 | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                           | 改善提案の具体的内容                                                                                                                                                                                                                                                                          | 提案理由                                                                                                                                                                                         | 政策課題・解決策との関係                                                      |                                                                                                                                      | 根拠法令等                                | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|----------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                      |                                                       |                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                              | 政策課題                                                              | 解決策                                                                                                                                  |                                      |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                      | ED95のバイオエタノール高濃度燃料を給油するためのユニット式燃料給油所（欧州規格品）の限定使用、設置認可 | 一般的な燃料の車両への給油については、消防法において規定されているが、ED95のバイオエタノール高濃度燃料を給油するためのユニット式燃料給油所については、日本国内ではまだ存在しておらず、これまでも扱いの前例がないことから、消防法における規定もない状況である。<br>現状では、スタンドに関する法令、さらには工業用アルコールに関する補完、取り扱いについての法令だけである。 | 本事業に使用する燃料は国内では利用実績のない含水バイオエタノール（水分5%）であることから、この燃料を車両に給油するため、バイオエタノール専用ユニット式燃料給油所（欧州規格品）の限定使用と設置認可を求めるものである。なお、ユニット式給油所は、含水バイオエタノール（95%）に添加材5%を混合する装置がユニットの中に併設されている。<br>また、大臣認可取得した限定地域内での公道走行試験用に使用するもので、具体的にはゴミ収集車（塵芥車）のように決められた地点からスタートし、その日のうちに元の地点に戻り、給油を行うという、循環型の使用を想定している。 | 現時点で高濃度バイオエタノールの給油施設は存在していない。<br>したがって、国土交通大臣認定を受けた車両の実証走行試験についても、特定の給油設備による給油方法が必要となる。<br>本提案では、すでにヨーロッパ等で実際に設置されているユニット給油所を使用するとともに、特定の地域内における循環走行試験を実施する上では、安全面からもコスト的な面からも非常に有効であると考ええる。 | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化や内需拡大のため、余剰農産物等を活用したバイオエタノール利用の拡大する必要がある。 | 農業由来のバイオマスエネルギーの有効活用による地域循環エネルギーシステムを構築することにより、余剰農産物の有効活用が図られ、付加価値向上により生産意欲が高まり、主要畑作物目による輪作体系が維持できるとともに、安全・安心して高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 | 消防法<br>（国内での実績がない）                   | 総務省              | ○  |    |    |    |     |
|                      | （税制）<br>課税済みガソリンへのバイオエタノール混和に対する揮発油税の課税免除             | 市販レギュラーガソリンについては、市場に投入された時点で、すでに揮発油税が付加されている（蔵出し税）ことから、市場で購入したレギュラーガソリンにバイオエタノールを混和させると、再度揮発油税が全体（出来上がり全体のバイオ燃料）に付加されてしまう、いわゆる二重課税の構図となっている。                                              | 課税済みガソリンへのバイオエタノール混和による二重課税について、バイオエタノールを混合した、いわゆるバイオ燃料については、再度の課税がされないように求めるものである。                                                                                                                                                                                                 | 地域において、バイオエタノールとガソリンの直接混和を実施することによる二重課税が回避されることにより、価格面で競争力が確保でき、バイオ燃料の普及・促進が期待できる。                                                                                                           | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化や内需拡大のため、余剰農産物等を活用したバイオエタノール利用の拡大する必要がある。 | 農業由来のバイオマスエネルギーの有効活用による地域循環エネルギーシステムを構築することにより、余剰農産物の有効活用が図られ、付加価値向上により生産意欲が高まり、主要畑作物目による輪作体系が維持できるとともに、安全・安心して高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 | 揮発油税および地方揮発油税（ガソリン税）<br>租税特別措置法89条2項 | 財務省              |    | ○  |    |    |     |
|                      | ED95のバイオエタノール高濃度燃料を普及するための一連の支援措置                     | 十勝地域で生産されるバイオエタノールの地産地消を目指す上で、揮発油との混合をするバイオ燃料としての利用促進をめざすという方策だけではなく、バイオエタノール単体での車両燃料としての利用方策をめざすことも必要と考えているが、現在、日本国内にはバイオエタノール単体での車両燃料としての概念がなく、車両自体も存在していない状況である。                       | ED95のバイオエタノール高濃度燃料でのトラック及びバスを普及するため、車両の公道走行実証試験をスタートさせ、データを蓄積するとともに、その走行実証試験に伴うインフラ整備についての一連の支援を求めるものである。<br>・類似補助メニュー<br>環境省「地球温暖化対策技術開発事業」                                                                                                                                        | 十勝地域に限定された実証走行試験を実施し、データを蓄積することにより、将来的には、法制化されることをめざすとともに、今後のバイオ燃料の普及・拡大の更なる進展をめざすものである。<br>○平成23年度：自主事業                                                                                     | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化や内需拡大のため、余剰農産物等を活用したバイオエタノール利用の拡大する必要がある。 | 農業由来のバイオマスエネルギーの有効活用による地域循環エネルギーシステムを構築することにより、余剰農産物の有効活用が図られ、付加価値向上により生産意欲が高まり、主要畑作物目による輪作体系が維持できるとともに、安全・安心して高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 |                                      |                  |    | ○  |    |    |     |

提案団体名： 北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※ 事務局入力欄 | 提案事項名                               | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                                                                 | 改善提案の具体的内容                                                                                                                                                                                                                                                     | 提案理由                                                                                                                                                                                      | 政策課題・解決策との関係                                                      |     | 根拠法令等 | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|----------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----|-------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                      |                                     |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                           | 政策課題                                                              | 解決策 |       |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                      | バイオ燃料（E3、E10）普及・促進のためのインフラ整備        | 現在、市販されているバイオ燃料についてはETBE混合ガソリンが主流を占めている。直接混合法によるバイオ燃料については、基材となるガソリンの調達、周辺のインフラ整備が確立されていないことなどから、全国的に普及・拡大されていないのが現状である。                                                                                                        | バイオ燃料の普及促進のためには、バイオエタノールとガソリンの混合設備（貯蔵タンクを含めて）、輸送用ローリー、スタンドのインフラ整備（給油機、地下タンク（E10あるいはE10を増やす場合）などが必要となってくることから、支援措置を求める。特にE10車両については、現在自動車メーカーにおいて製造されており、型式認定度が出来上がっても、一定ニーズがないと実際にはコスト面で普及しない可能性があることから、E10車両に対する支援も同時に求める。<br>・類似補助メニュー<br>「環境省「エコ燃料利用促進補助事業」 | バイオ燃料の普及・拡大には、周辺のインフラ整備だけでなくとどまらず、税制上の支援も含めた中での整備が必要となる。特に、周辺のインフラ整備については、既存のインフラではほとんど対応ができない部分が多いことから、民間の参入もなかなか進まないというのが現状である。これらの課題が解決されることにより、さらなる民間の参入が促されるとともに、普及・拡大が進展するものと考えられる。 | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化や内需拡大のため、余剰農産物等を活用したバイオエタノール利用の拡大する必要がある。 |     |       |                  | ○  |    |    |    |     |
|                      | バイオエタノールのマテリアル利用（バイオプラスチック）に関する支援措置 | バイオエタノール利用については、車両への燃料としての利用が一般的であるが、様々な課題があることから、より効率的に地産地消するため新たな利用方法を検討していく必要がある。<br>化石燃料から生産されるマテリアル物質の生産を、植物起源のバイオエタノールから生産することにより、地域における低炭素社会への貢献できると考えられるが、地域における循環システム、さらには化学転換技術の低コスト化等々、様々な課題を解決していかなければならないのが現状である。。 | 現在、市販されているペットボトルの原料はほぼ100%近くが化石燃料由来のナフサから製造されているが、このナフサの変わりにバイオエタノールを用いてモノエチレングリコールを製造し、さらにペットボトルの原料となるレジンを製造するための、一連の実証試験に対する支援を求めるものである。<br>・類似補助メニュー<br>「農林水産省「平成24年度農産漁村6次産業化対策事業」における実証事業                                                                 | 平成23年度においては、様々な方法によるバイオエタノールからエチレングリコールへの転換技術を検討するとともに、工業的シュミレーションについても検討を行うことにより、事業化可能性調査を実施するが、次のステップである実証事業を実施することにより、地域における新しい産業の創出、さらには農業振興における新しい展開が期待できる。                          | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化や内需拡大のため、余剰農産物等を活用したバイオエタノール利用の拡大する必要がある。 |     |       |                  | ○  |    |    |    |     |

提案団体名： 北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※事務局入力欄 | 提案事項名            | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改善提案の具体的内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 提案理由                                                                                                                                                                                                                                                    | 政策課題・解決策との関係                                                           |                                                                                                                           | 根拠法令等                                       | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|---------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                     |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                         | 政策課題                                                                   | 解決策                                                                                                                       |                                             |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                     | BDF混合率の上限緩和(B20) | 軽油は「揮発油等の品質の確保等に関する法律」でBDF混合率を5%未満と定められている。<br>また、軽油の強制規格においても同じく5%未満と定義され、その品質を保証しなければならず、規格に適合しない軽油の販売は禁止されている。<br>帯広・十勝では自己責任で100%BDFの燃料利用を行っているが、現在、新たに市販されているディーゼルエンジン車両は、排気ガス規制による燃料供給ポンプの高性能化に伴い100%BDFの利用が難しくなっているところである。<br>また、BDF混合軽油での利用の場合は「揮発油等の品質の確保等に関する法律」で混合率の上限が5%未満と低率に制限されており、ローカルエネルギーの地域内循環においてもエネルギー自給率の向上を阻害している。 | 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の以下の規則について規制緩和を求める。(下線に変更)<br>施行規則<br>(軽油規格)<br>第22条 法第17条の7第1項の軽油の規格として経済産業省令で定めるもののうち、次の各号に掲げる項目ごとの数値に規制緩和してほしい。<br>四 トリグリセリドが0.01→0.04質量百分率以下であること。<br>五 ロの要件を満たすものであること。<br>ロ 脂肪酸メチルエステルが0.1質量百分率を超え5→20質量百分率以下であつて、次に掲げる要件を満たすこと。<br>(1) メタノールが0.01→0.04質量百分率以下であること。<br>(3) ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が0.003→0.012質量百分率以下であること。 | ・温室効果ガスの削減率が5%から20%に向上することから、低炭素化や地域内のエネルギー自給率の向上、地域経済の活性化が期待できる。<br>・緑肥(油糧)作物を輪作体系に組み込むことにより、地力向上が図られ、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤づくりに貢献できる。<br>・京都市では、すでに高濃度混合軽油(B20)による実証試験が行われており、混合するBDFの品質が、現在のJIS規格や全国バイオディーゼル燃料推進協議会が示している品質であれば、性能上の問題は生じていないことが確認されている。 | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、緑肥(油糧)作物を有効活用できるバイオディーゼル燃料の利用拡大を必要がある。 | 現在取り組んでいる廃食用油からのBDF製造に加え、緑肥(油糧)作物を輪作体系に組み込むなど、油糧作物から直接BDFを製造して利用する地域モデルを創出することにより、農地の地力向上を図られ、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 | 【関連法】<br>揮発油等の品質の確保等に関する法律<br>第17条の7<br>第1項 | 経済産業省            | ○  |    |    |    |     |
|                     | BDF混合率の上限緩和(B20) | 「大気汚染防止法」により自動車燃料の性状に関する許容限度が規定され、軽油以外の使用を制限している。<br>北海道の自動車密度(47台/km2)は、Nox-PM対策地域(首都圏 2,000台/km2)とは比較にならないほど低い地域特性がある。<br>BDF20%混合軽油を使用した場合に増加する窒素酸化物(Nox)は微量増加しても、首都圏の総排出量とは比較にならないほど少なく、BDF20%混合軽油使用による温室効果ガス(CO2)の削減効果は極めて大きいことから、BDFを軽油に混合する割合を20%とする高濃度利用を進めることの方が環境面で有効である。                                                       | 「大気汚染防止法」により、自動車排出ガスによる大気の汚染防止を図るため必要があると認めるときは、自動車燃料の性状に関する許容限度、または、自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めることとしており、その規定の緩和と、軽油以外の使用を認めることを求めるものである。                                                                                                                                                                                                          | ・温室効果ガスの削減率が5%から20%に向上することから、低炭素化や地域内のエネルギー自給率の向上、地域経済の活性化が期待できる。<br>・緑肥(油糧)作物を輪作体系に組み込むことにより、地力向上が図られ、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤づくりに貢献できる。<br>・京都市では、すでに高濃度混合軽油(B20)による実証試験が行われており、混合するBDFの品質が、現在のJIS規格や全国バイオディーゼル燃料推進協議会が示している品質であれば、性能上の問題は生じていないことが確認されている。 | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、緑肥(油糧)作物を有効活用できるバイオディーゼル燃料の利用拡大を必要がある。 | 現在取り組んでいる廃食用油からのBDF製造に加え、緑肥(油糧)作物を輪作体系に組み込むなど、油糧作物から直接BDFを製造して利用する地域モデルを創出することにより、農地の地力向上を図られ、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 | 【関連法】<br>大気汚染防止法<br>第19条の2<br>第1項           | 環境省              | ○  |    |    |    |     |



提案団体名：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※事務局入力欄 | 提案事項名                  | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                            | 改善提案の具体的内容                                                                                                                                 | 提案理由                                                                                                                                                                                                                                                    | 政策課題・解決策との関係                                                           |                                                                                                                           | 根拠法令等                                                                                  | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|---------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                     |                        |                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                         | 政策課題                                                                   | 解決策                                                                                                                       |                                                                                        |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                     | BDF混合率の上限緩和(B20)       | 「道路運送車両法」により公害防止その他の環境保全上基準に適合しない自動車の運行を制限しているところである。                                                                                                                      | 「道路運送車両法」により保安上又は公害防止その他環境上の技術基準に適合するため「自動車の構造」や「自動車の装置」の技術基準に適合するよう定められているが、環境保全上の観点から二酸化炭素排出抑制に貢献するバイオ燃料(B20)等の利用を可能にするための規制緩和を求めるものである。 | ・温室効果ガスの削減率が5%から20%に向上することから、低炭素化や地域内のエネルギー自給率の向上、地域経済の活性化が期待できる。<br>・緑肥(油糧)作物を輪作体系に組み込むことにより、地力向上が図られ、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤づくりに貢献できる。<br>・京都市では、すでに高濃度混合軽油(B21)による実証試験が行われており、混合するBDFの品質が、現在のJIS規格や全国バイオディーゼル燃料推進協議会が示している品質であれば、性能上の問題は生じていないことが確認されている。 | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、緑肥(油糧)作物を有効活用できるバイオディーゼル燃料の利用拡大を必要がある。 | 現在取り組んでいる廃食用油からのBDF製造に加え、緑肥(油糧)作物を輪作体系に組み込むなど、油糧作物から直接BDFを製造して利用する地域モデルを創出することにより、農地の地力向上を図られ、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 | 【関連法】<br>道路運送車両法<br>第40.41条                                                            | 国土交通省            | ○  |    |    |    |     |
|                     | 特定特殊自動車の使用燃料に関する規制緩和   | 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」により道路以外で使用する特殊車両等についてメーカーが標準としている燃料(軽油)以外の使用を制限しているところである。                                                                                          | 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」により道路以外で使用する特殊車両等についてメーカーが標準としている燃料(軽油)以外の使用規制を撤廃することを求めるものである。                                                     | ・温室効果ガスの削減率が5%から20%に向上することから、低炭素化や地域内のエネルギー自給率の向上、地域経済の活性化が期待できる。<br>・緑肥(油糧)作物を輪作体系に組み込むことにより、地力向上が図られ、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤づくりに貢献できる。<br>・京都市では、すでに高濃度混合軽油(B22)による実証試験が行われており、混合するBDFの品質が、現在のJIS規格や全国バイオディーゼル燃料推進協議会が示している品質であれば、性能上の問題は生じていないことが確認されている。 | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、緑肥(油糧)作物を有効活用できるバイオディーゼル燃料の利用拡大を必要がある。 | 現在取り組んでいる廃食用油からのBDF製造に加え、緑肥(油糧)作物を輪作体系に組み込むなど、油糧作物から直接BDFを製造して利用する地域モデルを創出することにより、農地の地力向上を図られ、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 | 【関連法】<br>○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則<br>第2条の2<br>○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示<br>第3条 | 環境省              | ○  |    |    |    |     |
|                     | 原料となる軽油の入手ルートの固定化の緩和措置 | 軽油特定加工業の登録においては、申請時に混合する軽油の入手ルートについて誓約書を付けている。軽油の性状については一定の許容範囲があり、JIS規格若しくはSQマークの(軽油の強制規格を充たした品質)軽油であれば、品質は許容範囲に入ると思われる。特に北海道など寒冷地においては、1、2、3号及び特3号軽油など、季節に応じた軽油性状となっている。 | 軽油特定加工業の登録申請における軽油の入手ルートの固定化に関する緩和措置を求める。                                                                                                  | 軽油の入手については一つのルートに固定すると価格競争が作用させず、不利益を被ることが想定される。JIS規格若しくはSQマークの(軽油の強制規格を充たした品質)軽油に、適正な品質管理により製造されたBDFを混合してB5混合軽油、若しくは高濃度混合BDFを製造するため、軽油特定加工業の登録を受ける際には、入手ルートを限定する必要性は低いと考えられる。                                                                          | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、緑肥(油糧)作物を有効活用できるバイオディーゼル燃料の利用拡大を必要がある。 | 現在取り組んでいる廃食用油からのBDF製造に加え、緑肥(油糧)作物を輪作体系に組み込むなど、油糧作物から直接BDFを製造して利用する地域モデルを創出することにより、農地の地力向上を図られ、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 |                                                                                        |                  | ○  |    |    |    |     |

提案団体名：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市を含む十勝管内の全市町村

| 提案事項管理番号<br>※事務局入力欄 | 提案事項名                             | 現行の規制・制度の概要と問題点                                                                                                                                                                                   | 改善提案の具体的内容                                                                                                                                                                                                                               | 提案理由                                                                                                                                               | 政策課題・解決策との関係                                                              |                                                                                                                           | 根拠法令等            | 現行の規制・制度の所管・関係官庁 | 区分 |    |    |    |     |
|---------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|----|----|----|----|-----|
|                     |                                   |                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                    | 政策課題                                                                      | 解決策                                                                                                                       |                  |                  | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 |
|                     | (税制)<br>軽油取引税の減免措置                | 不正軽油を使用させないという観点から、軽油とBDFを混合する場合、軽油引取税が課せられている。<br>B5混合軽油あるいはB20高濃度利用を進めるにあたり、製造コストや混合後の品質確認における高額な分析費用、軽油引取税などが製品単価に上乗せされることにより、通常の軽油より高額となるため、普及の阻害要因となっているのが現状である。                             | バイオガソリン(ETBE3、E3)については、平成18年に揮発油税法において、特別措置法(揮発油税法及び地方揮発油税法の特例)により、「バイオエタノール等揮発油」は揮発油税(ガソリン税)の減免措置が講じられており、BDFについても同様に軽油引取税の減免措置を求めるものである。<br>なお、軽油引取税は地方税法(第百四十四条の五)に位置づけがあり、都道府県知事の承認による軽油引取税の課税免除ができない状態でもあり、これらについての対応も併せて提案するものである。 | バイオ燃料の普及は温暖化対策のみならず、エネルギーの地産地消をめざす新たな産業として育成することが地域活性化への貢献にも期待されている。<br>BDFはその先駆的役割を担うことができる地域エネルギーであり、軽油引取税が減免されることにより、通常の軽油と同等の価格となり、利用促進が期待できる。 | 農産物の安全性や品質向上など農業の生産体制の強化に貢献するため、緑肥(油糧)作物を有効活用できるバイオディーゼル燃料の利用拡大を必要がある。    | 現在取り組んでいる廃食用油からのBDF製造に加え、緑肥(油糧)作物を輪作体系に組み込むなど、油糧作物から直接BDFを製造して利用する地域モデルを創出することにより、農地の地力向上を図られ、安全・安心で高品質な農産物の生産基盤強化に貢献できる。 | 軽油引取税<br>地方税法    |                  | ○  |    |    |    |     |
|                     | 新たな食の機能性・安全性に関する高度な技術開発に伴う補助制度の創設 | 文部科学省の競争的資金である地域イノベーション戦略支援プログラムにより、産学官連携のための大学等の機能強化、地域における産学官共同研究、地域の大学間ネットワークの形成、先端的な融合地域における研究開発拠点形成を通じて地域が主体的に実施するイノベーション創出のためのシステム整備を図っているが、H25年度で事業が終了を迎えるため、現制度の継続もしくは新たな支援制度の創設が求められている。 | 地域イノベーション戦略支援プログラムの継続もしくは同様の支援制度の創設                                                                                                                                                                                                      | 北海道の農畜産物の大半は、本州の大消費地に原料のまま移出されているが、域内加工割合を高めることに加え、健康機能性素材の検証・評価等に関する研究を継続的に実施することによって、食品分野以外にも含めた新たな素材等への応用、研究開発を推進することができる。                      | 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得するため研究機関の強化が必要である。 | 支援制度の継続により、より高度な付加価値創出が図られる。                                                                                              | 新成長戦略            | 文部科学省            |    | ○  |    |    |     |
|                     | 「コンテナ扱い」貨物の輸出申告の取扱緩和              | 荷主の異なる貨物の「コンテナ扱い」は認められていない。地域の食関連企業などによる加工食品等の輸出は、小ロット・多品種の傾向があり、コンテナが満載されず物流の効率化に向けた対応が求められる。                                                                                                    | コンテナに詰めたまま輸出申告し許可を受ける「コンテナ扱い」の条件のうち、複数の輸出者の貨物を同一コンテナに詰め込める場合も「コンテナ扱い」とする。                                                                                                                                                                | 物流の効率化により輸出コスト削減を図り、食品関連業者の東アジアなど海外への事業展開を促進する。                                                                                                    | 輸出コストの削減により国際競争力を強化し海外需要を獲得する。                                            | 輸出拡大に向け、小口混載コンテナを活用して小ロット輸送への対応を強化することにより輸出コストの軽減を図る。                                                                     | 関税法基本通達(67-1-20) | 財務省              | ○  |    |    |    |     |

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

## 別添 9 地域協議会の協議の概要

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域協議会の名称  | 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 地域協議会の設置日 | 平成23年9月22日                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 地域協議会の構成員 | 札幌市、江別市、函館市、帯広市（帯広・十勝連絡会代表）、<br>北海道、北海道経済連合会、<br>北海道大学、札幌医科大学、酪農学園大学、北海道情報大学、帯広畜産大学、<br>北海道大学大学院水産科学研究院、公立はこだて未来大学、函館工業高等専門学校、産業技術総合研究所北海道センター、北海道立総合研究機構、<br>農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、北海道農業協同組合中央会、北海道漁業協同組合連合会、北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道貿易物産振興会、さっぽろ産業振興財団、十勝圏振興機構、函館地域産業振興財団、北海道科学技術総合振興センター |
| 協議を行った日   | 平成23年9月22日                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 協議の方法     | 書面表決により協議会を開催                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 協議会の意見の概要 | 全構成員より、原案の内容を了承するとの回答を得た。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 意見に対する対応  | 全構成員より、原案を了承するとの回答を得たことから、原案により指定申請を行うこととする。                                                                                                                                                                                                                                                      |

**別添１０ 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）**

| 事業名                  | 適用を見込む規制の特例措置等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 新たな提案                                                  |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| HFCプロジェクトマネジメント事業    | 拠点裁量型研究制度の創設（財政上の支援措置）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                      |
| 研究開発拠点の拡充とネットワーク強化事業 | 公的研究資金の事前着手、年度繰越手続きの簡素化等の弾力運用（規制の特例措置）<br>拠点裁量型研究制度の創設（財政上の支援措置）<br>食品の有用性（機能性）表示制度の緩和（規制の特例措置）<br>特定保健用食品の表示審査の根拠基準の明確化（規制の特例措置）<br>特定保健用食品に係る第三者認証制度の創設（規制の特例措置）<br>栄養表示対象の拡大（規制の特例措置）<br>工場立地法、企業立地促進法の緑地面積率等の緩和（規制の特例措置）<br>種苗登録の審査期間の短縮等（規制の特例措置）<br>新たな食の機能性・安全性に関する高度な技術開発に伴う補助制度の創設（財政上の支援措置）<br>産学官共同研究拠点整備に係る支援制度の創設（財政上の支援措置）<br>補助金等交付財産の転用手続きの特例（規制の特例措置） | ○<br><br>○（再掲）<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○<br>○ |
| 支援基盤の整備              | 外国人研究者の永住許可、在留資格審査要件の緩和（規制の特例措置）<br>（独）中小企業基盤整備機構業務方法書の資金出資限度額の緩和（財政上の支援措置）<br>拠点裁量型研究制度の創設（財政上の支援措置）<br>6次産業化推進整備事業の補助対象適用緩和（財政上の支援措置）<br>研究開発を促進するための研究開発税制の復活や適用期間の延長（税制上の支援措置）<br>「コンテナ扱い」貨物の輸出申告の取扱緩和（規制の特例措置）                                                                                                                                                    | ○<br>○<br><br>○（再掲）<br>○<br>○<br>○                     |
| 農業生産体制強化事業           | 土地改良法に基づく交換分合事業の適用拡大（規制の特例措置）<br>農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業の面積要件の緩和（規制の特例措置）<br>農業経営基盤強化促進法に基づく畑作等を対象とした農場リース事業の創設（財政上の支援措置）<br>農業コントラクターに係る貨物自動車運送事業法に基づく車両台数公示基準の緩和（規制の特例措置）<br>農業関連施設の建築基準等の緩和（規制の特例措置）                                                                                                                                                               | ○<br>○<br>○<br>○<br>○                                  |



|                |                                                                                                   |   |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 農業生産体制<br>強化事業 | 外国人労働者の就労ビザ発給の規制緩和（規制の特例措置）                                                                       | ○ |
|                | 農業用貨物自動車の車検期間の延長（規制の特例措置）                                                                         | ○ |
|                | 農地の贈与税納税猶予制度の拡充（税制上の支援措置）                                                                         | ○ |
|                | 農地の譲渡所得税の特別控除額の拡大（税制上の支援措置）                                                                       | ○ |
|                | 農業生産法人への農地権利移動に関わる譲渡所得税の軽減（税制上の支援措置）                                                              | ○ |
|                | 中核的担い手組織（コントラクター）の活動に必要な施設等の整備に対する支援制度の創設（財政上の支援措置）                                               | ○ |
|                | H A C C P 対応設備投資補助制度の創設（財政上の支援措置）                                                                 | ○ |
|                | 空撮用無人ヘリコプターの飛行許可の緩和（規制の特例措置）                                                                      | ○ |
|                | リモートセンシング技術の農業への実用化に向けた実証実験に対する支援制度の創設（財政上の支援措置）                                                  | ○ |
|                | バイオガス消化液の有機肥料認定（規制の特例措置）                                                                          | ○ |
|                | バイオガスプラント建設補助事業における投入原料制限の緩和（規制の特例措置）                                                             | ○ |
|                | バイオガスプラントにおける汎用型エネルギーカスケード利用の構築に伴う支援措置（財政上の支援措置）                                                  | ○ |
|                | 送電線の架設費用の事業者負担分の補助拡充（財政上の支援措置）                                                                    | ○ |
|                | バイオエネルギー利用農業機械改造費用の補助制度の拡充（財政上の支援措置）                                                              | ○ |
|                | 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）に基づく固定資産税の軽減措置（平成 22 年 3 月末まで）の継続及び強化（税制上の支援措置） | ○ |
|                | ETBE 混合ガソリンへの基準相当までのバイオエタノールの直接混合の緩和（規制の特例措置）                                                     | ○ |
|                | ED95 のバイオエタノール高濃度燃料の排ガス規制の緩和（規制の特例措置）                                                             | ○ |
|                | ED95 のバイオエタノール高濃度燃料の給油所の設置認可（規制の特例措置）                                                             | ○ |
|                | 課税済みガソリンへのバイオエタノール混和に対する揮発油税の課税免除（税制上の支援措置）                                                       | ○ |
|                | ED95 のバイオエタノール高濃度燃料を普及するための支援措置（財政上の支援措置）                                                         | ○ |
|                | バイオ燃料（E3、E10）の普及・促進のためのインフラ整備のための支援措置（財政上の支援措置）                                                   | ○ |

|                |                                                   |   |
|----------------|---------------------------------------------------|---|
| 農業生産体制<br>強化事業 | バイオエタノールのマテリアル利用（バイオプラスチック）に関する<br>支援措置（財政上の支援措置） | ○ |
|                | <b>BDF</b> 混合率の上限緩和（規制の特例措置）                      | ○ |
|                | 道路以外で使用する特殊車両の使用燃料に関する規制緩和（規制の特<br>例措置）           | ○ |
|                | 軽油特定加工業の登録申請における軽油の入手ルートに関する緩和措<br>置（規制の特例措置）     | ○ |
|                | <b>BDF</b> に係る軽油取引税の減免措置（税制上の支援措置）                | ○ |

※ 新たに提案したものに加え、総合特別区域基本方針第5「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されているものについても、記載してください。

※ なお、新たに提案したものについては、「新たな提案」の欄に「○」を記載してください。

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

|              |                        |     |       |                |      |      |                            |      |                             |  |
|--------------|------------------------|-----|-------|----------------|------|------|----------------------------|------|-----------------------------|--|
| 地方公共団体に関する情報 | 地方公共団体名                | 北海道 | 担当部署名 | 経済部産業振興局食関連産業室 | 担当者名 |      | 電話番号                       |      | E-Mail                      |  |
| 総合特別区域の名称    | 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区 |     |       | 国際・地域の別        | 国際   | 対象地域 | 札幌市、江別市、函館市、帯広市・十勝管内町村の各区域 | 計画期間 | 平成 23 年度 ～ 平成 27 年度 （ 5 年間） |  |

●国の財政支援を希望する事業

| 事業番号 | 事業名                    | 事業内容                                                                                           | 実施主体                                       | 所管省庁名          | 国の制度名                               | 新規拡充 | 新規・拡充内容                                                                                                     | 総事業費<br>(単位:千円) | 年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円) |         |           |           |           |
|------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------|-------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
|      |                        |                                                                                                |                                            |                |                                     |      |                                                                                                             |                 | H23                        | H24     | H25       | H26       | H27       |
| 1    | 食品安全性・有用性研究評価センター機能の整備 | 国内外の有用性食品素材の成分分析、安全性・有用性試験結果のデータベース化、安全性・有用性検査手法(臨床試験を含む)および評価手法に係る共同研究等を実施する。                 | 管理法人:公益財団法人北海道科学技術総合振興センター<br>有用性評価:北海道情報大 | 経済産業省          | 成長産業・企業立地促進等事業費補助金                  |      |                                                                                                             | 67,200          | 17,200                     | 50,000  |           |           |           |
|      |                        |                                                                                                |                                            |                |                                     |      |                                                                                                             | 67,200          | 17,200                     | 50,000  |           |           |           |
| 2    | 食品安全性・有用性研究評価センター機能の整備 | 国内外の有用性食品素材の成分分析、安全性・有用性試験結果のデータベース化、安全性・有用性検査手法(臨床試験を含む)および評価手法に係る共同研究等を実施する。                 | 管理法人:公益財団法人北海道科学技術総合振興センター<br>有用性評価:北海道情報大 | 文部科学省          | 地域イノベーション戦略支援プログラム                  |      |                                                                                                             | 1,350,000       | 550,000                    | 200,000 | 200,000   | 200,000   | 200,000   |
|      |                        |                                                                                                |                                            |                |                                     |      |                                                                                                             | 1,350,000       | 550,000                    | 200,000 | 200,000   | 200,000   | 200,000   |
| 3    | 食品試作・実証センター機能の整備       | 地域の試験研究機関等の試作研究機能の充実を図る                                                                        | 試験研究機関<br>大学、民間企業<br>HFCマネジメント組織           | 文部科学省          | 地域産学官共同拠点整備事業(H22年度終了)              | 新規   | 地域産学官共同拠点整備事業制度について、施設整備に加え関連する研究開発も対象とする制度を創設する。                                                           | 600,000         |                            | 300,000 | 300,000   |           |           |
|      |                        |                                                                                                |                                            |                |                                     |      |                                                                                                             | 600,000         |                            | 300,000 | 300,000   |           |           |
| 4    | 食関連企業のレンタルラボの整備        | 国内外の食関連企業の研究者を受け入れる貸研究施設を整備して研究集積を促進する                                                         | 札幌市                                        | 経済産業省          | 地域企業立地促進等共用施設整備費補助事業                |      |                                                                                                             | 400,000         |                            |         | 400,000   |           |           |
|      |                        |                                                                                                |                                            |                |                                     |      |                                                                                                             | 200,000         |                            |         | 200,000   |           |           |
| 5    | 食・農・医連携研究センターの整備       | コーデックス委員会において採択された「危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドライン」に対応した設備投資                                       | 食関連企業                                      | 厚生労働省<br>農林水産省 | 食品製造事業者の食品の品質管理向上の取組に対する支援(拡大)      | 新規   | HASSP対応設備投資に対する財政支援(補助対象経費の2分の1)                                                                            | 800,000         |                            | 200,000 | 200,000   | 200,000   | 200,000   |
|      |                        |                                                                                                |                                            |                |                                     |      |                                                                                                             | 400,000         |                            | 100,000 | 100,000   | 100,000   | 100,000   |
| 6    | 食・農・医連携研究センターの整備       | 地域の農畜産物及び加工副産物からの新規機能性素材の開発等                                                                   | 十勝圏振興機構                                    | 文部科学省          | 地域イノベーションクラスタープログラム(都市エリア型)         | 拡充   | H26以降の継続実施                                                                                                  | 930,000         | 165,000                    | 165,000 | 200,000   | 200,000   | 200,000   |
|      |                        |                                                                                                |                                            |                |                                     |      |                                                                                                             | 920,000         | 160,000                    | 160,000 | 200,000   | 200,000   | 200,000   |
| 7    | 国際水産・海洋総合研究センターの整備     | 水産物の有用成分を活用した機能性素材の開発等                                                                         | 函館地域産業振興財団                                 | 文部科学省          | イノベーションシステム整備事業(地域イノベーション戦略支援プログラム) | 拡充   | 現在実施している地域イノベーション戦略支援プログラムなどのイノベーションシステム整備事業により、産学官連携による研究開発を通じて食の付加価値向上を図る。                                | 2,730,000       | 510,000                    | 510,000 | 510,000   | 600,000   | 600,000   |
|      |                        |                                                                                                |                                            |                |                                     |      |                                                                                                             | 1,350,000       | 250,000                    | 250,000 | 250,000   | 300,000   | 300,000   |
| 8    | HFCプロジェクトマネジメント事業      | HFC各プロジェクトのマネジメントを徹底し、かつ、3地域内のコーディネート活動のネットワーク体制を確立し、各プロジェクトの相乗効果の最大化を図るため、HFCマネジメント組織を設置する。   | 北海道経済連合会                                   | 内閣府            |                                     | 新規   | 特区のマネジメント機関の裁量によって研究費を運用できる「拠点裁量型研究制度」を要望する。制度設計・公募から成果評価まで、特区内での厳格なPDCAマネジメントにより、成果導出を最大眼目にした公正・効率的な運用を行う。 | 3,500,000       | 0                          | 500,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 9    | 食品安全性・有用性研究評価センターの整備   | 安全性・有用性評価研究、臨床を含む各種試験の実施と解析や、各国の基準に対する評価等の共同研究等を実施する。                                          | 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター<br>北海道情報大            | 内閣府            |                                     |      |                                                                                                             |                 |                            |         |           |           |           |
| 10   | 食品試作・実証センター機能の整備       | 地域の試験研究機関等の試作研究機能の充実を図る                                                                        | 試験研究機関<br>大学、民間企業<br>HFCマネジメント組織           | 内閣府            |                                     |      |                                                                                                             | 3,150,000       | 0                          | 450,000 | 900,000   | 900,000   | 900,000   |
| 11   | 密閉型実証研究植物工場の整備         | 植物系医薬品原材料等作製技術の実用化をめざすもので、各種抗酸化物質、漢方薬素材、サプリメント原料、鳥インフルエンザワクチンおよびペット・家畜用医薬品、農産品水耕栽培技術の実用化を推進する。 | 公益財団法人北海道科学技術総合支援センター                      | 内閣府            |                                     |      |                                                                                                             |                 |                            |         |           |           |           |
| 12   | 食関連企業のレンタルラボの整備        | 国内外の食関連企業の研究者を受け入れる貸研究施設を整備して研究集積を促進する                                                         | 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター                      | 内閣府            |                                     |      |                                                                                                             |                 |                            |         |           |           |           |

●国の財政支援を希望する事業

| 事業<br>番号 | 事業名                              | 事業内容                                                              | 実施主体                                              | 所管省庁名          | 国の制度名                      | 新規<br>拡充 | 新規・拡充内容                                 | 総事業費<br>(単位:千円) | 年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円) |         |         |       |         |
|----------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------|----------------------------|----------|-----------------------------------------|-----------------|----------------------------|---------|---------|-------|---------|
|          |                                  |                                                                   |                                                   |                |                            |          |                                         |                 | H23                        | H24     | H25     | H26   | H27     |
| 13       | 安全で高品質な農畜産物の生産<br>(大型堆肥センターの整備)  | 堆肥生産施設<br>H25 2箇所                                                 | 地域コントラクター                                         | 農林水産省          | 強い農業づくり交付金                 |          |                                         | 316,000         |                            |         | 316,000 |       |         |
|          |                                  |                                                                   |                                                   |                |                            |          |                                         | 158,000         |                            |         | 158,000 |       |         |
| 14       | 安全で高品質な農畜産物の生産<br>(飼料調製施設の整備)    | 家畜飼料調製施設(TMRセンター)<br>H25 2箇所<br>H27 1箇所                           | 生産者組織<br>農協                                       | 農林水産省          | 強い農業づくり交付金                 |          |                                         | 2,662,000       | 625,000                    | 870,000 | 500,000 |       | 667,000 |
|          |                                  |                                                                   |                                                   |                |                            |          |                                         | 1,219,000       | 300,000                    | 336,000 | 250,000 |       | 333,000 |
| 15       | 安全で高品質な農畜産物の生産<br>(地域コントラクターの育成) | 農作業機械の購入ほか                                                        | 地域コントラクター                                         | 農林水産省          | 国産粗飼料増産対策事業<br>産地活性化総合対策事業 | 拡充       | 補助対象となるコントラクター、対象<br>施設・機械の拡大           | 545,000         | 45,000                     | 215,000 | 225,000 |       | 60,000  |
|          |                                  |                                                                   |                                                   |                |                            |          |                                         | 250,000         | 0                          | 107,500 | 112,500 |       | 30,000  |
| 16       | 農業生産技術の高度化                       | 人工衛星を活用したリモートセンシング<br>技術の開発(事業費未定)<br>リモートセンシング技術の実用化に向け<br>た実証実験 | (株)IHI<br>(株)ズコーシャ                                | 農林水産省<br>経済産業省 |                            | 新規       | 技術開発・実証事件に要する経費に<br>対する財政支援             | 242,900         | 215,000                    | 16,500  | 7,000   | 4,400 |         |
|          |                                  |                                                                   |                                                   |                |                            |          |                                         | 13,950          | 0                          | 8,250   | 3,500   | 2,200 |         |
| 17       | 農業廃棄物等を活用したバイオガス<br>プラントの高効率化    | 汎用型エネルギーカスケード利用<br>の構築に伴う支援措置                                     | 鹿追町                                               | 経済産業省          |                            | 新規       | 実証事業に向け新規補助制度創設                         | 22,000          | 2,000                      | 20,000  |         |       |         |
|          |                                  |                                                                   |                                                   |                |                            |          |                                         | 20,000          | 0                          | 20,000  |         |       |         |
| 18       | 農業廃棄物等を活用したバイオガス<br>プラントの高効率化    | 送電線の架設費用の事業者負担<br>分の補助拡充                                          | 鹿追町                                               | 農林水産省          |                            | 新規       | 系統連携に必要なとなる経費の2/1補<br>助                 | 50,000          |                            |         | 50,000  |       |         |
|          |                                  |                                                                   |                                                   |                |                            |          |                                         | 25,000          |                            |         | 25,000  |       |         |
| 19       | 農業廃棄物等を活用したバイオガス<br>プラントの高効率化    | バイオエネルギー利用農業機械改<br>造費用の補助制度                                       | 鹿追町                                               | 農林水産省          |                            | 新規       | 機械改造に必要なとなる経費の1/2補<br>助                 | 30,000          |                            |         | 30,000  |       |         |
|          |                                  |                                                                   |                                                   |                |                            |          |                                         | 15,000          |                            |         | 15,000  |       |         |
| 20       | 余剰農産物等を有効活用したバイオ<br>エタノールの高度化利用  | バイオ燃料(E3、E10)普及・促進                                                | (財)十勝圏振興<br>機構                                    | 環境省            | エコ燃料利用促進補助事<br>業           |          |                                         | 57,000          | 10,000                     | 47,000  |         |       |         |
|          |                                  |                                                                   |                                                   |                |                            |          |                                         | 24,000          | 0                          | 24,000  |         |       |         |
| 21       | 余剰農産物等を有効活用したバイオ<br>エタノールの高度化利用  | ED95のバイオエタノール高濃度燃<br>料を普及                                         | ○スカニアジャパン(株)<br>○(財)十勝圏振興機<br>構<br>○帯広市           | 環境省            | 地球温暖化対策技術開発<br>事業          |          |                                         | 30,000          |                            | 30,000  |         |       |         |
|          |                                  |                                                                   |                                                   |                |                            |          |                                         | 30,000          |                            | 30,000  |         |       |         |
| 22       | 余剰農産物等を有効活用したバイオ<br>エタノールの高度化利用  | バイオエタノールのマテリアル利用<br>(バイオプラスチック)                                   | ○北海道コカ・コーラボ<br>トリング(株)<br>○(財)十勝圏振興機<br>構<br>○帯広市 | 農林水産省          | 農産漁村6次産業化対策事<br>業          |          | ※H23実施するFS調査の結果を踏ま<br>えて、H24以降実証事業を実施予定 | 8,000           | 8,000                      |         |         |       |         |
|          |                                  |                                                                   |                                                   |                |                            |          |                                         | 8,000           | 8,000                      |         |         |       |         |

<記載要領>

1. 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
2. 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
3. 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
4. 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)  
新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。  
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
5. 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。(いずれでもない場合は空欄)
6. 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
7. 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
8. 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
9. 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。